

南丹市立地適正化計画見直し (案)

令和7年9月現在

目 次

1. 立地適正化計画とは	1
(1) 立地適正化計画とは	1
(2) 立地適正化計画の位置づけ	2
(3) 立地適正化計画に定める内容	3
(4) 計画区域	3
(5) 目標年次	3
2. 上位関連計画の整理	4
3. 都市の現状及び将来見通し	24
(1) 立地特性	24
(2) 人口	25
(3) 土地利用	34
(4) 都市交通	39
(5) 都市機能	42
(6) 経済活動	49
(7) 災害	51
(8) 財政	54
(9) 住民の定住意向（アンケート調査結果）	56
4. 都市構造上の課題の整理	58
5. まちづくりの方針、都市の骨格構造、誘導方針	59
(1) まちづくりの方針（ターゲット）	59
(2) 目指すべき都市の骨格構造	60
(3) 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）	62

6. 居住誘導区域	63
(1) 居住誘導区域とは	63
(2) 居住誘導区域	64
7. 都市機能誘導区域・誘導施設	82
(1) 都市機能誘導区域・誘導施設とは	82
(2) 都市機能誘導区域	83
(3) 誘導施設	88
8. 誘導施策	90
9. 防災指針	95
(1) 防災指針の策定	95
(2) 災害リスクの分析と課題の整理	96
(3) 災害リスクの高いエリアの抽出と課題の整理	114
(4) 防災まちづくりの将来像、基本方針の検討	117
(5) 具体的な取組みと実施スケジュール	119
(6) 目標値の検討	121
(7) 防災・減災まちづくりの進め方	122
10. 定量的な目標値の設定、施策の達成状況に関する評価方法 ...	123
(1) 定量的な目標値の設定	123
(2) 施策の達成状況に関する評価方法	126

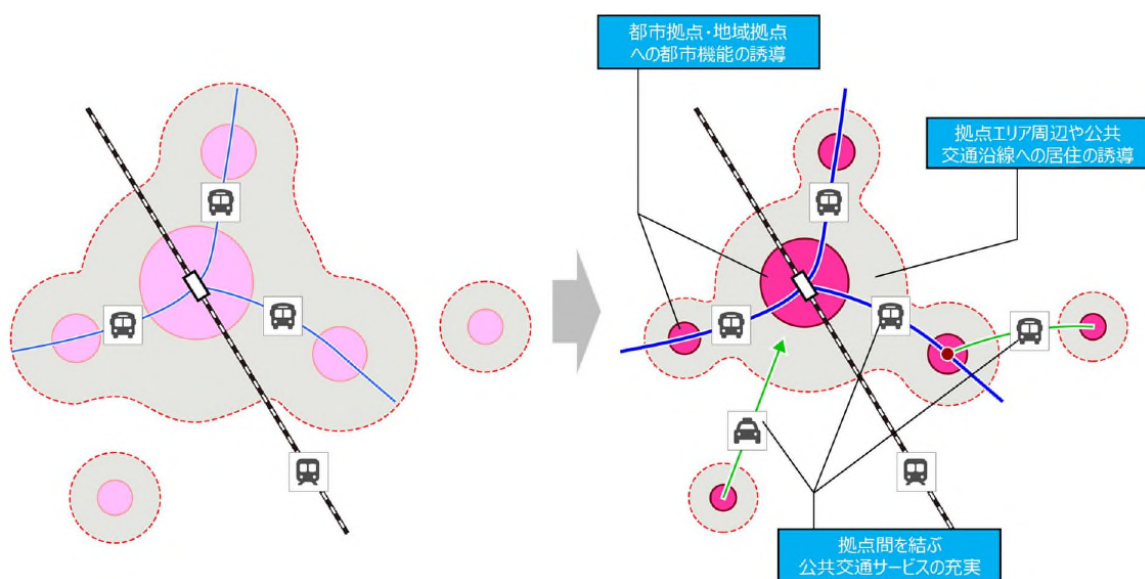
1. 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画とは

わが国の多くの地方都市では、今後、急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のままで人口が減少し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になりかねない状況にあります。

また、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面・経済面で持続的な都市経営を可能とすることなどが求められています。

こうした中、国では行政と住民や民間事業者が連携して、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成に取り組む「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進するために都市再生特別措置法を改正(2014(平成 26)年8月)し、『立地適正化計画』の制度を創設しました。

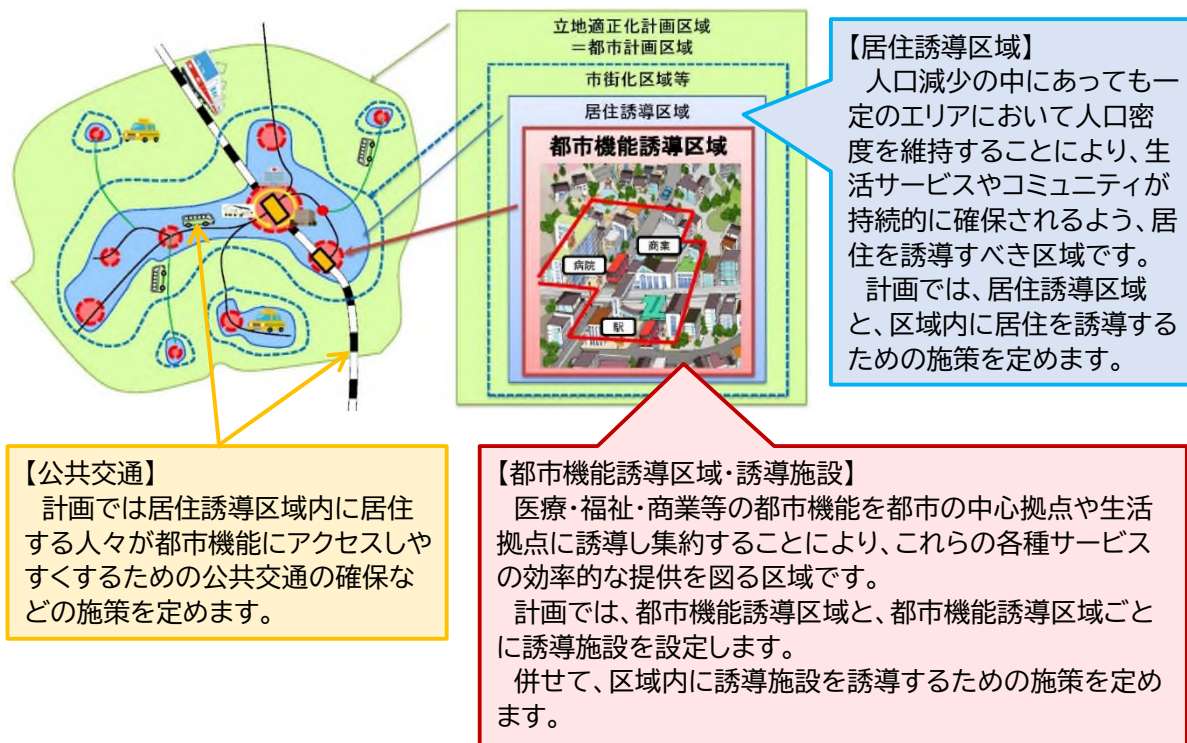


■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ（出典：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)）

また、近年全国各地で土砂災害や水害をはじめとした大規模な自然災害が発生し、居住誘導区域内でも甚大な被害を受けるなど、都市機能や居住の誘導にあたってどのように安全を確保するかという課題が浮き彫りになったことを受けて、2020(令和2)年9月に都市再生特別措置法が再び改正され、立地適正化計画においても災害リスクを踏まえた課題や取り組み等を定めることとなりました。

本市においても 2019(平成 31)年3月に「南丹市立地適正化計画」を策定し、「南丹市都市計画マスタープラン」(2011(平成 23)年 11 月策定)と一体となって関連する事業や施策を進めてきました。その後、都市計画マスタープランの中間年次にあたる 2021(令和 3)年に都市計画マスタープランの改訂を行い、2024(令和 6)年 3 月には、持続可能な公共交通網の形成を目指す「南丹市地域公共交通計画」を策定するとともに、都市計画マスタープランの再改訂を行いました。

今回の立地適正化計画の改訂は、都市計画マスタープランにおける将来都市構造との整合を図り、地域公共交通計画と連携したまちづくりを目指すために必要な見直しを行うとともに、居住や都市機能の誘導を図っていく上で、災害リスクの分析と課題の整理を行い、災害に対する防災の考え方を示すものです。

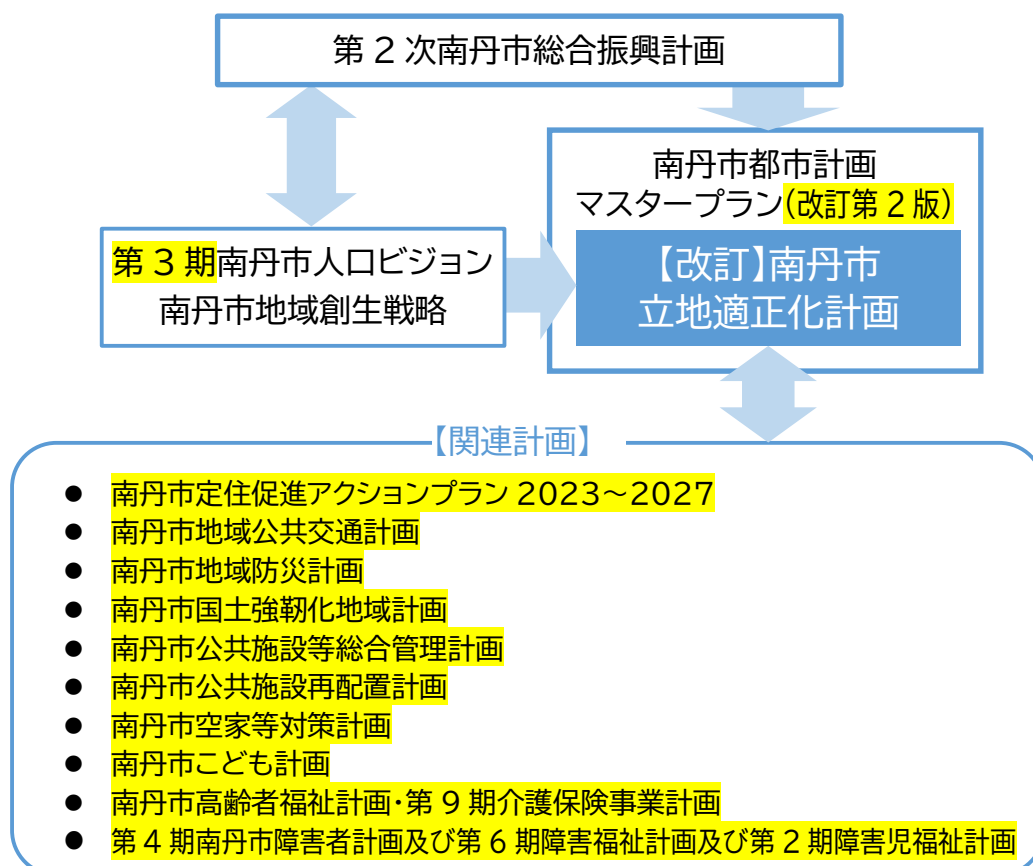


■立地適正化計画のイメージ（出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）を基に作成）

（２）立地適正化計画の位置づけ

『南丹市立地適正化計画（以下、本計画）』は、都市再生特別措置法第 82 条に基づき、『南丹市都市計画マスタープラン』の一部として扱います。

本計画は、『第 2 次南丹市総合振興計画』や『南丹市人口ビジョン』『南丹市地域創生戦略』『南丹市都市計画マスタープラン』との整合を図り、関連する分野の計画との連携も図りながら策定します。



(3) 立地適正化計画に定める内容

本計画では、都市再生特別措置法及び『都市計画運用指針』『立地適正化計画作成の手引き』に基づき、下記の事項について定めます。

1. 立地適正化計画の区域、及び計画期間
2. 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
3. 居住誘導区域、及び居住誘導区域に居住を誘導するための施策
4. 都市機能誘導区域、及び都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設(誘導施設)、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策
5. 定量的な目標値等
6. 施策の達成状況に関する評価方法
7. 災害に対する防災の考え方(誘導区域を中心とした災害リスクに対する課題の整理と防災・減災に関する取組み内容)等

(4) 計画区域

本計画の区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき、南丹市の都市計画区域(南丹都市計画区域)とします。



(5) 目標年次

本計画の目標年次は、概ね 20 年後の 2040(令和 22)年とします。

なお、目標年次までの間に必要な評価・検証を行うとともに、社会情勢の大きな変化や本市の都市構造に大きな影響を与えるプロジェクト等が実施される場合には、本計画の適切な見直しを行います。

2. 上位関連計画の整理

南丹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（2024（令和6）年12月）	
都市づくりの 基本理念	■暮らしを支える基盤づくり ○日常生活に必要な施設を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導 ○都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築 ○持続可能な都市基盤施設へ再構築 ■魅力あふれる地域づくり ○ゆとりある生活空間の確保 ○スマートシティの実現 ■未来を拓く産業づくり ○府南部地域の特性を生かした産業の集積 ○政策的な都市づくりによる新産業の創出 ■防災・減災 ○防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫 ■地域の活性化 ○市街化調整区域の既存集落における地区計画等を活用した地域活力の維持・向上
区域の将来像	◆災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市 ◆美しい自然・食・スポーツ等の地域資源を生かし、豊かな産業と交流を創造する都市 ◆豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市
主要用途の 配置の方針	①商業・業務地 J R八木駅周辺や園部町本町地区においては、隣接する住宅地等との環境の調和を図りつつ、日常生活に必要な店舗や診療所、業務施設等の集積を図る。 ②工業地 京都縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や横田地区を中心に工業地が形成されており、引き続き産業振興を図るとともに、インターチェンジに近接する立地特性を生かして、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。 ③住宅地 既成市街地及びその周辺部においては、広範囲に低層住宅地が形成されており、引き続き居住環境の維持・改善に努める。 市街化が進行しつつある地区については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。 J R吉富駅西地区については、田園景観と調和し、ゆとりある居住環境を有する住宅地の形成を図る。

河川の整備方針

【基本方針】

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水被害防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

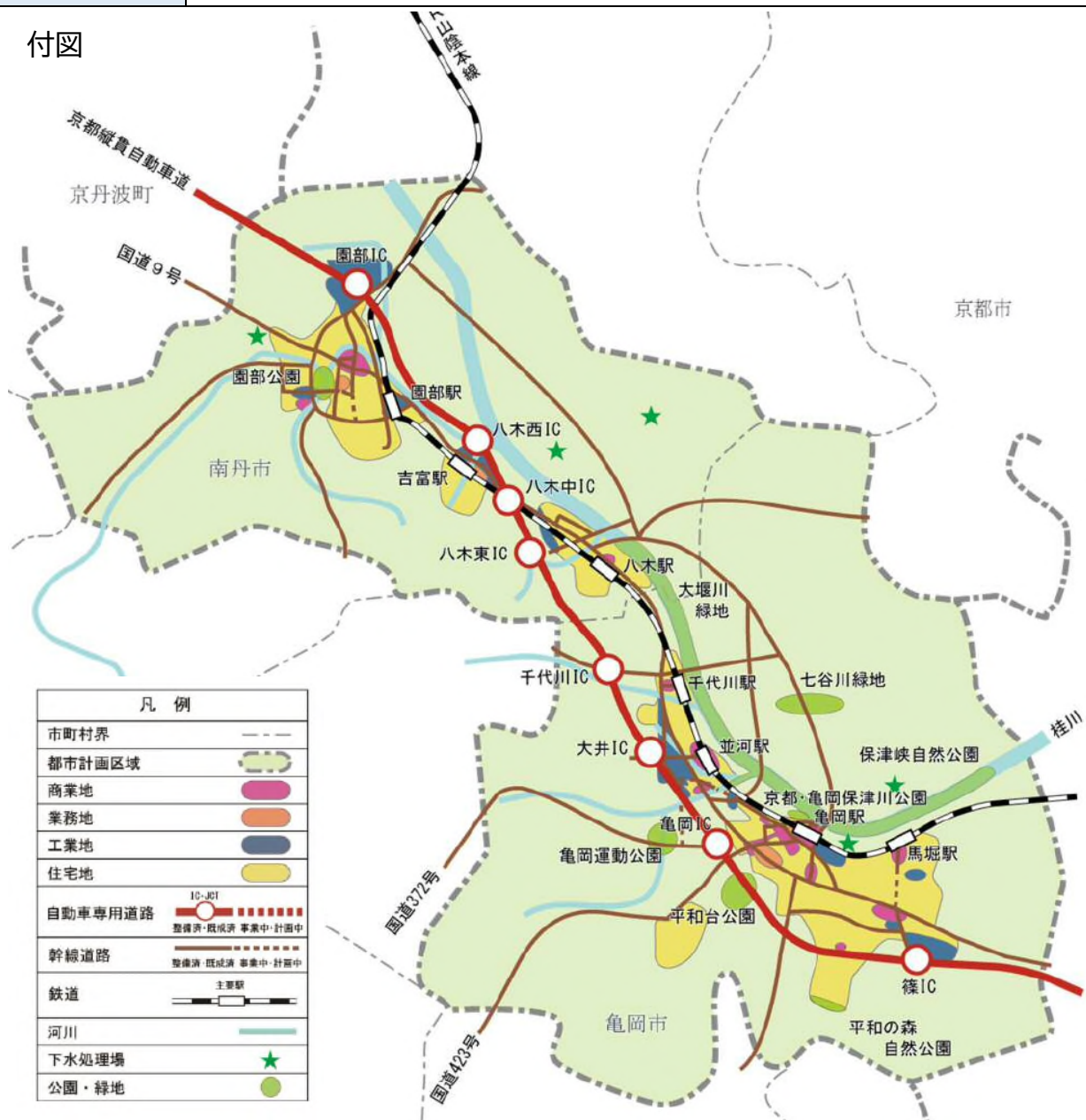
具体的には、流域治水の考えに基づき流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

【整備方針】

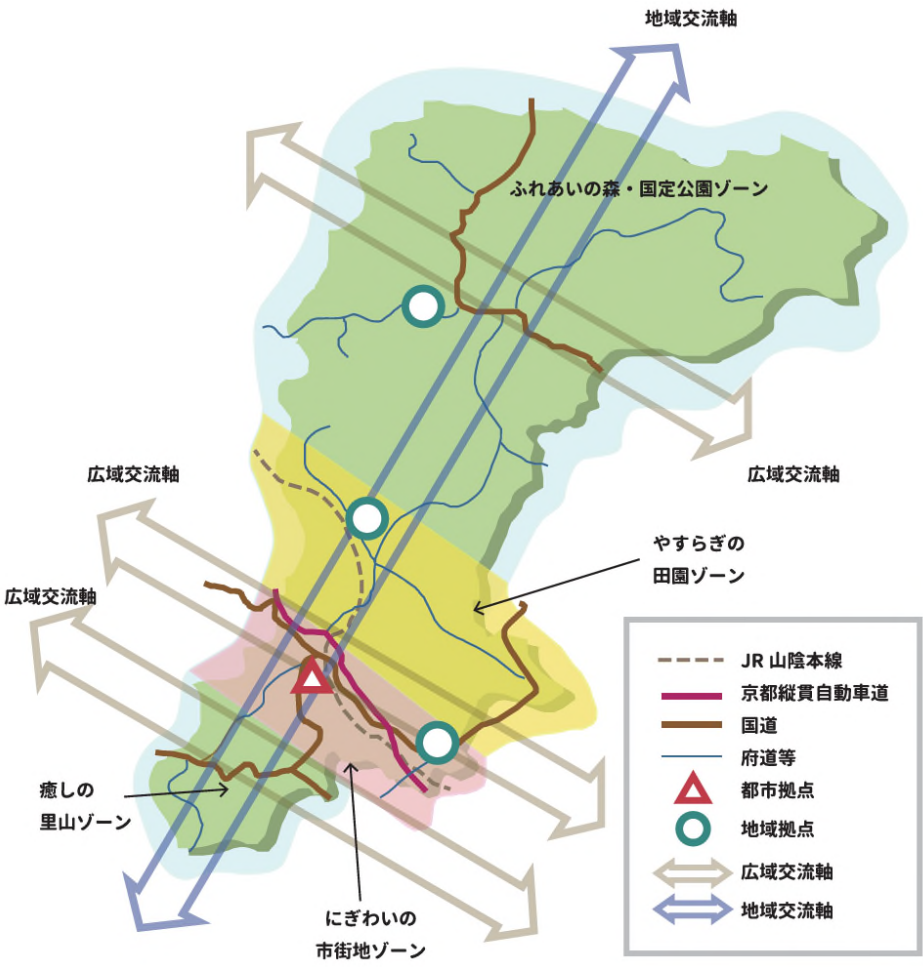
市街地の浸水被害の防止のため、桂川の河道掘削、築堤、引堤等、河積の拡大を図る。

また、東所川等の各支川の改修を推進する。北部地域は、桂川の支川園部川の流域に市街地が形成されており、桂川の改修を推進するとともに、園部川等の都市河川の改修を図る。

付図



第2次南丹市総合振興計画（2018（平成30）年3月）

めざすべき まちの将来像	森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市
重点テーマ	定住促進 ～住み続けたいまち・住んでみたいまち～
人口フレーム	2027年度の人口フレーム  定住人口 30,000人 交流人口 280万人
まちづくりの 基本方針	(1) つながりのあるまちづくり【人権・コミュニティ・協働】 (2) 健やかで幸せに暮らせるまちづくり【保健・子育て・医療・福祉】 (3) 学び楽しむまちづくり【教育・文化・スポーツ】 (4) 自然と共生したまちづくり【環境】 (5) 活力とにぎわいのあるまちづくり【産業振興】 (6) 安全・安心なまちづくり【危機管理】 (7) 美しく快適なまちづくり【都市基盤】 (8) 効率的・効果的な行財政によるまちづくり
土地利用 基本構想	

第3期南丹市地域創生戦略（2025（令和7）年3月）

基本目標 施策

基本目標1. 「しごと」をつくり、そこで働くひとをふやす

- 南丹市の特色を活かしたしごとづくりと企業誘致
- 地域産業の担い手となるひとづくりと市内就職・起業支援

基本目標2. 南丹市への新しい人の流れをつくる

- 定住・移住促進に向けた取り組みの推進

●定住・移住に係る支援

例)・定住促進サポートセンターにおける支援

- ・空き家バンクの活用
- ・空き家の流動化対策（空き家の掘り起こしや家財撤去の支援）
- ・子育て世帯などの定住促進
- ・移住希望者向けの情報発信
- ・移住者向け賃貸住宅の整備
- ・地元で頑張る人や多様な生き方・暮らし方などのロールモデルの発信
- ・移住希望者と地域のマッチング
- ・地域おこし協力隊の活動推進
- ・Uターン者への支援
- ・二地域居住など人の流れの創出

KPI ※ 空き家バンク新規登録件数 累計 310 件（2023 年度 59 件/年）
空き家活用件数 累計 215 件（2023 年度 41 件/年）

※KPI：重要業績評価指標

●住環境の整備

例)・民間による住宅建設の誘発

- ・道路や上下水道などのインフラ整備
- ・商店や商業施設など買い物環境の充実
- ・交流や遊び場となる公園の整備
- ・まちなかのにぎわい拠点施設の整備

KPI 住宅の新築戸数（共同住宅含む）累計 770 戸（2023 年度 150 戸/年）

- ファン獲得に向けた南丹市の魅力創出・歴史文化振興

基本目標3. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

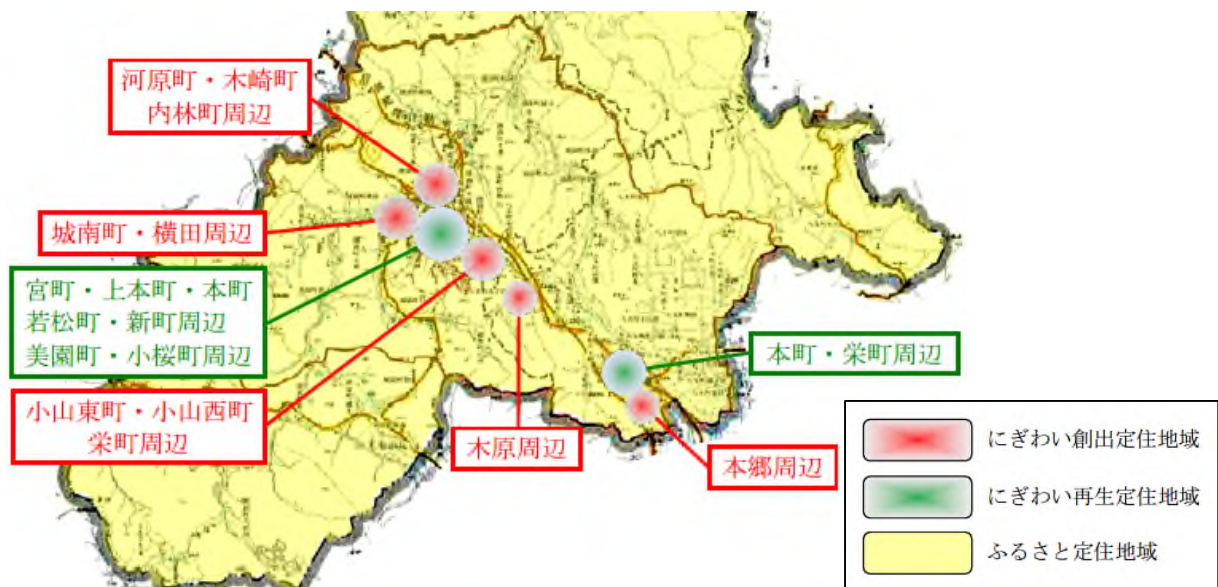
- 結婚・妊娠・出産・子育てを後押しする環境づくり
- 子ども達が地域に愛着を持てる教育や取り組みの推進

基本目標4. 誰もが安心して暮らし、活躍できる地域をつくる

- 誰もが住み続けたい安心・安全な地域づくり
- 市民とともに歩む地域づくり
- 次代に繋ぐ連携の地域づくり

南丹市定住促進アクションプラン 2023～2027（2023（令和5）年3月）

にぎわい創出定住地域	住宅建設や開発などが進んでいる、または今後進むと想定される地域で、転入などで人口増加の傾向がみられる、または今後人口増加が期待できる地域
にぎわい再生定住地域	従来からの商店街やその近辺の地域で、人口減少・少子高齢化の傾向がみられる、または今後人口減少・少子高齢化が想定される地域
ふるさと定住地域	農村部や山間部の地域で、人口減少・少子高齢化が進み、または今後人口減少・少子高齢化が想定される地域



■対象地域区分図（都市計画区域周辺の拡大図）

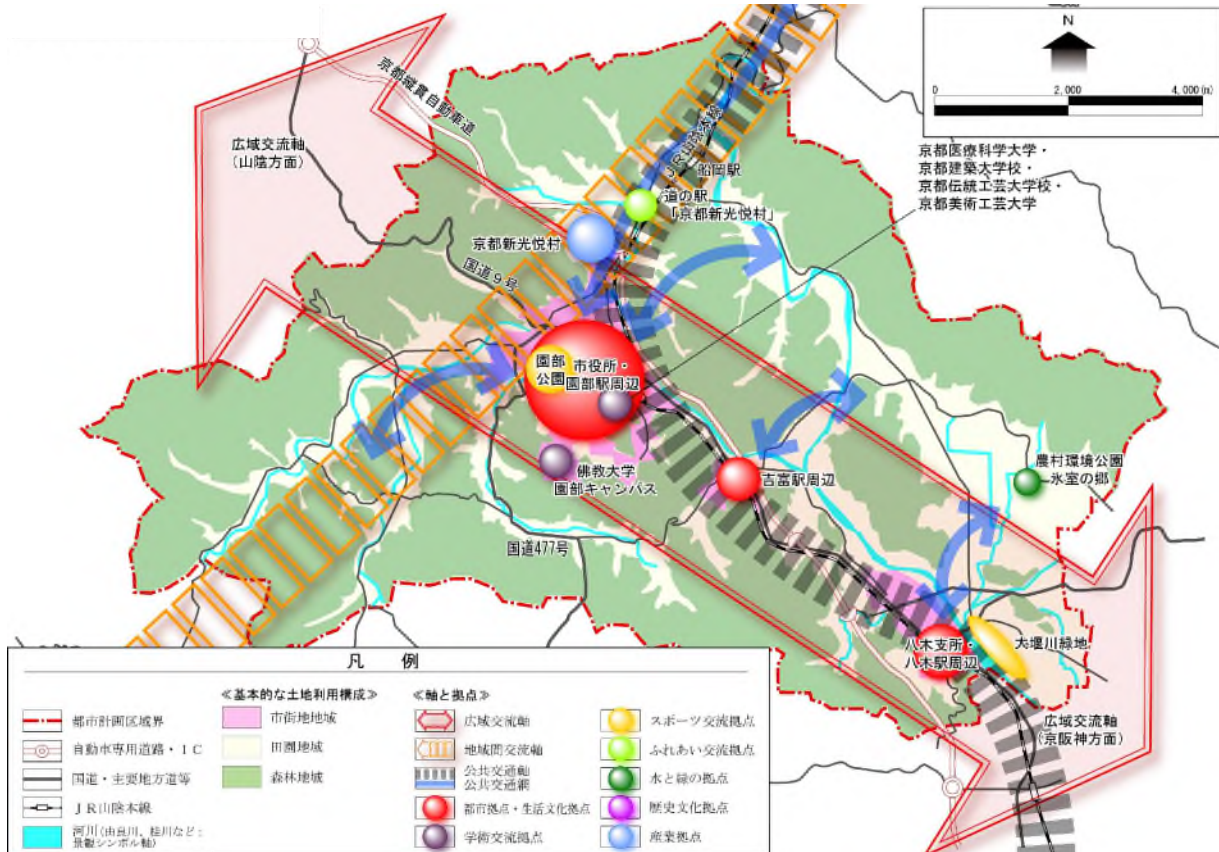
共通の定住促進施策	(1) 地域コミュニティ活動の活性化 (2) 空き家バンクと定住促進サポートセンターの運営 (3) 空き家の流動化対策 (4) 子育て世帯などの定住促進 (5) 出産・子育てに対する支援 (6) 学校教育の充実 (7) 健康づくり、健康寿命を延ばすための取組 (8) 産業の活性化 (9) 災害対策の充実 (10) 道路網・上下水道・情報通信網などインフラ整備の推進 (11) 公共交通の充実
-----------	--

地域別の定住促進施策	対象地域		
	にぎわい創出定住地域	にぎわい再生定住地域	ふるさと定住地域
(1) 市街地の計画的な整備 住居・商業・工業などの用途を適正に配分し、都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、土地区画整理事業などによる計画的な住宅地の整備を促進し、自然環境や田園風景と調和した魅力ある生活環境を創出します。	●		
(2) 通勤者に向けた移住促進 南丹市内の誘致企業などへの通勤者に対して、地域団体や企業などとも連携し、南丹市の魅力や利便性、定住促進施策、物件などの情報を一元化して発信するほか、地域イベントへの参加を促進するなど地域とのつながりを深めることにより、企業の従業員などの移住を促進します。	●	●	
(3) 定住促進拠点施設の整備 空き家・空き店舗などを活用し、おためし住宅・シェアオフィス・コミュニティスペースといった複合的な機能を持つ定住促進拠点施設を整備する地域団体への支援などにより、市街地や商店街の活性化を図るとともに、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備します。	●	●	
(4) 商店街のにぎわい創出 地域団体・商店街組織、大学・専門学校や地域おこし協力隊などとの協働で、商店街に人を呼び込むためのイベントの開催、工芸家などものづくり産業のネットワーク化、後継者の育成や新たな起業の支援などを行うことにより、商店街のにぎわいを創出します。		●	
(5) 移住者に対する空き家改修の支援 人口減少や少子高齢化が著しい地域において、地域活動に積極的に参加するなど地域が求める人材としての要件を満たす移住者が、居住するために行う空き家の改修を支援することにより、地域活動の担い手となる移住者の増加をめざします。また、地域団体や京の田舎ぐらしナビゲーターなどとの連携を強化し、移住者を受け入れやすい環境づくりと地域への移住者の定着につなげます。		●	●
(6) おためし暮らしの推進 都市通勤者がテレワークと出社を組み合わせることで地方で居住するライフスタイルを提唱し、地方への人の流れを加速させるため、地域団体やＪＲ・他市町村と連携して、おためし住宅の入居支援とＪＲによる通勤費支援の取組を推進するとともに、ＪＲの広告媒体を活用した広報活動を共同展開します。		●	●
(7) サテライトオフィスの誘致と支援 空き家・空き店舗などを活用し、都市部に所在する企業などのサテライトオフィス（企業が本拠地以外に設ける事業所）を誘致するとともに、その運営を支援することにより、地域経済の活性化や企業の従業員などの移住促進につなげます。		●	●
(8) 公共人材による地域活動の支援 まちづくり協働員・集落支援員・地域おこし協力隊といった公共人材を活用し、地域の実情に応じた住民主体の地域活動を支援することにより、人口減少や少子高齢化といった地域課題の解決に向けた取組を新たな視点で活発化させ、連帯感のある元気な地域社会の形成をめざします。		●	●
(9) 移住者に対する起業の支援			●
(10) 移住者向け賃貸住宅の整備			●
(11) 市街化調整区域における地区計画制度活用の支援			●
(12) 高齢者などの日常生活の支援			●

南丹市都市計画マスタープラン改訂第2版（2024（令和6）年3月）

将来都市像	つないで個性を磨く 「住み続けたい・住んでみたいまち」
都市づくりの目標	目標1 計画的な土地利用、都市機能の誘導による持続可能なまちづくり 目標2 人と地域の交わりを支える快適なネットワークづくり 目標3 安全・安心で快適に暮らせる質の高い生活空間づくり 目標4 個性豊かな地域資源を活かした多様な拠点づくり 目標5 多様な主体の連携・協働による誇りと愛着を育むまちづくり

将来都市構造図（都市計画区域）



【中心拠点】市役所・園部駅周辺

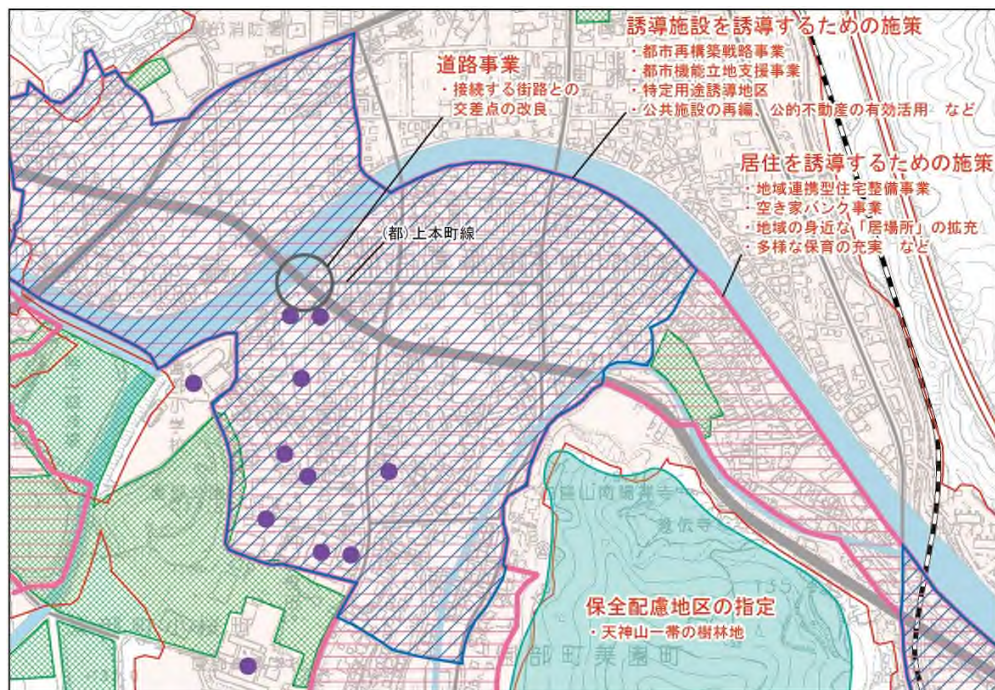
- 市役所をはじめ、文化会館、博物館、国際交流会館などが集積立地する園部町の市街地を各地域の交流や連携の中心となる都市拠点として位置づけ、より一層、多様な都市機能の集積を目指します。
- 園部駅を中心とした安全で快適な歩行者空間の創出、身近なオープンスペースの創出などに取り組み、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。
- 中心市街地の再整備により、密集市街地における防災性の向上、居住環境の改善による定住促進を図ります。

【地域拠点】八木支所・八木駅周辺

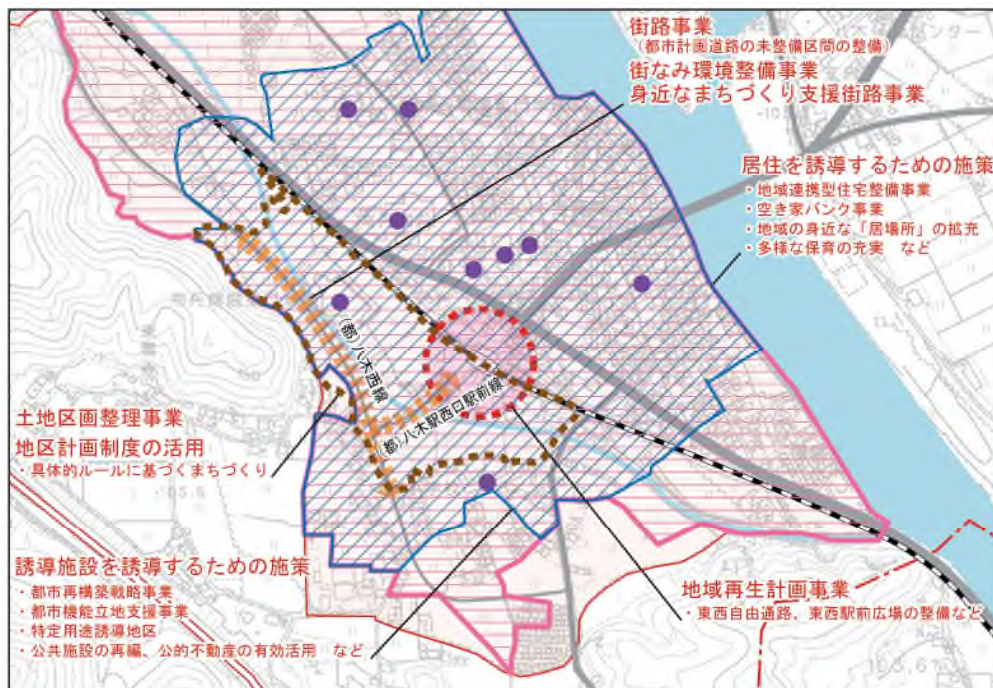
- 八木支所・八木駅周辺は、中心拠点と連携しながら、居住環境整備に努め、地域住民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを目指します。
- 八木駅周辺の整備・利便性向上や近隣商業機能などの充実を図り、周辺の田園環境と調和した魅力ある生活環境の創出を目指します。

市街地中心部の先導プロジェクト

【園部地区】



【八木地区】



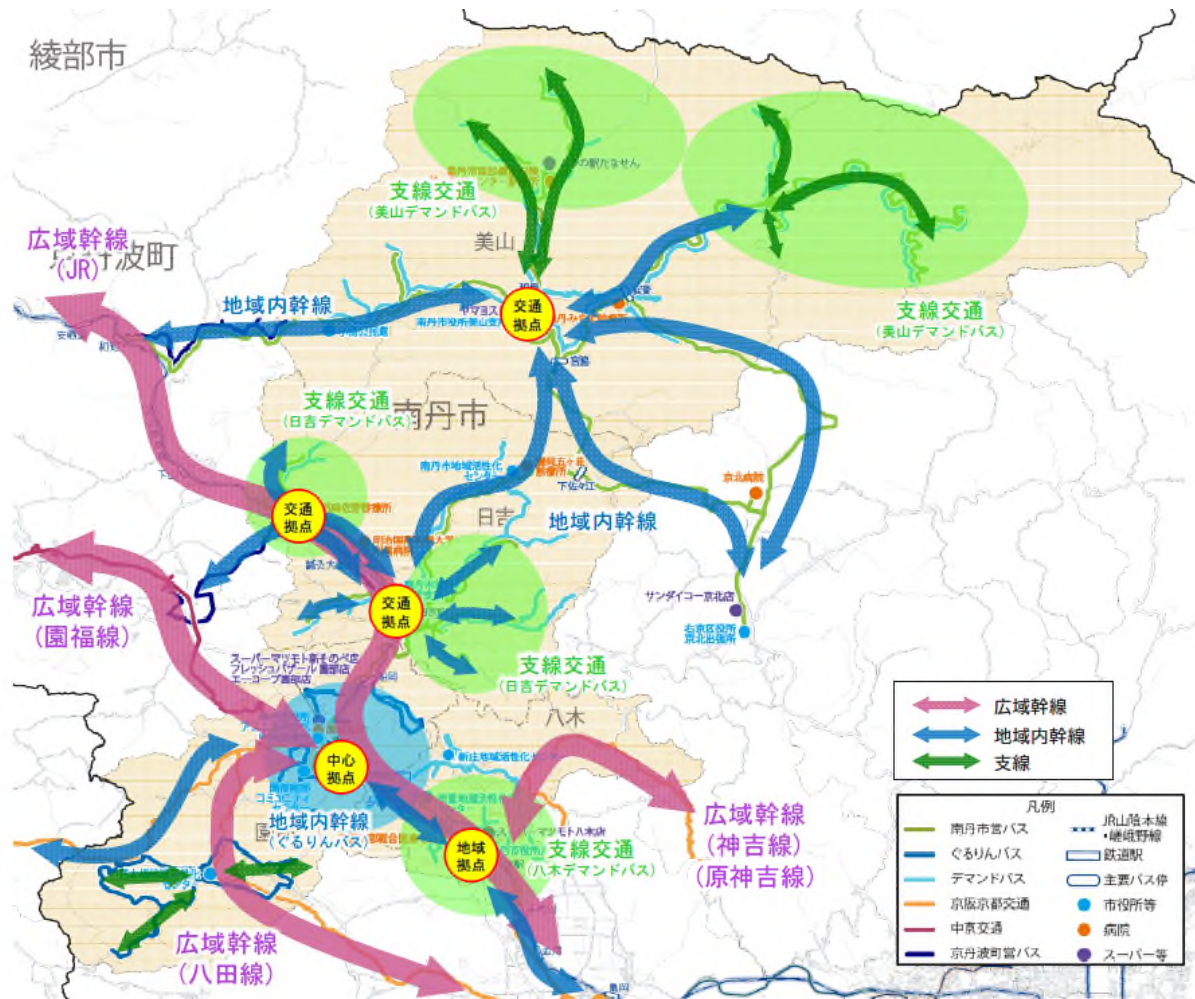
凡 例

	国道		市道（都市計画道路）		公共施設
	府道		都市公園 供用済		市街化区域
	居住誘導区域（若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域）				
	都市機能誘導区域（計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域）				

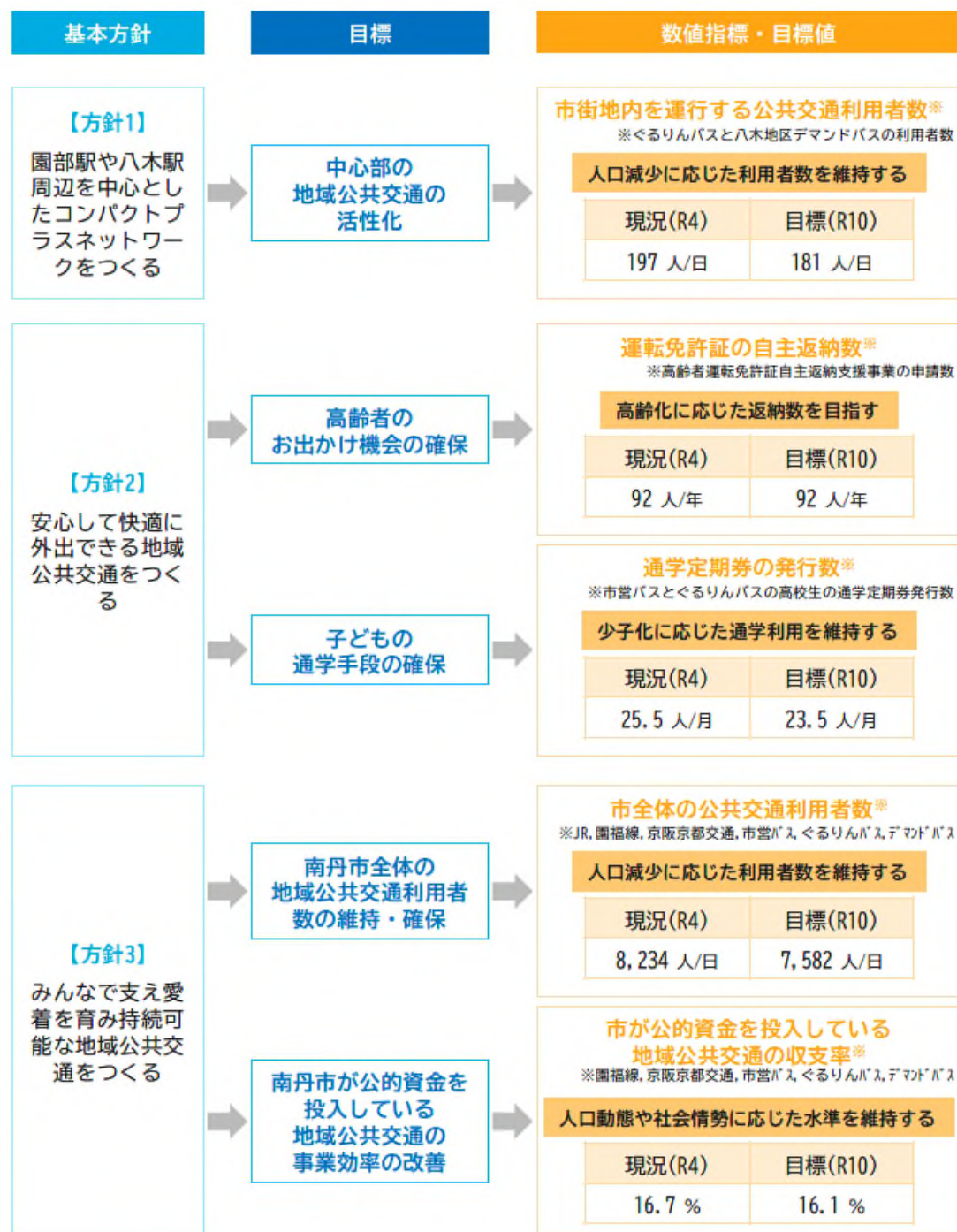
南丹市地域公共交通計画（2024（令和6）年3月）

基本理念	人や環境にやさしい公共交通体系が充実し、誰もが外出しやすいまちをめざす
基本方針	方針1 園部駅や八木駅周辺を中心としたコンパクトプラスネットワークをつくる 方針2 安心して快適に外出できる地域公共交通をつくる 方針3 みんなで支え愛着を育み持続可能な地域公共交通をつくる

将来の地域公共交通



計画の目標と数値指標の考え方



上記の目標を達成するためには、南丹市から地域公共交通へ適切な支援をします
(行政負担)

市の地域公共交通への公的資金投入額※ ※園福線、京阪京都交通、市営バス、ぐるりんバス、デマンドバス	
社会情勢に応じた負担額・財源を確保する	
現況(R4)	目標(R10)
175 百万円/年	214 百万円/年

南丹市公共施設等総合管理計画（2022（令和4）年3月改訂）

基本理念 (抜粋)	①市民参加による合意形成 ②施設の質と量の最適化 ・既存施設の更新（建替え）時には、集約化・複合化を積極的に行い、市民ニーズの変化に応じた総合的な行政サービス水準の維持向上を図ります。 ・地域の特性を活かした統廃合などの取組みを検討し、公共施設等の質と量の最適化を行い総量の削減を図ります。 ・計画的な予防保全を講じることにより、安心・安全に利用できる状態を維持し、公共施設等の長寿命化を図ります。 ・施設総量の削減を図るうえからも、集約化・複合化、及び統廃合を伴わない施設の新規整備は原則として行いません。 ③財政負担の軽減と平準化
数値目標	公共施設の延床面積を、今後30年間で20%以上削減する（平成27年度末比）
管理に関する実施方針 (抜粋)	①点検、診断等の実施方針 ・各施設の特性等を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を予防するため、利用状況や財政状況を考慮して計画的に点検、診断等を実施します。 ・点検、診断履歴は「公共施設マネジメントシステム」に蓄積し、施設の老朽化対策に活かしていきます。 ②維持管理、修繕、更新等の実施方針 ・施設の維持管理、修繕、更新等には、計画的な予防保全型の維持管理計画を策定又は見直しを行い、トータルコストの縮減や費用の平準化を目指します。 ・施設の更新には、施設の集約化、複合化を原則として、利用状況、維持管理経費などを総合的に検討し、必要と認められた施設を更新します。 ③安全確保の実施方針 ・点検・診断結果により施設の危険性が認められた場合には、早急に対策を行い、その後の活用方策の検討を行います。 ④耐震化の実施方針 ・旧耐震基準で建築された公共建築物等は、順次耐震診断を行い、避難所等に指定されている施設や、被災時に影響の大きい施設の耐震化を重点的に推進します。 ⑤長寿命化の実施方針 ・今後も保有する公共施設については、予防保全に努め、費用面や利用状況を考慮しつつ、大規模改修を実施し耐用年数を延ばし、建築後80年使用する等の長寿命化を推進することで長期的な更新コストの低減を図ります。 ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 ・年齢や性別、身体能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超え、誰もが安心して暮らせる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進します。 ⑦統合や廃止の推進方針 ・人口や財政動向を考慮し、公共施設の統合、転用、複合化、廃止も視野に入れて、今後、個々の施設の「公共施設再配置計画」を策定します。 ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 ・公共施設の総合評価、フォローアップ等に際して、施設所管課より情報収集して「公共施設マネジメントシステム」を活用し、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制を構築します。

南丹市公共施設再配置計画（2019（平成 31）年 3 月）

再配置の3つの柱	■利用圏域を踏まえたサービス機能の配置 ・サービスの機能（用途）について、それぞれに相当する利用圏域（広域、まちづくり圏域、生活圏域）を設定し、配置バランスを検討します。 ■積極的な機能の集約・複合化 ・集約・複合化、及び統廃合を伴わない施設の新規整備は原則行わないことを前提に、集約化による重複施設の整理や多機能化による効果を検討するなど、積極的な集約・複合化を検討します。 ■サービス機能の維持に向けた民間活力の導入 ・施設の管理・運営などを含めた多様な民間活力の導入について検証し、効果の高いものについて積極的な導入を進めていきます。管理運営を地域で担える施設については、地域への譲渡についても検討します。
行政サービス（機能）別の利用圏域の考え方（抜粋）	■集会機能 ・小区域利用圏規模の地区集会機能は、地元所有施設への機能移転を進め、中区域利用圏域規模の集会機能は区域内に確保します。 ■児童福祉機能 ・小区域利用圏内では、子供の居場所づくりを民間施設も含め検討します。保育所は、保育ニーズに応えるため、本計画策定時点で運用している施設は」保有していきます。ただし、複合化の受け皿として検討します。その他の児童福祉機能は、利用実態を踏まえ複合化を検討します。 ■スポーツ機能 ・体育館などの屋内運動機能は、中区域利用圏に機能移転し集約化します。ただし、大規模なスポーツ機能は、近隣市町村との広域連携を図り、相互利用による機能移転を推進します。 ■医療・保健福祉機能 ・大区域利用圏に公営、民営総合病院が、中区域利用圏以下の利用圏は、民間病院が担っています。保健福祉機能については、中区域利用圏に機能移転し、集約・複合化します。 ■図書館・博物館機能 ・大区域利用圏には図書館・博物館機能を維持しますが、中区域利用圏の図書室等については、他機能との集約・複合化を推進します。

南丹市地域防災計画（2024（令和6）年3月）

計画の理念

- ・災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・啓発・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- ・災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

1. 災害に強いまちづくり

- ・災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する市民運動を展開して、災害に強いまちづくりに努める。

（１）南丹市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震性の向上

（２）浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮した指定緊急避難場所の確保

2. 災害に強い体制づくり

- ・防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

（１）災害対策本部の機能強化

（２）洪水予報、河川水位、土砂災害警戒情報等に基づく避難体制の整備

（３）要配慮者への支援の強化（要配慮者支援プラン等の作成）

（４）指定避難所運営マニュアル等に基づく指定避難所の運営・管理体制の整備

（５）男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

（６）企業防災の促進（事業継続計画（BCP）の策定促進）

3. 災害に強い人づくり

- ・災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

（１）市民の災害時行動力の強化（防災知識の普及・啓発）

（２）実践的な防災訓練の実施

（３）自主防災組織の育成

（４）市民及び事業所の連携強化

4. 広域災害、複合災害に対応した対策

- ・平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

河川防災計画 (抜粋)	・河川全般について上流での土砂流出を防ぐとともに、今後も、京都府の治水対策の積極的な実施を強く要請し、その他の未改修小河川についても低地帯の冠水の防除とともに農業用水、防火用水としても重要であるため、改修整備並びに土砂の浚渫を推進する。 ・特に、桂川、園部川などの河川改修事業の促進を京都府に要請していく。 ・現在、市は、京都府調査による桂川、園部川、田原川、棚野川、天神川、半田川、本梅川、陣田川、東所川、三俣川の浸水想定区域に、指定緊急避難場所などを示したハザードマップを市民に配布している。
土砂災害予防計画 (抜粋)	・急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について京都府に要請するものとする。また、崩壊による被害のおそれがある市民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。 ・京都府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。京都府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。 ・急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。
道路防災計画 (抜粋)	・重要物流道路及び災害時の緊急輸送道路となる道路などの早期改良・整備を関係当局に要請していく。 ・市道については、国道や府道の道路整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。
避難等に関する計画 (抜粋)	・市及び京都府は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等、避難計画の策定を行い、市民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

南丹市国土強靱化地域計画（2022 年（令和 4 年）1 月更新）	
基本目標	基本目標 1 人命の保護が最大限に図られること 基本目標 2 南丹市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること 基本目標 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最少化に資すること 基本目標 4 迅速な復旧復興に資すること
施策 (事前の備え)	【施策 1】直接死を最大限防ぐ ・住宅・建築物の耐震化 ・公共施設等の耐震化 ・多数の人が利用する建築物の耐震化 ・交通施設、沿線・沿道建物の耐震化 ・防火対策の推進 ・消防の体制等強化 ・河川改修等の治水対策の推進 ・防災意識の啓発 ・土砂災害対策の推進 ・治山事業の促進 ・住民等への情報伝達体制の強化 ・防災意識の向上 【施策 2】救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する ・孤立状態の短時間での解消 ・農道・林道の整備 ・大雪対策 ・上水道施設の耐震化等 ・上水道危機管理体制の確保 ・緊急輸送道路等の確保 ・緊急輸送道路等の整備 ・緊急物資の確保等 ・救助体制の強化 ・消防の体制等強化 ・地域防災力の充実・強化 ・DMA T の受入体制整備 ・EM I S の活用 ・ドクターヘリの活用 ・避難施設の充実 ・避難施設における感染拡大防止 ・避難所の設置 ・避難生活の長期化の防止

施策 (事前の備え)	【施策３】必要不可欠な行政機能は確保する ・ 公共施設等の耐震化（再掲） ・ 電力供給遮断時の電力確保 ・ B C Pの見直し等 【施策４】経済活動を機能不全に陥らせない ・ 緊急輸送道路等の確保（再掲） ・ 緊急輸送道路等の整備（再掲） ・ 緊急物資の確保等（再掲） ・ 災害時の文化財喪失予防 ・ 文化財についての意識啓発 【施策５】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる ・ 電力供給遮断時の電力確保（再掲） ・ 危険物施設の安全対策等の強化 ・ 大規模災害時の連携強化等 ・ 上水道施設の耐震化等（再掲） ・ 上水道危機管理体制の確保（再掲） ・ B C Pの見直し等（再掲） ・ 污水处理施設の耐震化等 ・ 下水道危機管理体制の確保 【施策６】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない ・ 複合災害・二次災害の対策 ・ 農地・農業用施設の保全管理とため池の防災対策の推進 ・ 適切な森林整備 ・ 治山事業の促進（再掲） ・ 鳥獣被害防止対策の推進 ・ 農林水産業の風評被害対策 ・ 避難計画の見直し等 ・ 原子力防災意識の啓発 【施策７】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する ・ 仮置場の確保 ・ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上 ・ 地籍調査の推進 ・ 復旧・復興を担う人材等の確保・育成
-----------------------	---

南丹市空家等対策計画（2021（令和3）年3月）

基本的な方針	①所有者等による適正管理の推進 空家所有者等に対して適正管理の責務を周知し、管理意識の向上に努めます。 ②特定空家等に対する適正管理の推進 特定空家等については、周囲に悪影響を及ぼす恐れが高いことから、法に基づく助言・指導、勧告等の措置を行います。特に倒壊の危険性や緊急性が高い特定空家等については、公益性を慎重に判断し、行政代執行等により住民の安全安心の確保に努めます。 ③利活用の推進 利活用が可能な空家等については、空き家バンクへの登録を促進し、移住・定住の推進に努めるとともに、観光施設やサテライトオフィスなどへのリノベーションも推進します。
空家等の所有者等の適切な管理の促進	①所有者等の意識の向上 所有者等の意識を高めるため、空家等の適切な管理は所有者又は占有者の義務であることのほか、適正管理や空家等対策に関する情報を発信し、啓発に努めます。
空家等及び除却した空家等に係る跡地活用の促進	①空家等の活用の促進 活用可能な空家等について、所有者等や移住希望者等に対して利活用を促すため、空き家バンク等の移住・定住促進や観光・企業誘致などに関する取り組みにより空家等の活用を促進します。 ②除却した空家等に係る跡地活用の促進 所有者等に対し、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及び機能向上につながるよう努めます。
特定空家等に対する措置	①特定空家等の未然防止 特定空家等の発生を未然に防止するため、苦情や相談、要望、実態調査等により把握した空家等が、適切に管理されていないことにより周辺環境に悪影響を及ぼしていると認める場合は、所有者等に対し、必要に応じて適切な管理を行うよう助言・指導（行政指導）を行います。 ②特定空家等の認定 特定空家等の認定については、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」をもとに、行政の関与の可否を勘案して検討し、市が認定します。 ③行政の関与の可否の判断 実態調査や地域住民からの相談・苦情等により、適切な管理が行われていない具体の事案を把握した場合は、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断します。

南丹市こども計画（2025（令和7）年3月）	
基本理念	ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 自分らしく健やかに育つ こども・若者をはぐくむまちづくり
基本目標 基本施策	基本目標Ⅰ. こども・若者の権利を守ります （１）こども・若者の権利について、社会全体での共有 （２）こども・若者が当事者として社会参画し、意見を表明する機会の推進 （３）児童虐待の防止と対応及びヤングケアラーへの支援 （４）こども・若者の貧困対策の推進 （５）いじめ・犯罪から守る 基本目標Ⅱ. すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします （１）妊婦から乳幼児までの健やかな育ちのサポート （２）生きる力をはぐくむ保育・教育の充実 （３）ふるさとを大切に、人間性・社会性をはぐくむあそび・体験の充実 （４）こども・若者の居場所づくりの充実 （５）きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援 （６）こどもとともに育つ保護者・養育者への支援 基本目標Ⅲ. 地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します （１）地域全体での支援体制の推進 （２）経済的な支援 （３）安心して子育てできる環境の整備
教育・保育の量 の見込みと確保 の内容	【幼稚園・保育所】 ●園部地域 ・幼稚園では、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、十分に提供できる体制を確保できています。 ・保育所では、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供体制を確保できています。 ・公立施設については認定こども園へ再編し、私立保育施設の開園支援に取り組めます。 ●八木地域 ・幼稚園、保育所ともに、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供できる体制を確保できています。 ・民間園の参入も検討しながら、公立施設の認定こども園への移行、機能縮小も含めて提供体制を確保します。 【放課後児童クラブ・放課後子供教室】 ・放課後児童クラブは、申し込みに対しての受け入れ体制はできています。また、全てのクラブは学校内・敷地内・隣接地で事業を実施しております。 ・放課後子供教室の更なる開設を進めていきます。

南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（2024（令和6）年3月）

基本理念	健康で生き生きと、つながりながら暮らせるまち
基本目標	1. 安心していつまでも暮らせるまちづくり 2. 健康で生き生きと暮らせるまちづくり 3. 互いに認め合い尊厳を守るまちづくり 4. 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり 5. 介護サービス基盤の安定・強化
介護サービスの確保方策	【施設・居住系サービス】 ・施設サービスは一定充足しており、第9期計画期間では介護老人福祉施設、介護老人保健施設について、本市内での新たな整備は見込みませんが、サービス事業者との連携により待機者の改善につなげていきます。 ・介護医療院は本市にはないものの、近隣施設での利用状況等を踏まえ、整備状況にかかわらず必要なサービス量の確保に努めます。 ・居住系サービスは、特定施設入居者生活介護が一定数整備されており、本計画期間での整備・増床は見込まないこととします。 ・入所者・入居者に対するサービスの質的向上を図るため、京都府等と連携しながら引き続き事業者の取組を支援します。 【在宅サービス】 ・在宅サービスは、居宅での生活を支えるサービスとして、現在のサービス供給量の維持を基本としつつ、不足するサービスについては、必要なサービス量の確保を目指すとともに、各日常生活圏域の状況に合わせて介護資源が整備されるように努めます。 ・在宅介護の中心的なサービスとなる通所介護（デイサービス）については、市全域及び各圏域におけるサービスの利用状況や供給状況等を踏まえ、第9期計画期間内での新規事業所の整備は見込んでいませんが、事業所や利用者ニーズに変化が生じた場合など状況に応じて新たな事業所整備を検討します。 ・訪問系のサービスを中心に、サービスの利用状況を把握しながら、必要に応じて既存事業者によるサービスの拡充等により、サービスの安定的な供給に努めます。

第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（2024（令和6）年3月）

基本理念	障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市
確保方策 (抜粋)	【訪問系サービス】 ・利用者のニーズに沿ったサービスを提供するため、各種サービスに関する情報提供等、広報活動の充実に努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。 ・周辺市町と連携し、市内及び圏域内において、訪問系サービスに対する新規事業者や介護保険サービス事業者の参入を働きかけます。 【日中活動系サービス】 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）においては、事業者に対して、利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、新規事業者の参入を促進します。 ・就労継続支援（A型・B型）においては、事業者のネットワークにより利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めるとともに、新規事業者の参入を促進します。 【居住系サービス】 ・市独自の助成制度により、事業者によるグループホームの整備・拡充を支援します。 【相談支援】 ・障害福祉サービス等の利用を希望する人が、適切に組み合わせられたサービスを受けられるよう、利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充に努めます。また、介護サービスとの連携を進め、相談員の適正な配置に努めます。 ・周辺市町と連携し、相談支援事業に対する新規事業者の参入を促進します。 ・施設や病院から地域生活への移行を希望する人が、円滑に移行できるように相談支援事業者・施設・医療機関等関係機関の連携を強化します。 【障害児通所支援】 ・放課後等デイサービスにおいては、利用状況の伸びが見込まれることから、新規事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携して、障がい特性や成長段階に応じて支援できるスタッフの養成に努めます。 【障害児相談支援】 ・周辺市町と連携し、障害児相談支援事業に対する新規事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携して、成長段階に応じた個別支援計画の作成に努めます。

3. 都市の現状及び将来見通し

(1) 立地特性

- 南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、面積 616.40km²で京都府の 13.4%を占める広大なまちです。
- 本市は、2006(平成 18)年1月1日に園部町、八木町、日吉町、美山町の4町が合併し、誕生しました。
- 本市には、南東の京都市から北西にかけて JR 山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあり、JR 京都駅・園部駅間は複線化されています。
- 道路は、市の北部に国道 162 号、南部に京都縦貫自動車道、国道9号、国道 372 号、国道 477 号などが走っています。また、市内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっています。
- 市内には数多くの大学・専門学校が立地し、学生が行き交うまちとなっています。

■南丹市の位置 (出典:第 2 次南丹市総合振興計画、南丹市都市計画マスタープラン)



(2) 人口

① 人口動向

【現状】

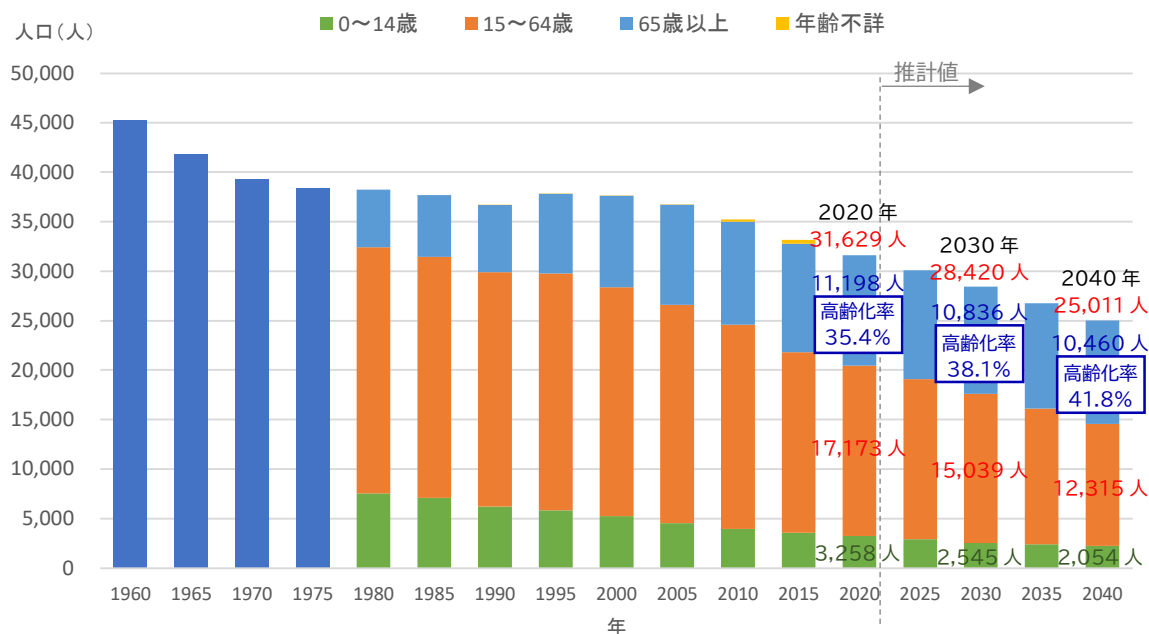
- 本市の人口は、1960(昭和 35)年から減少し、1995(平成 7)年に一旦増加したものの、その後再び減少しています。
- 65 歳以上の高齢者人口は急増し、2020(令和 2)年の高齢化率は 35.4%です。
- 地域別には、八木地域は一貫した減少傾向にあり、2010(平成 22)年までは増加傾向にあった園部地域についても、2015(平成 27)年以降は減少傾向にあります。

【将来見通し】

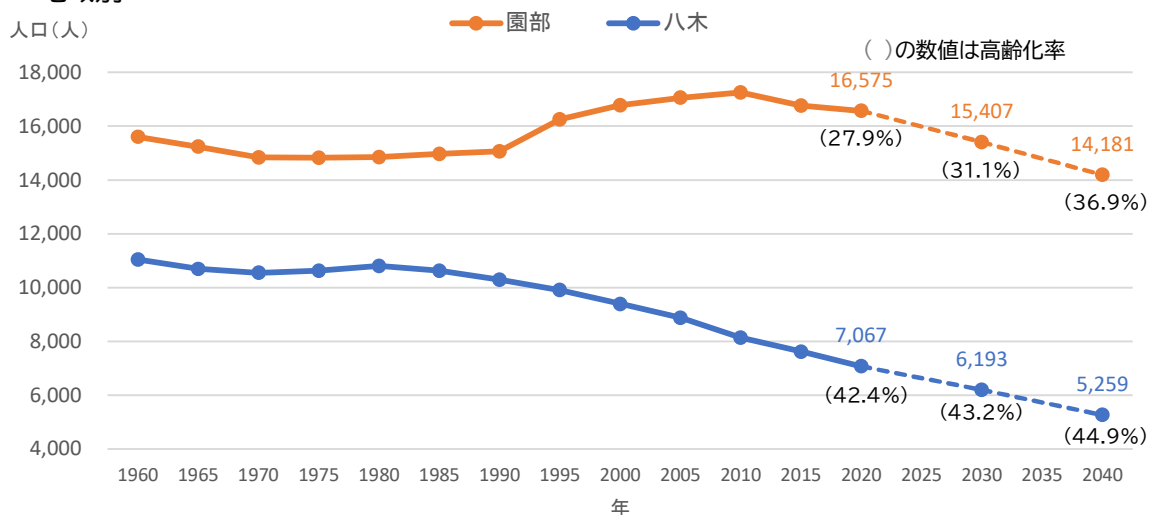
- 社人研の将来推計では 2020(令和 2)年以降、急激に人口減少・高齢化が進行します。

■人口の推移 (出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2023(令和 5)年推計))

≪市全体≫



≪地域別≫



② 人口動態（市全体）

【現状】

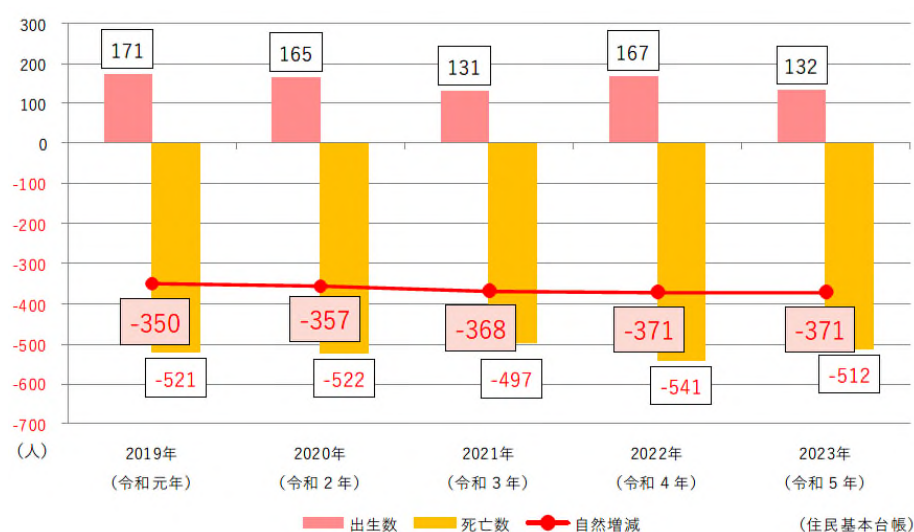
〈自然動態〉

- 出生数は減少傾向、死亡者数は概ね横ばいで推移しており、自然動態はマイナスとなっています。

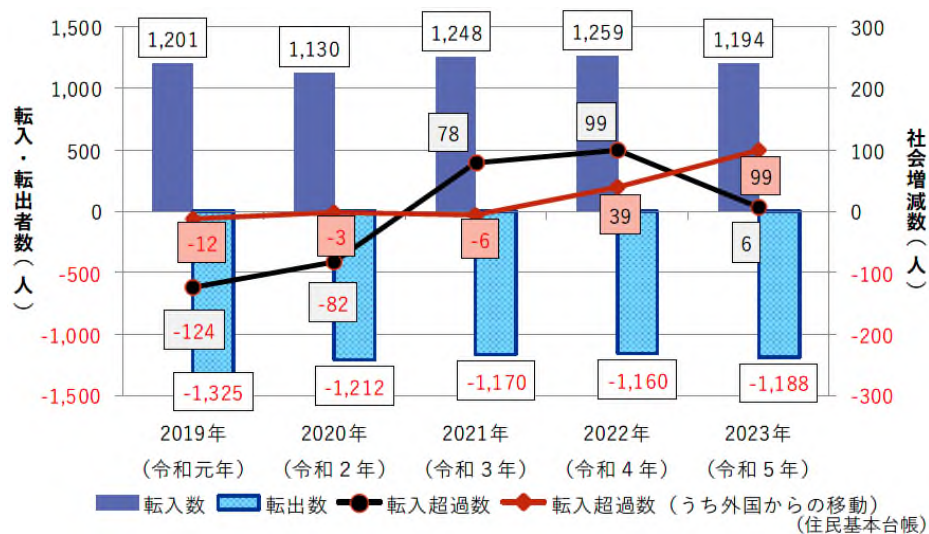
〈社会動態〉

- 転出超過傾向が改善されてきており、2022(令和4)年と2023(令和5)年は転入超過となっています。

■ 出生・死亡者数の推移（出典：第3期南丹市人口ビジョン・地域創生戦略）



■ 転入・転出者の推移（出典：第3期南丹市人口ビジョン・地域創生戦略）



〈転入・転出の状況〉

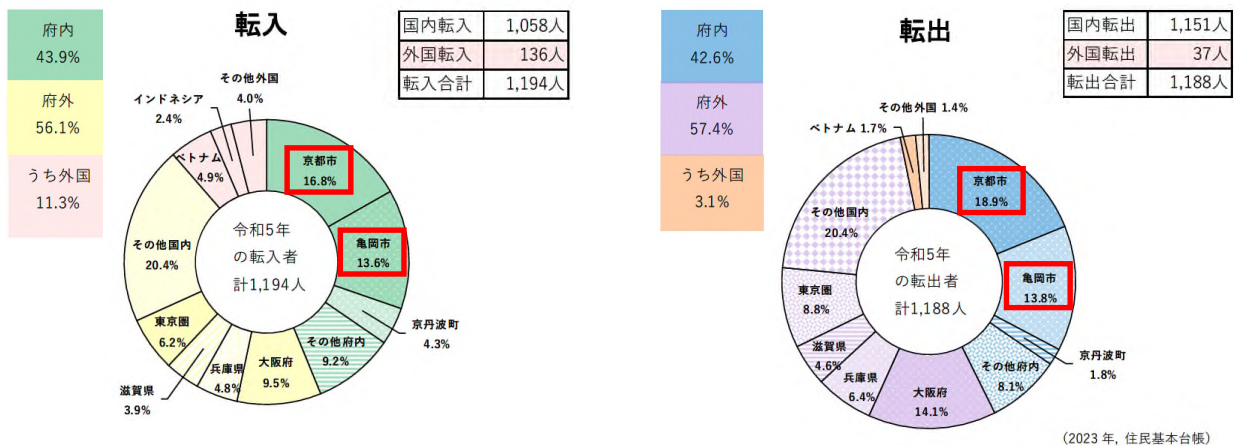
- 20～24 歳で男性は 87 人、女性は 32 人の転出超過となっています。
- なお、20～30 代の移動が多いのは進学・就職・結婚等の移動を伴うライフイベントが主要因と考えられます。
- 府内では京都市・亀岡市が転入・転出ともに多く、府外では東京圏への転入・転出は少なく、関西での移動が多くなっています。
- 外国からの転入が多く、国内のみの移動では転出超過ですが、外国からの移動を含めると転入超過となっています。

■性別・年齢5歳階級別の転入・転出の状況（出典：第3期南丹市人口ビジョン・地域創生戦略）

(人)		純移動		転入		転出	
		男（純移動）	女（純移動）	男（転入）	女（転入）	男（転出）	女（転出）
年少人口	0～4歳	5	3	21	18	16	15
	5～9歳	13	9	24	19	11	10
	10～14歳	3	3	12	13	9	10
	計	21	15	57	50	36	35
生産年齢人口	15～19歳	19	12	28	21	9	9
	20～24歳	▲ 87	▲ 32	132	118	219	150
	25～29歳	▲ 14	24	112	121	126	97
	30～34歳	▲ 2	▲ 5	88	56	90	61
	35～39歳	3	1	46	36	43	35
	40～44歳	5	11	34	31	29	20
	45～49歳	▲ 2	▲ 3	30	19	32	22
	50～54歳	10	10	31	24	21	14
	55～59歳	12	6	20	20	8	14
	60～64歳	0	0	15	10	15	10
	計	▲ 56	24	536	456	592	432
高齢者人口	65～69歳	5	3	13	12	8	9
	70～74歳	▲ 1	▲ 3	7	7	8	10
	75歳～	9	▲ 11	23	33	14	44
	計	13	▲ 11	43	52	30	63
合計		▲ 22	28	636	558	658	530

（2023年、住民基本台帳）

■転入・転出の状況（出典：第3期南丹市人口ビジョン・地域創生戦略）

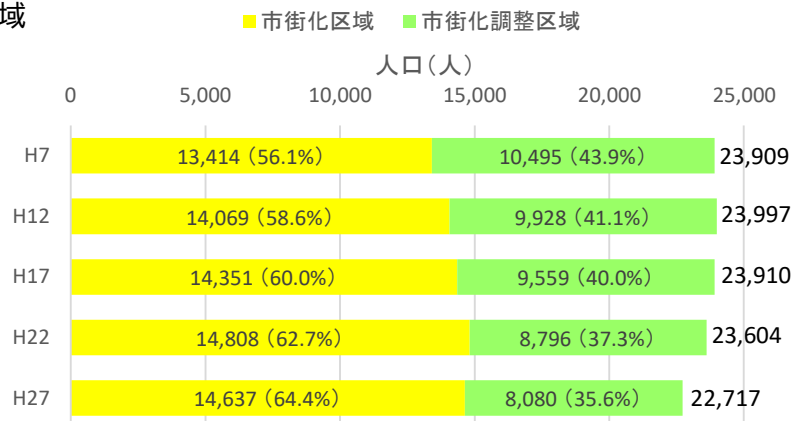


③ 人口・居住地分布

- 人口密度の高いエリアは少なく、居住地・人口が分散しています。
- 市街化区域の人口はほぼ横ばいで推移しており、市街化調整区域は一貫した減少傾向にあるため、人口の内訳としては市街化区域の割合が高くなりつつあります。

市街化区域と市街化調整区域の人口割合

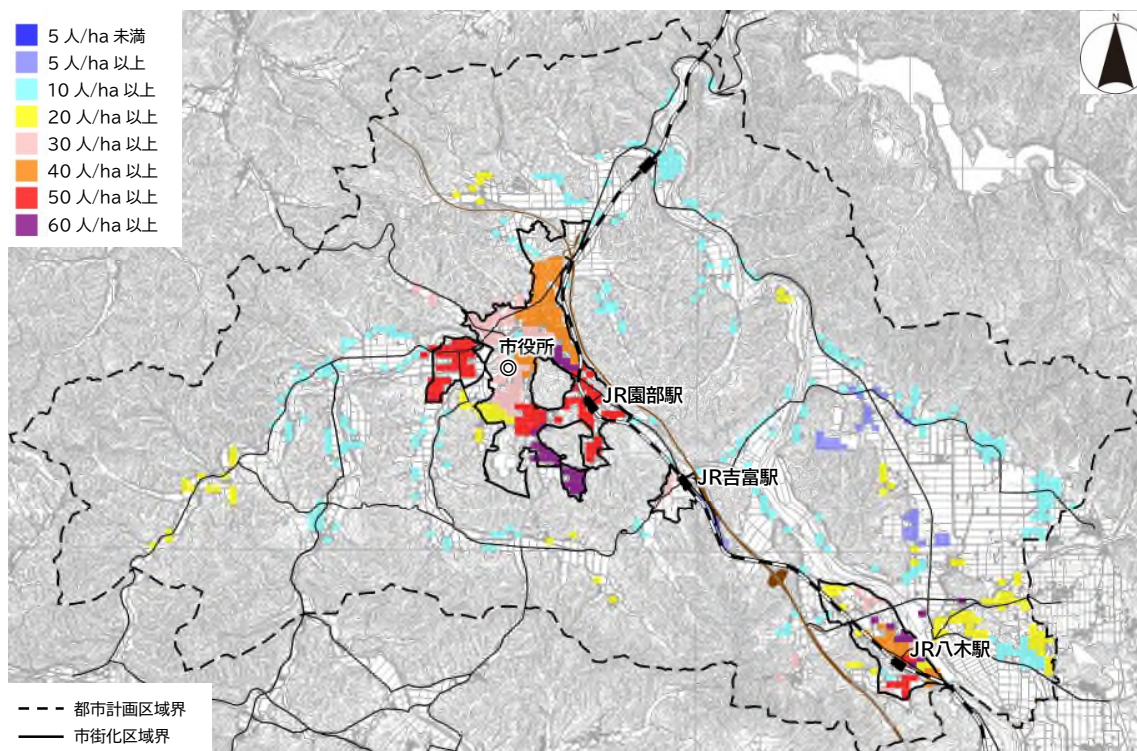
(出典: R1 都市計画基礎調査)



人口密度分布[2020 年]

(メッシュ(100m×100m)別)

(出典: 国勢調査)



④ 人口集中地区（D I D）の推移

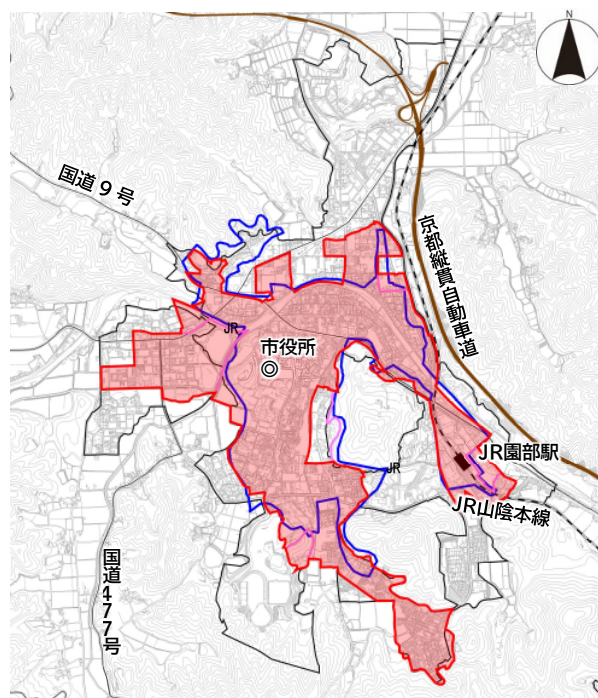
- 本市では園部地域に人口集中地区（DID）が指定されています。
- 2000（平成 12）年に地区指定の目安となる 40 人/ha を上回り、区域面積も拡大しています。
- 2020（令和 2）年の面積は 222ha、人口は 8,043 人で、人口密度は 36.2 人/ha となっています。

■人口集中地区の推移 （園部地域）

	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
1980 (S55)	160	6,126	38.3
2015 (H27)	195	7,311	37.5
2020 (R2)	222	8,043	36.2

（出典：国勢調査）

- 1980 年 (S55) DID
- 2015 年 (H27) DID
- 2020 年 (R2) DID



⑤ エリア別人口

【将来見通し】

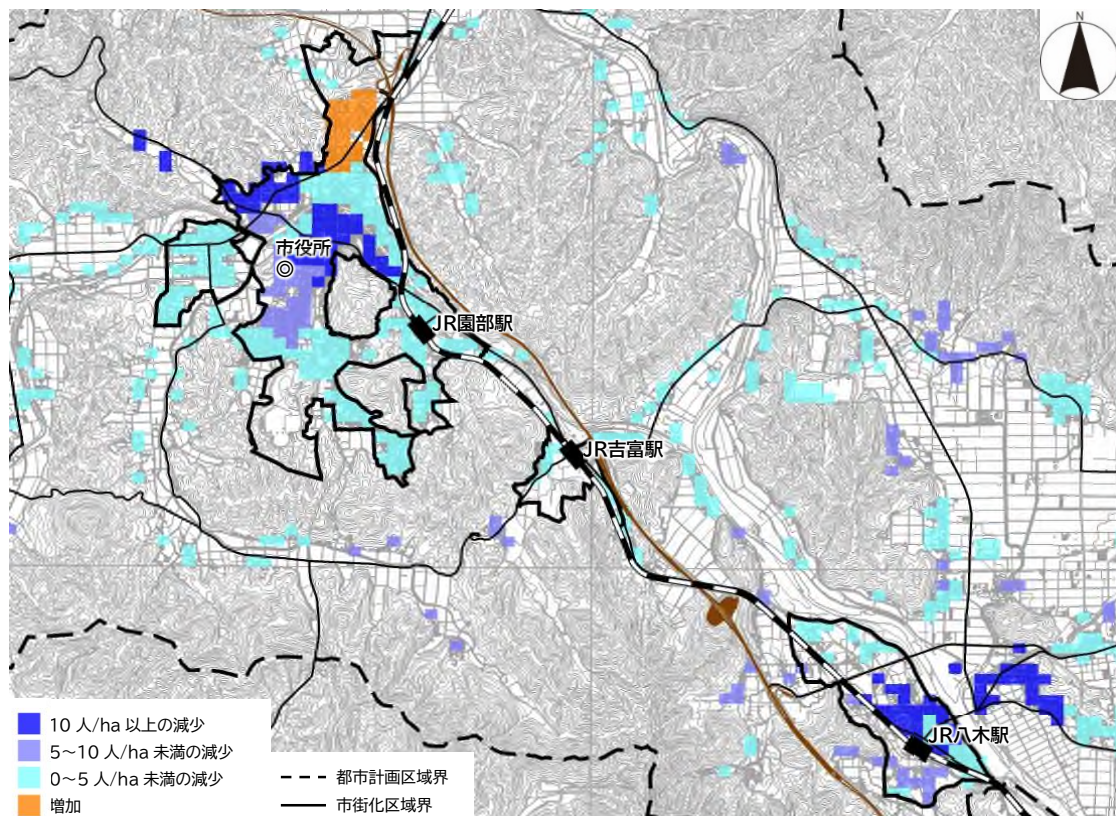
- 市街化区域では市役所周辺や JR 八木駅周辺で人口密度の減少が大きくなっています。

■市街化区域の人口密度

2020 年	2040 年
市街化区域 26.7 人/ha	市街化区域 22.9 人/ha
園部地域 30.4 人/ha	園部地域 26.2 人/ha
吉富地域 5.4 人/ha	吉富地域 4.5 人/ha
八木地域 20.4 人/ha	八木地域 16.7 人/ha

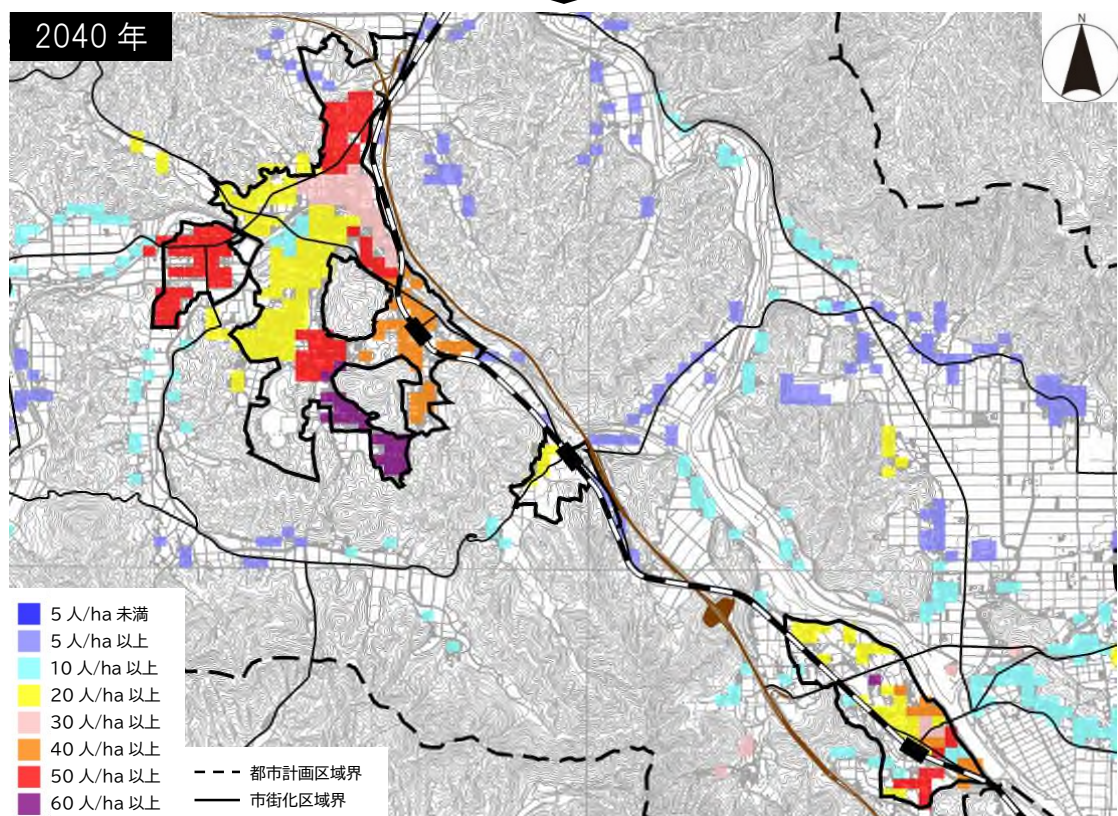
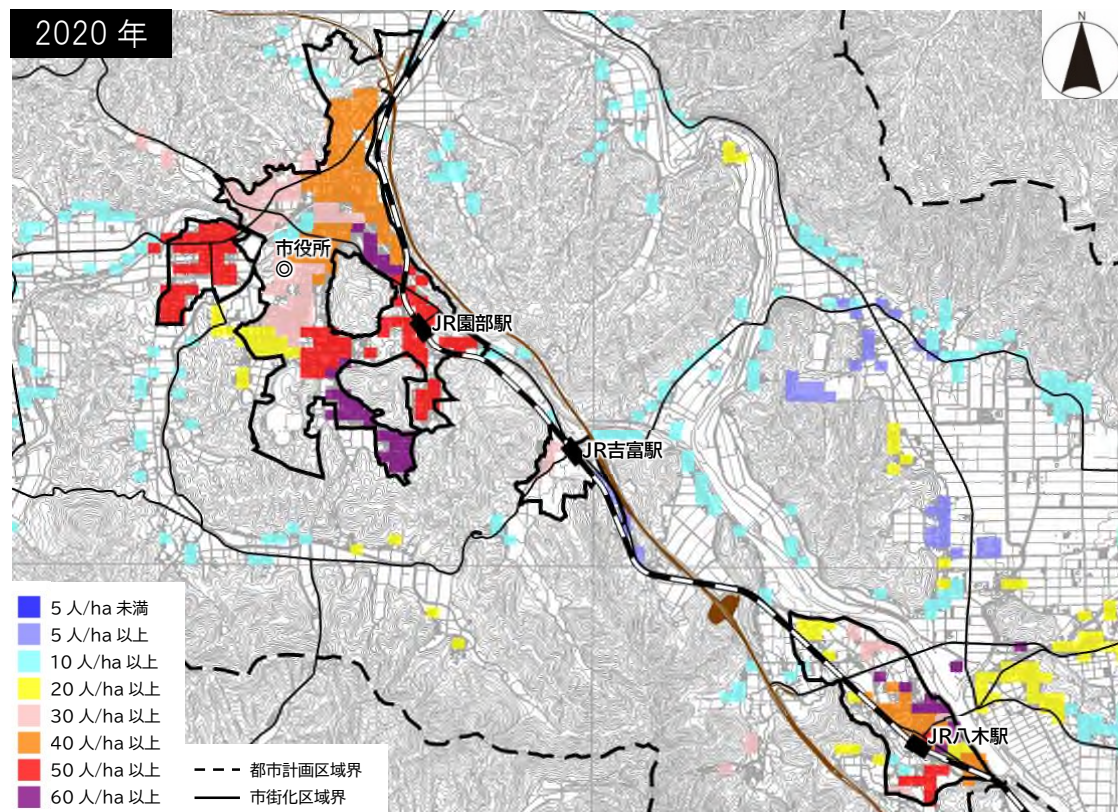
■市街化区域の人口密度の増減 [2020 年⇒2040 年]

(出典: 国勢調査、「小地域(町丁・字)を単位とした将来人口・世帯予測ツール」(国土交通省(令和 6 年 4 月)))



■市街化区域の人口密度*の動向

(メッシュ(100m×100m)別)



⑥ エリア別若年人口・高齢化率

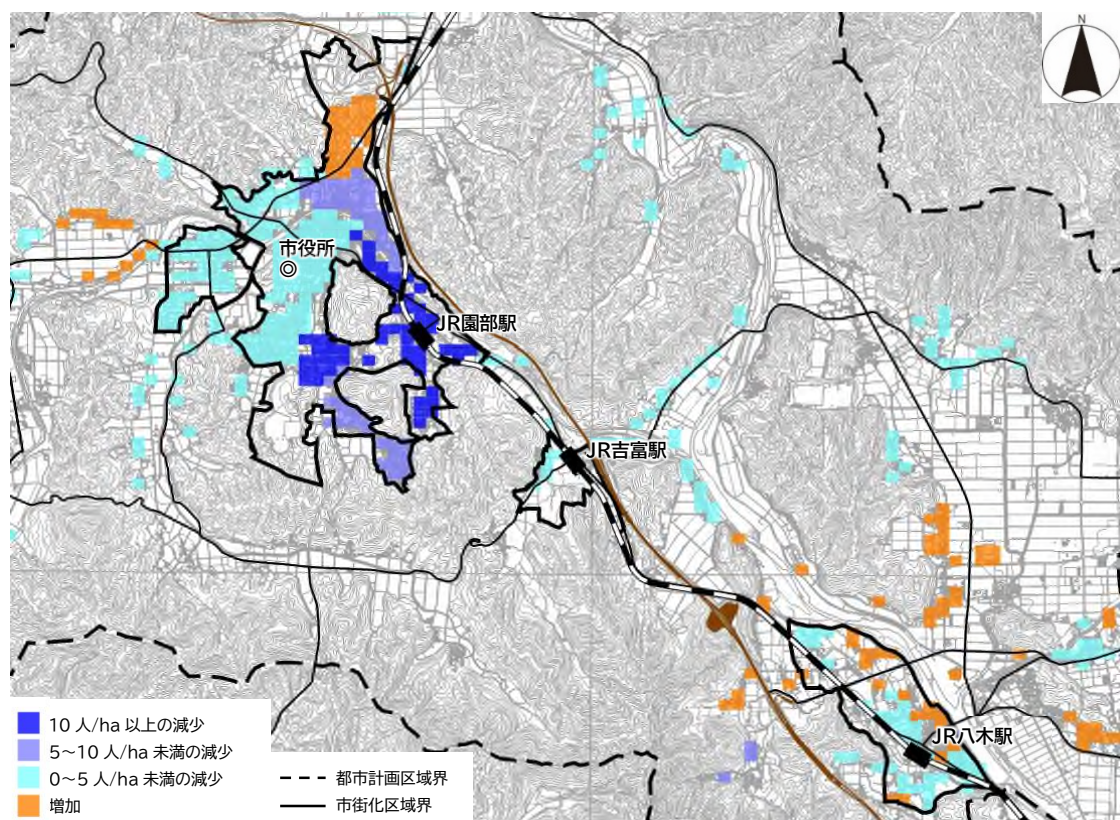
- 特に JR 園部駅周辺や園部町木崎町などで若年人口の減少数が多くなっています。

■市街化区域の若年人口(15-34 歳)

2020 年		2040 年	
市街化区域	3,928 人	市街化区域	2,665 人
園部地域	3,411 人	園部地域	2,235 人
吉富地域	25 人	吉富地域	20 人
八木地域	482 人	八木地域	410 人

■若年人口(15-34 歳)の増減 [2020 年⇒2040 年]

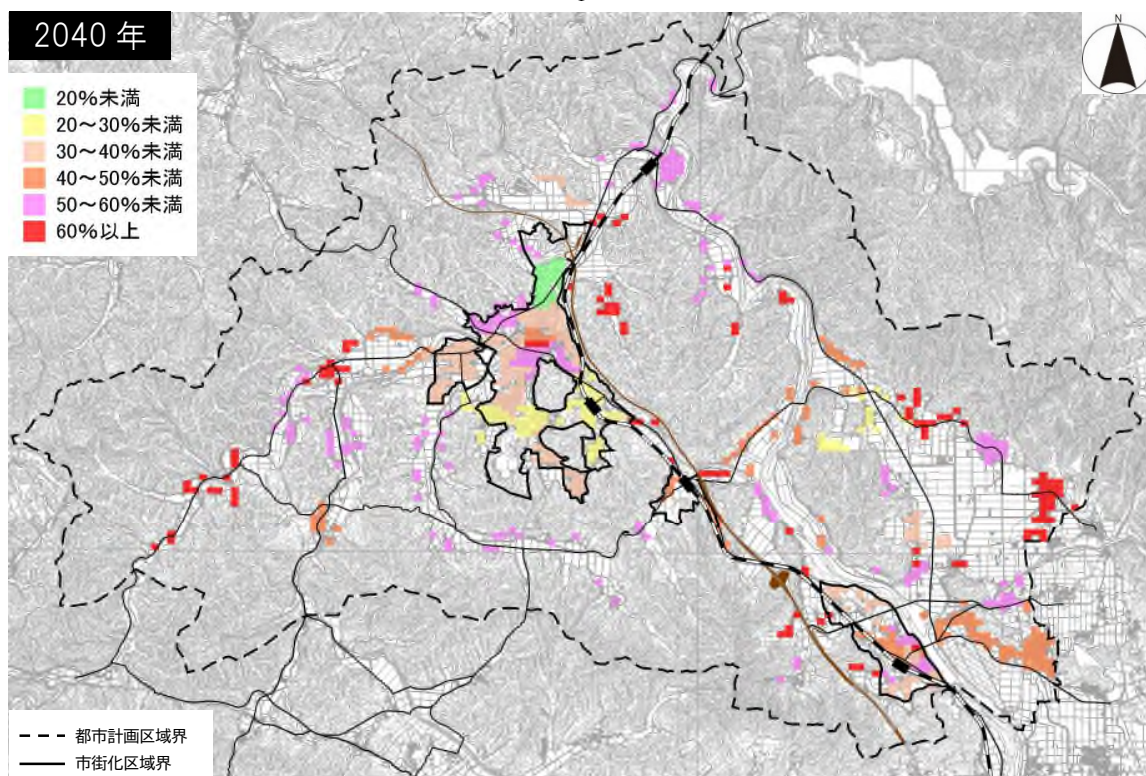
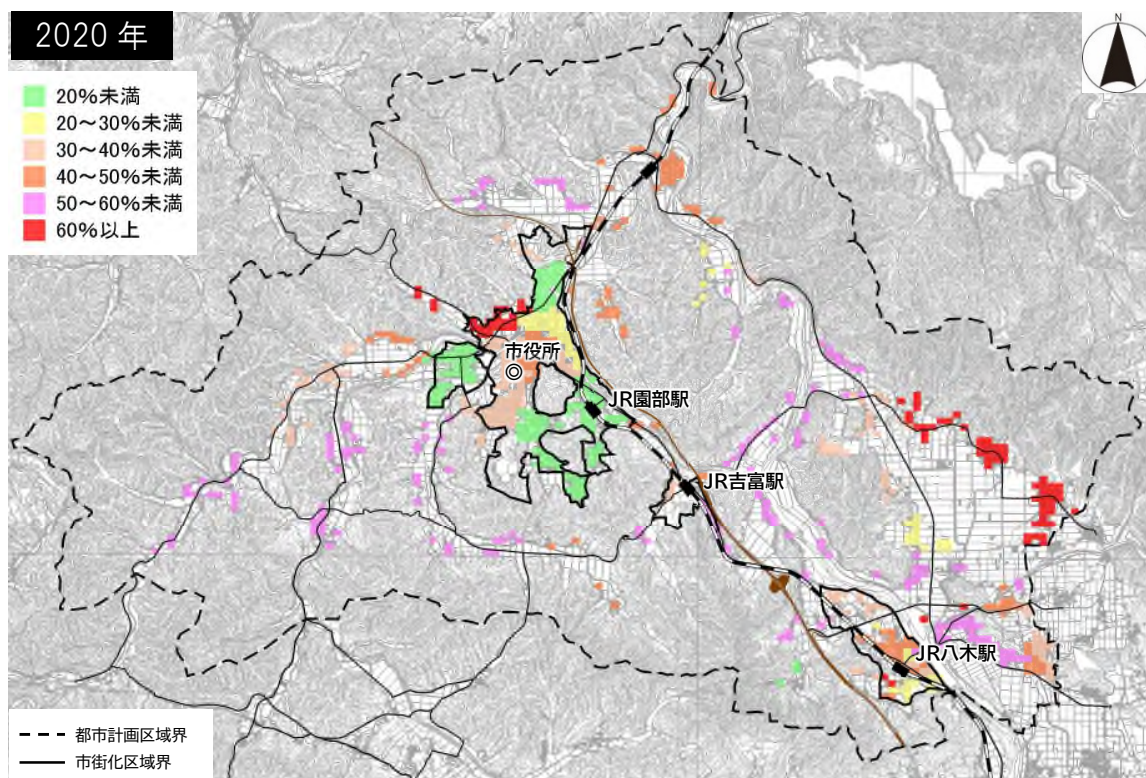
(出典:国勢調査、「小地域(町丁・字)を単位とした将来人口・世帯予測ツール」(国土交通省(令和 6 年 4 月)))



■高齢化率の動向

(メッシュ(100m×100m)別)

(出典:国勢調査)

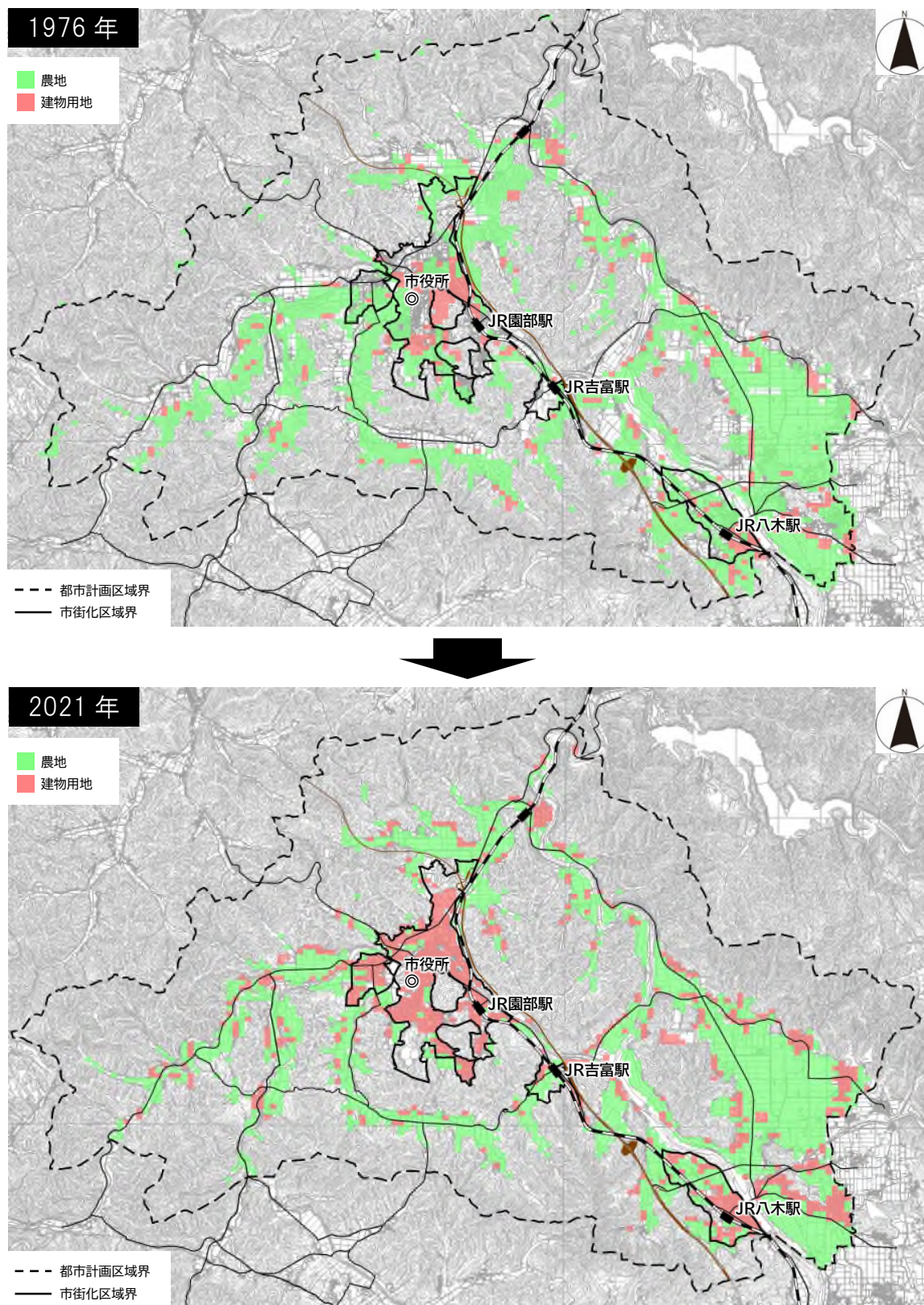


(3) 土地利用

① 土地利用動向

- 1976(昭和 51)年から 2021(令和 3)年の 45 年間で農地面積が約 400ha(約 2,060ha ⇒約 1,660ha ※メッシュ面積を算定)に減少した一方で、建物用地面積が約2倍(約 380ha⇒約 750ha)に拡大しました。

■土地利用動向 (出典:国土数値情報)

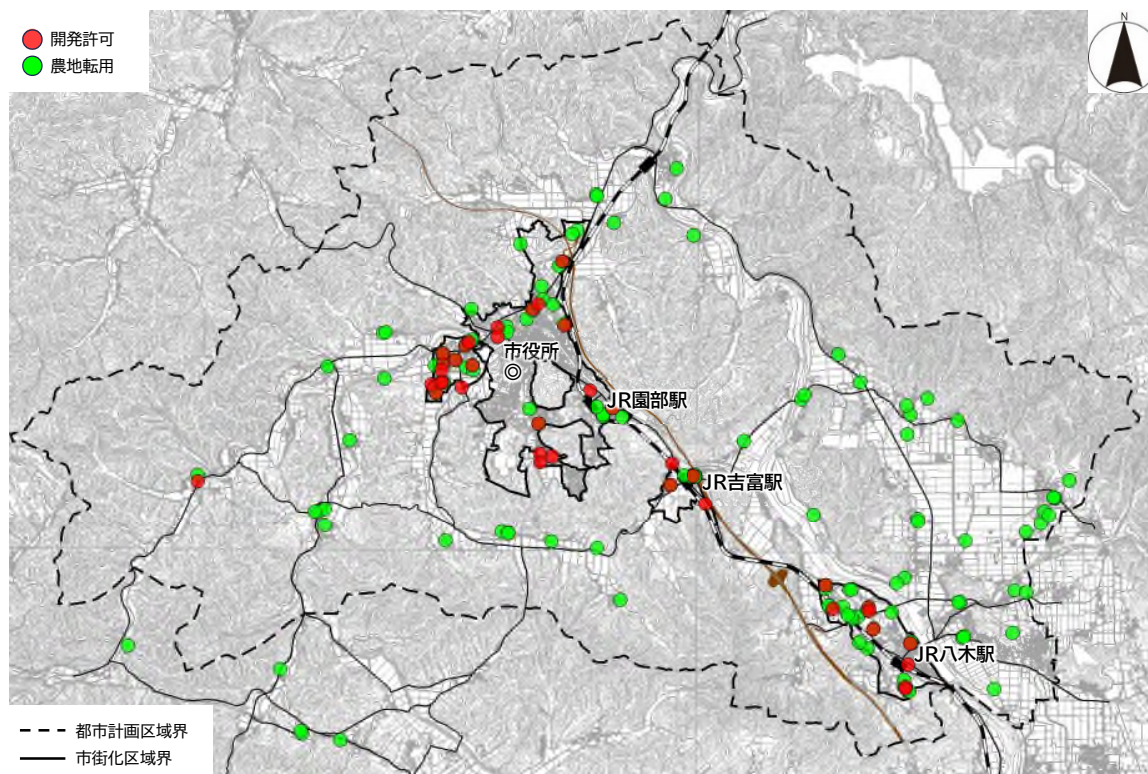


② 開発動向

- 開発許可による開発は、市街化区域に集中しており、市街化調整区域では1箇所のみとなっています。
- 農地転用は市街化区域内外に関わらず、都市計画区域内で広く行われています。

■開発箇所図

(開発許可及び農地転用地区(R1 都市計画基礎調査))

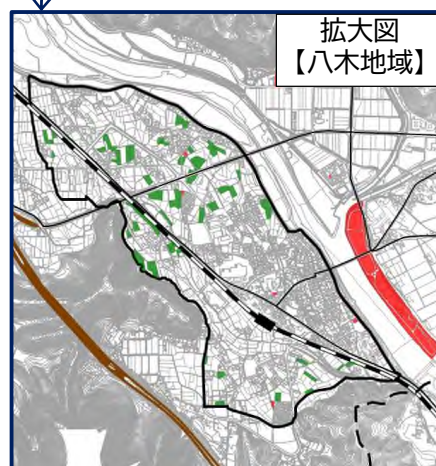
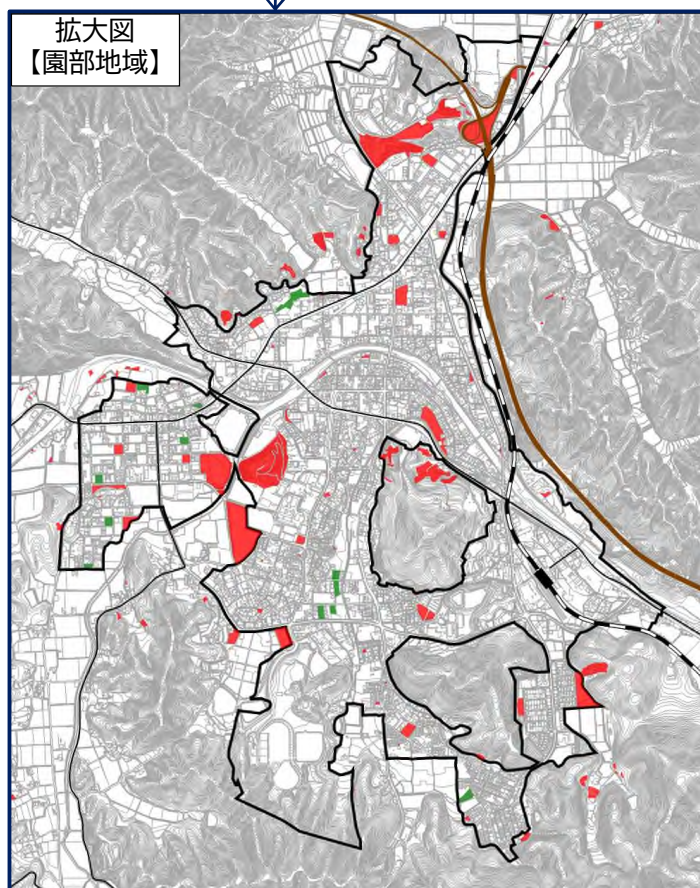
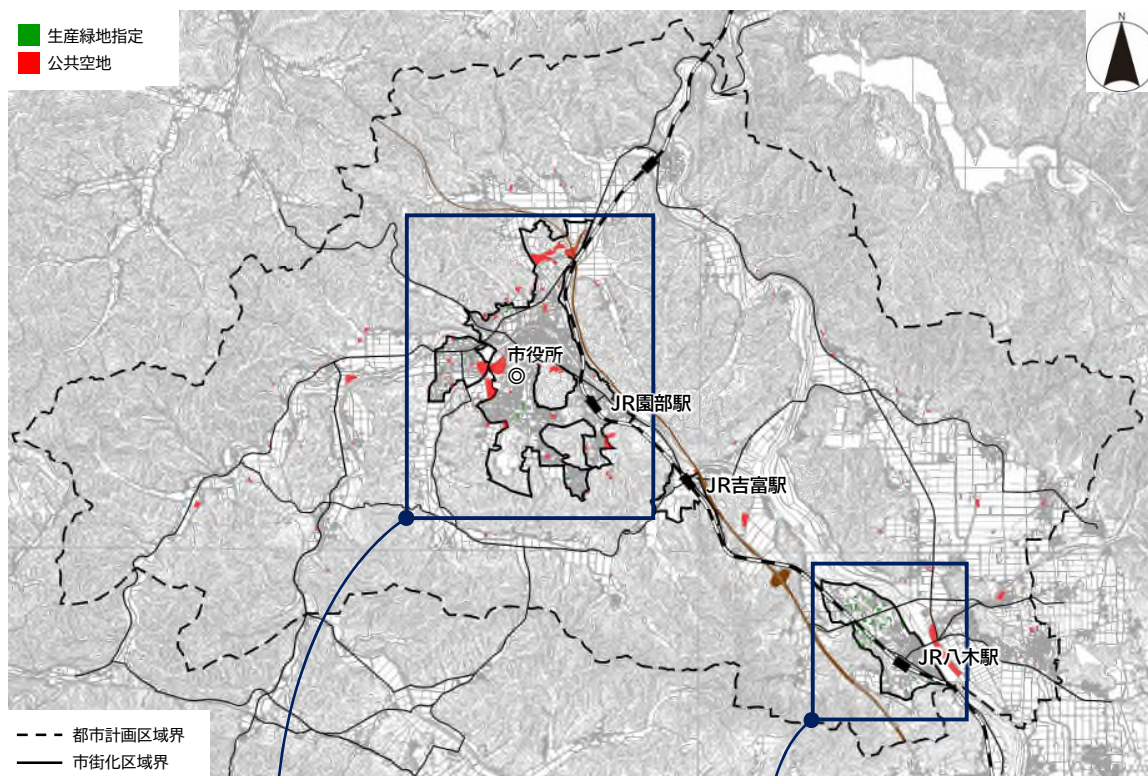


③ 生産緑地地区・公共空地の分布

- 八木地域では、市街化区域内でも一段の農地が広く分布しており、生産緑地地区も多く点在しています。

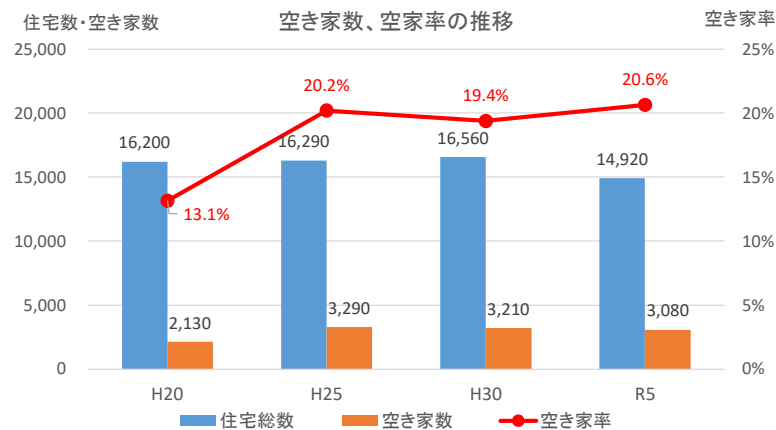
■ 生産緑地地区及び公共空地分布図

(出典:都市計画基礎調査(R1)、南丹市データ)



④ 空き家の状況

- 空き家数は、2008(平成 20)年には 2,130 戸でしたが、2013(平成 25)年には 3,290 戸に急増しました。
その後は緩やかな減少に転じており、2023(令和 5)年には 3,080 戸となっています。
- 空き家率は、2008(平成 20)年には 13.1%でしたが、2013(平成 25)年には 20.2%となり、その後も 20%前後で推移しています。



■ 空き家数、空家率の推移

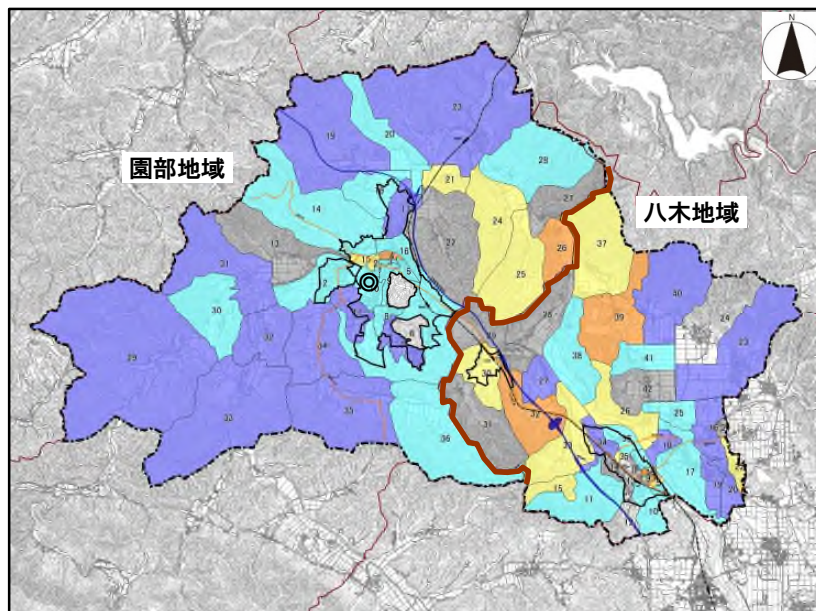
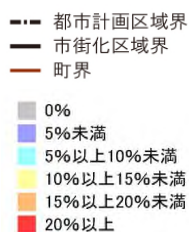
(出典：住宅土地統計調査)

- 園部地域では、比較的市街化区域で空き家戸数が多く、若松町や上本町などでは空き家率も高くなっています。
- 八木地域では、JR 八木駅周辺で空き家率が高い他、市街化調整区域の集落内でも空き家戸数が多く、空き家率が高いエリアが多く見られます。

区ごとの空き家率

(出典:平成 27 年度空き家調査)

※無着色は調査結果未提出の区
図中の数字は表の番号



区ごとの空き家戸数・空き家率 (出典:平成 27 年度空き家調査)

空き家率 10%以上 15%未満 空き家率 15%以上 20%未満 空き家戸数 10 戸以上

地域	番号	区 名	空き家(戸)	空き家率	番号	区 名	空き家(戸)	空き家率	番号	区 名	空き家(戸)	空き家率
園部	1	宮町	3	5.0%	21	千妻	3	13.0%				
	2	上本町	5	13.5%	22	曾我谷	0	0.0%				
	3	本町	5	9.6%	23	船岡	4	3.1%				
	4	若松町	18	16.5%	24	高屋	5	13.2%				
	5	新町	13	8.4%	25	大戸	2	10.5%				
	6	小山東町	11	5.2%	26	熊原	5	17.9%				
	7	小山西町	12	1.9%	27	佐切	0	0.0%				
	8	栄町	9	5.2%	28	越方	2	6.9%				
	9	美園町	9	6.3%	29	竹井	3	2.5%				
	10	小桜町	16	5.9%	30	仁江	4	5.3%				
	11	城南町	4	3.4%	31	船阪	3	4.6%				
	12	横田	19	6.5%	32	大西	1	2.2%				
	13	黒田	0	0.0%	33	穴人	2	3.0%				
	14	上木崎町	20	9.7%	34	半田	3	3.8%				
	15	河原町	8	11.9%	35	口人	1	2.2%				
	16	木崎町	13	6.0%	36	口司	4	8.2%				
	17	内林町	2	1.7%								
	18	瓜生野	2	8.3%								
	19	熊崎	1	1.9%								
	20	新堂	4	8.0%	小計		216	5.5%				
八木	1	本町1丁目	9	6.6%	21	屋賀上						
	2	本町2丁目	2	13.3%	22	北屋賀	17	11.0%				
	3	本町3丁目			23	氷所	3	2.6%				
	4	本町4丁目	11	15.5%	24	日置	-	-				
	5	本町5丁目	3	12.0%	25	刑部	3	7.0%				
	6	本町6丁目	4	7.4%	26	北広瀬	6	11.5%				
	7	栄町1丁目	8	18.6%	27	鳥羽	1	2.9%				
	8	栄町2丁目			28	美里	0	0.0%				
	9	栄町3丁目	2	8.3%	29	室河原	0	0.0%				
	10	本郷東	11	8.1%	30	木原	5	10.0%				
	11	本郷西	2	8.3%	31	池ノ内	0	0.0%				
	12	本郷南			32	玉ノ井	4	18.2%				
	13	本郷北	0	0.0%	33	八木嶋	14	14.7%				
	14	垣内	0	0.0%	34	大藪	1	2.4%				
	15	柴山	1	12.5%	35	折戸	5	13.5%				
	16	青戸	2	3.1%	36	南広瀬	3	5.1%				
	17	西田	11	7.7%	37	船枝	8	12.3%				
	18	井ノ尻	1	3.6%	38	山室	3	6.4%				
	19	観音寺	2	3.8%	39	室橋	12	16.2%				
	20	屋賀	2	3.5%	40	諸畑	1	1.4%				
					小計		161	7.8%				

(4) 都市交通

① 乗車人員の推移（鉄道・バス）

≪鉄道≫

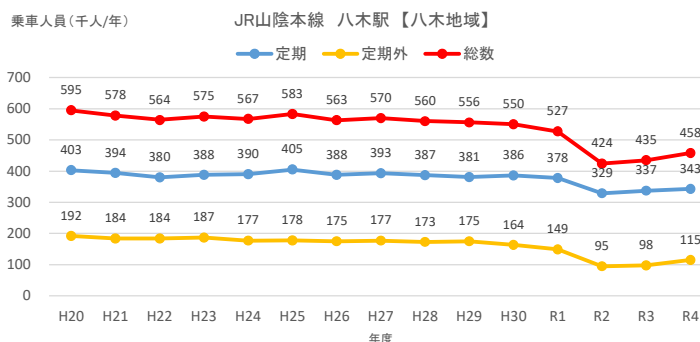
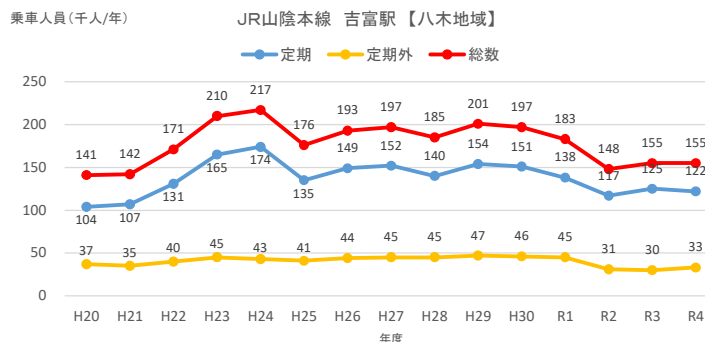
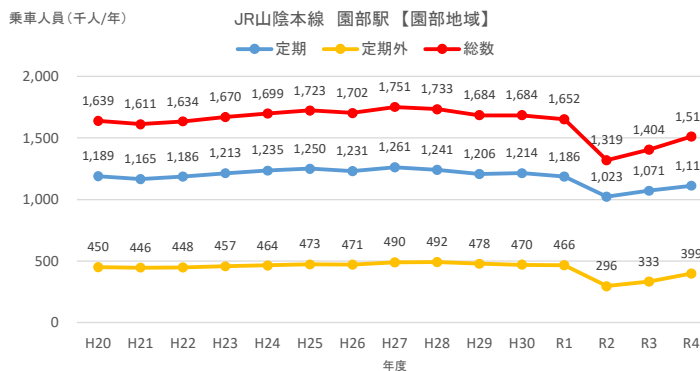
- JR 園部駅、八木駅とも微減傾向にありましたが、2020(令和2)年度には新型コロナ禍により大幅な減少となりました。その後は両駅とも回復傾向にあります。

≪バス≫

- 美山園部線(南丹市営バス)の利用者数は、外国人観光客の増加や路線再編により、2016(平成28)年度から2018(平成30)年度まで増加し、新型コロナウイルスの影響により2019(令和元)年度から減少に転じ、2023(令和5)年度では再び増加しております。

■鉄道駅の乗車人員の推移 (市街化区域内の駅のみ)

(出典：京都府統計書)

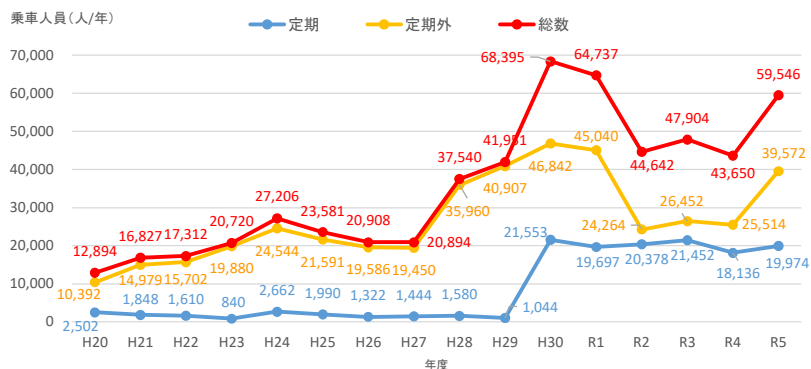


■美山園部線(市営バス) 乗車人員の推移

(出典：南丹市データ)

【路線再編の経過】

- ・H28年度より、日吉駅⇄美山間を平日・土曜乗り換えなしで運行開始
- ・H30年度より、美山園部線と五ヶ荘線を統合し、便数も増
- ・これらの影響で、H28年度及びH30年度においては利用者数が増加している



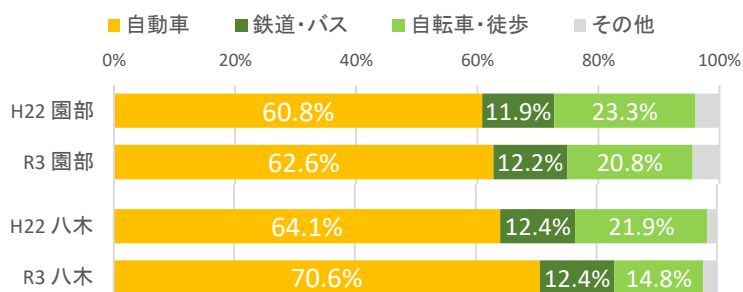
② 公共交通（鉄道・バス）の利便性

【現状】

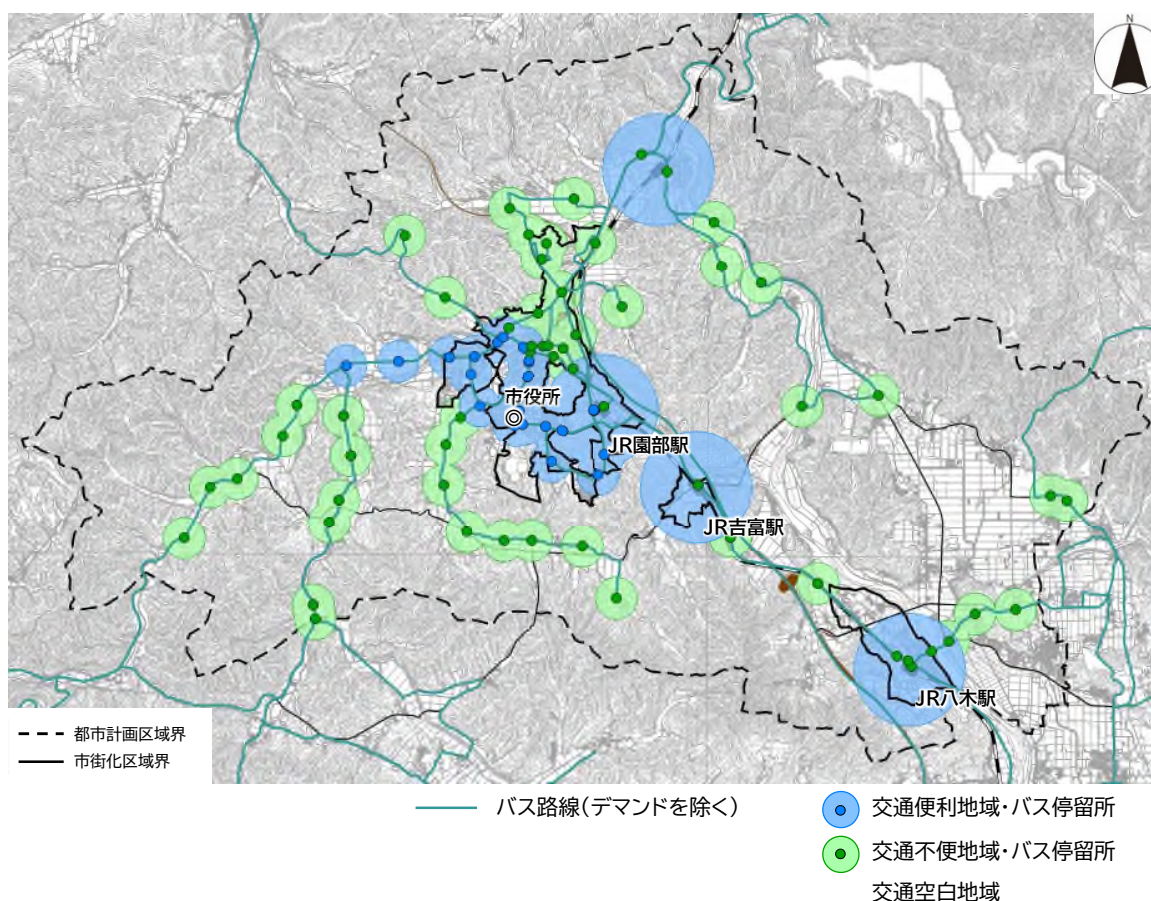
- JR 駅周辺や園部地域の中心部は公共交通の利便性が高いものの、その他では利便性が低いです。
- そのため、日常生活での移動手段を自動車に依存している割合が高く、経年的にみても自動車の分担率が高くなっており、特に八木地域では 70%を超えています。

■移動手段(交通手段分担率)

(出典:平成 22 年、
令和 3 年近畿圏パーソントリップ調査)



■公共交通便利地域・不便地域・空白地域（公共交通利用環境による区分）の分布



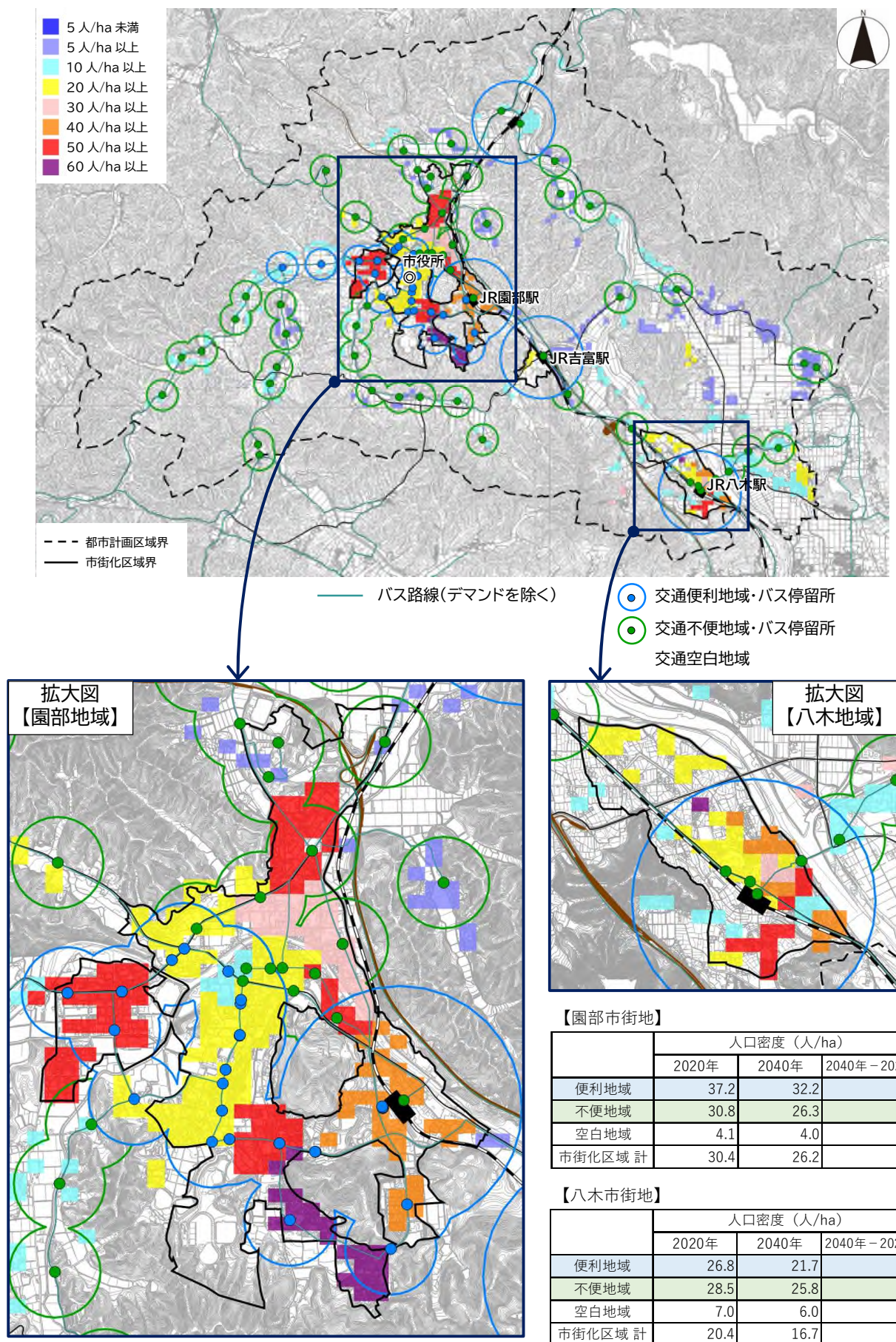
≪公共交通利用環境による区分の設定(各地域の定義)≫

		バ ス		
		バス停から 300m 圏域 かつ運行本数 15 回/日 (往復)以上	バス停から 300m 圏域 かつ運行本数 15 回/日 (往復)未満	バス停から 300m 圏域外
鉄道	鉄道駅から 800m 圏域	公共交通便利地域		
	鉄道駅から 800m 圏域外		公共交通不便地域	公共交通空白地域

【将来見通し】

- 人口減少に伴う利用者減少により、サービス水準の低下が予想されます。

■ 公共交通便利地域等と人口密度(2040(令和 22)年)との重ね図

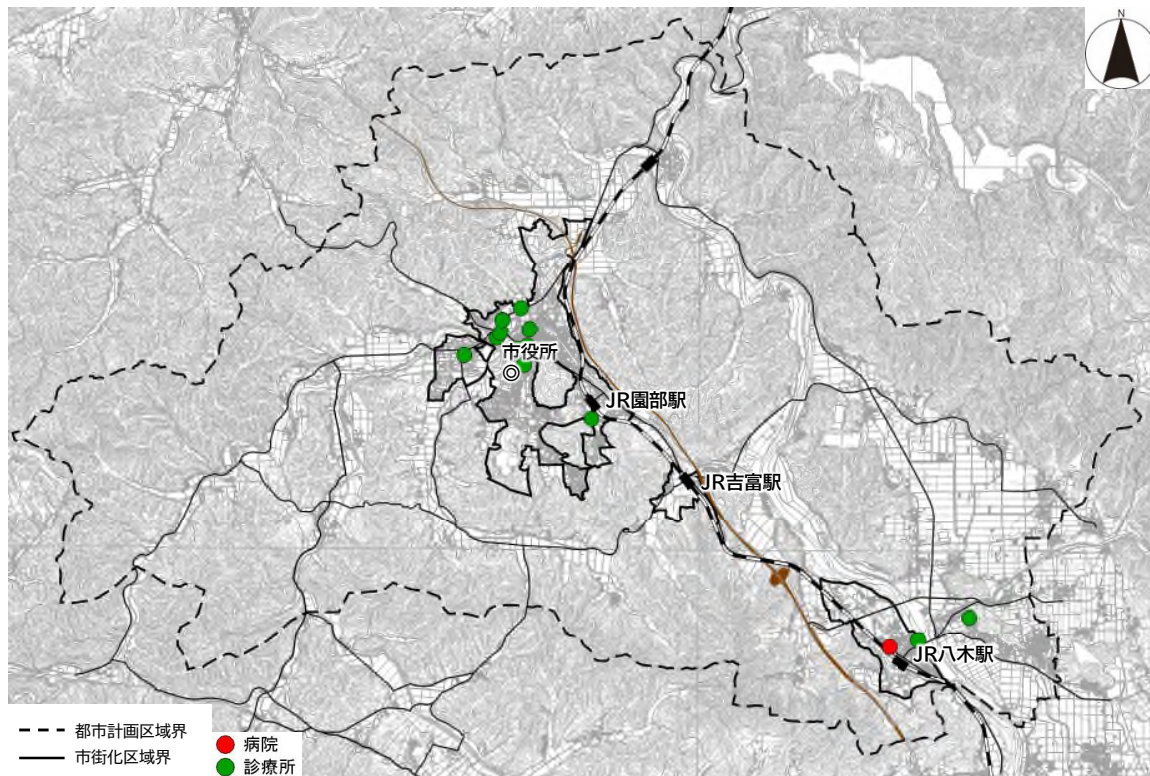


(5) 都市機能

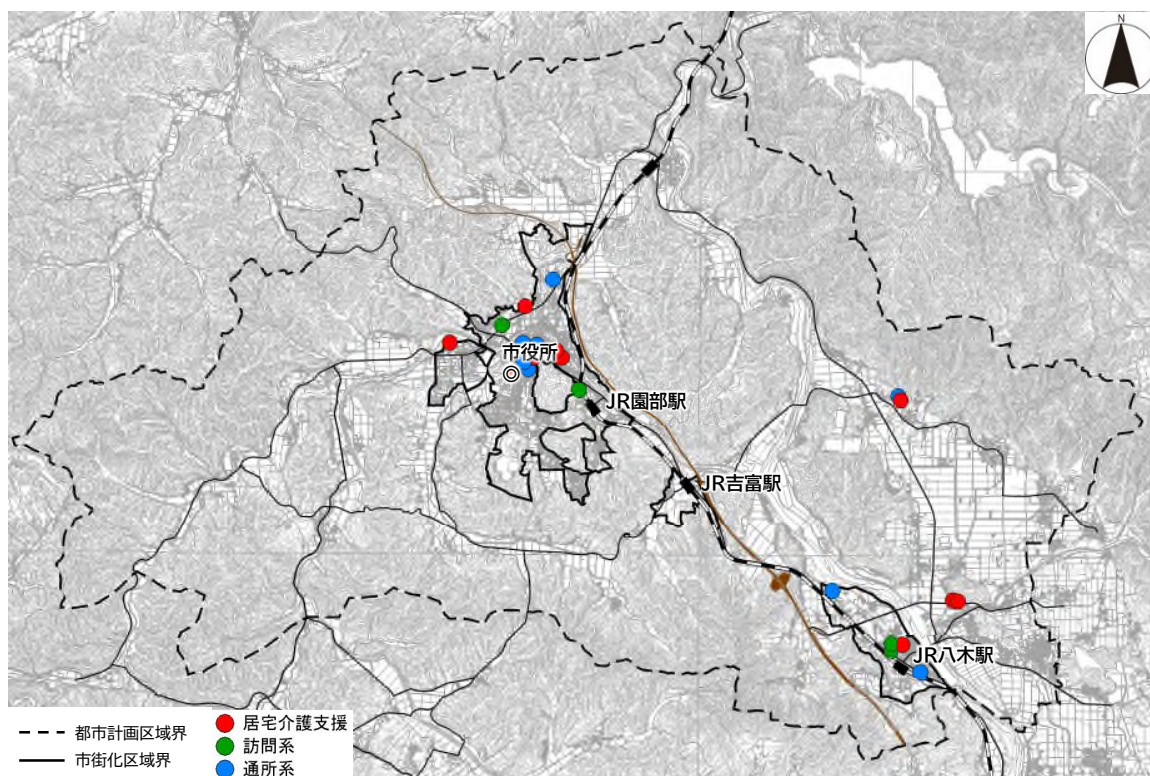
① 都市機能の分布

- 主要な都市機能は市役所・八木支所周辺や JR 駅周辺に集積していますが、市街化調整区域の集落にも点在しています。

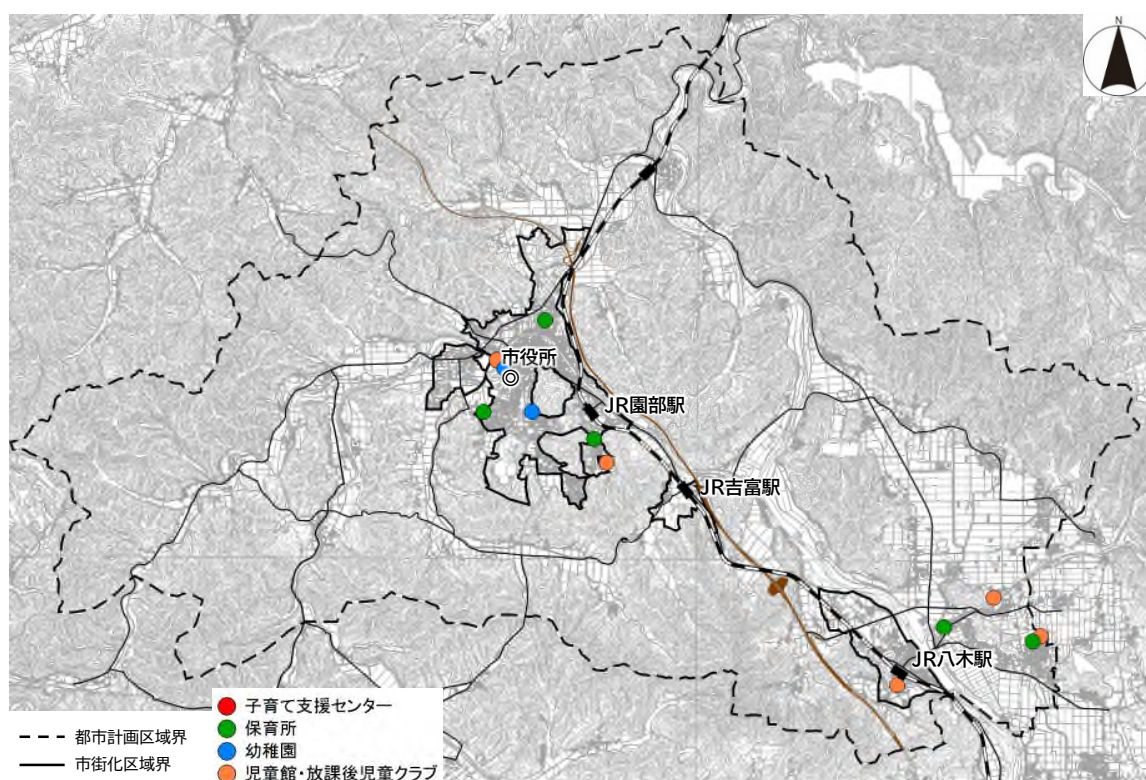
【医療施設】



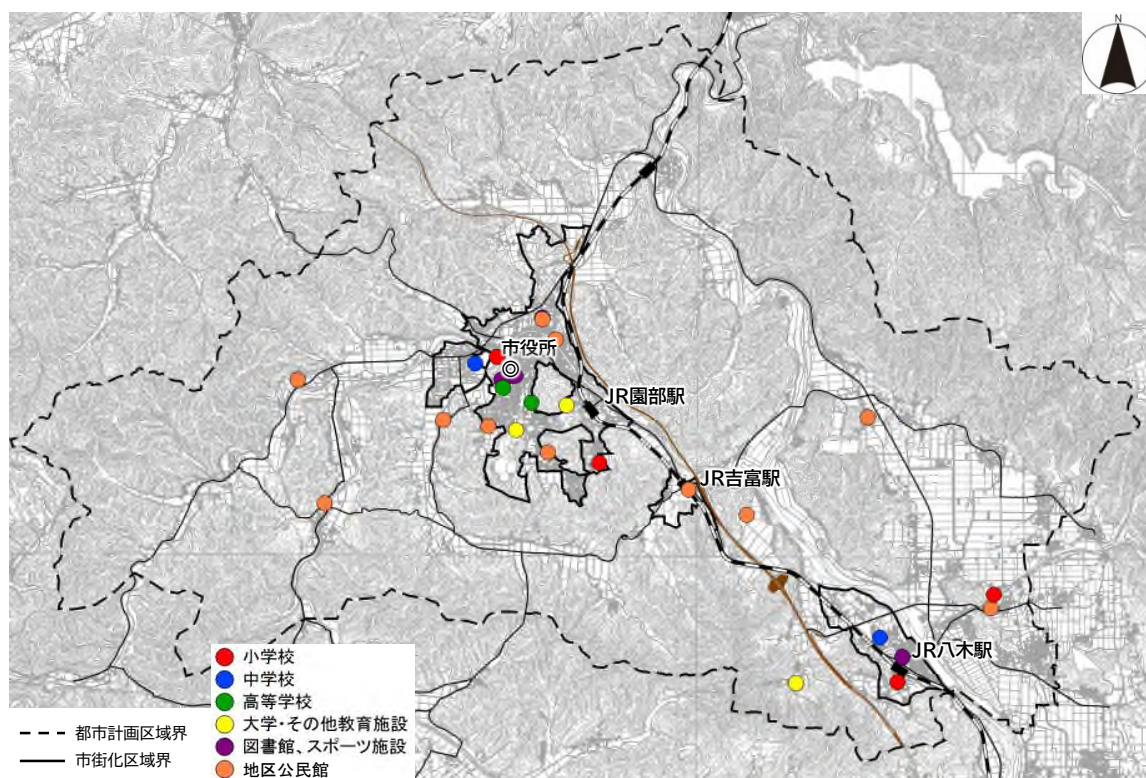
【高齢者福祉施設】



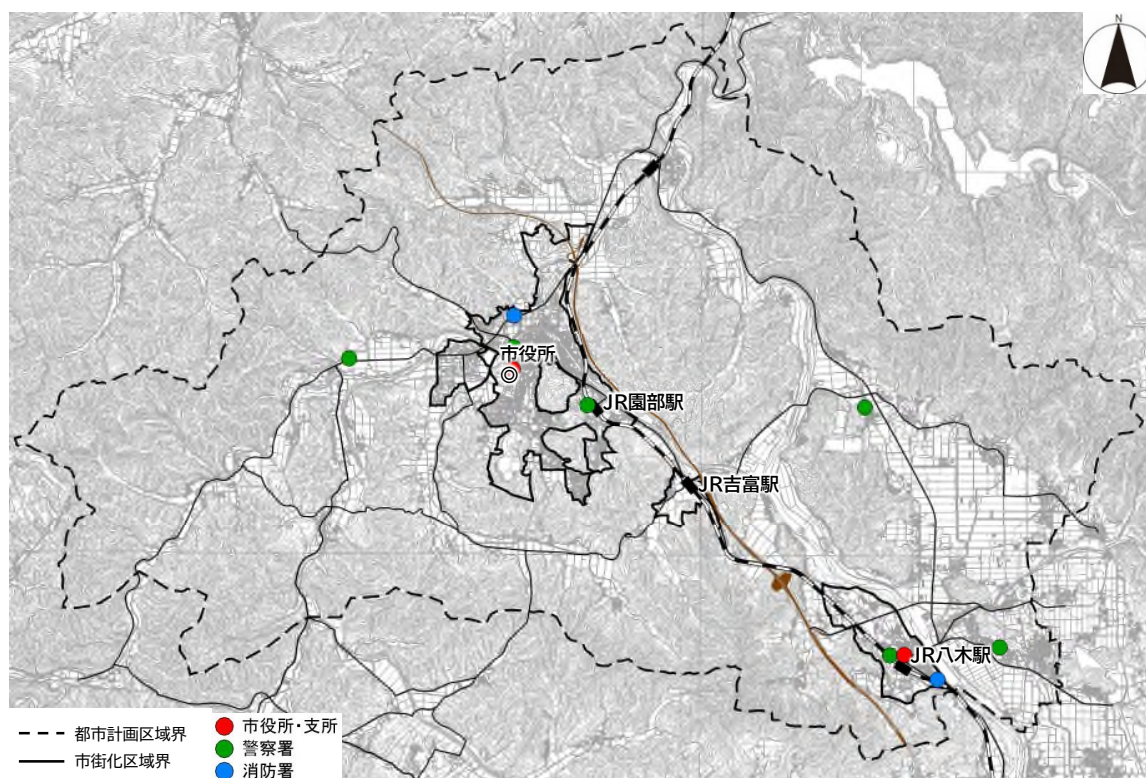
【子育て支援施設】



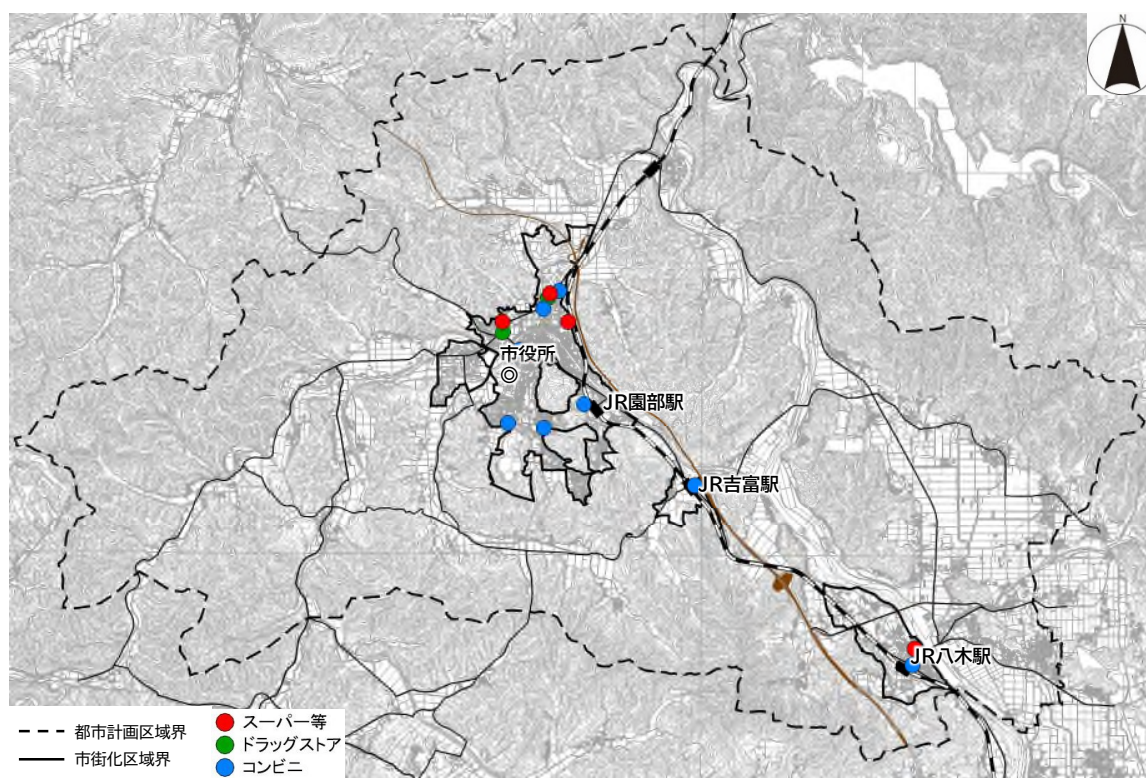
【教育・文化施設】



【行政施設】



【商業施設】



② 生活サービス施設の利便性

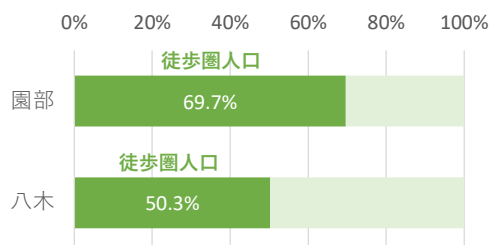
【現状】

- 特に商業施設の徒歩圏*人口の割合が小さく、利便性が低いです。

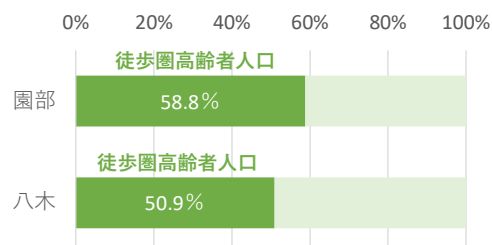
* 徒歩圏：施設から半径 800mの範囲と設定

■生活サービス施設の徒歩圏内の人口(割合)と高齢者人口(割合)[2020(令和 2)年]

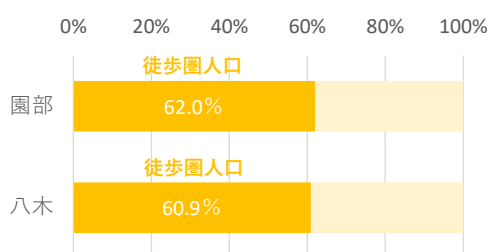
〔医療施設(内科又は外科)〕



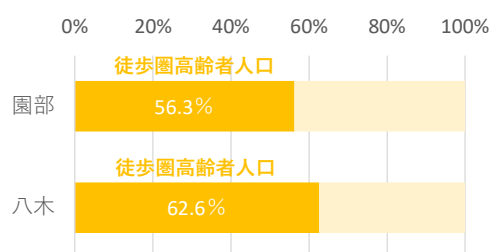
【高齢者人口のみの割合】



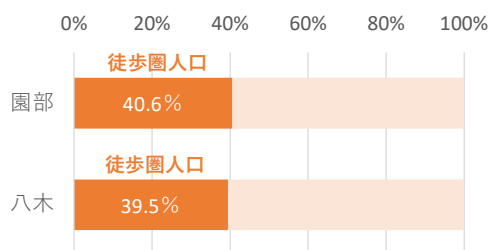
〔高齢者福祉施設〕



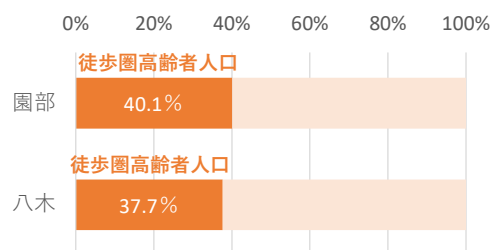
【高齢者人口のみの割合】



〔商業施設(スーパー等)〕



【高齢者人口のみの割合】



【将来見通し】

- 人口減少に伴う生活サービス施設の撤退等が予想され、徒歩で施設にアクセスできない地域の増大が懸念されます。

■生活サービス施設の徒歩圏平均人口密度[2020(令和 2)年⇒2040(令和 22)年]

〔医療施設(内科又は外科)〕

医療施設	徒歩圏人口密度 (人/ha)		
	2020年	2040年	2040年－2020年
園部	36.3	32.3	-3.9
八木	23.3	19.0	-4.3

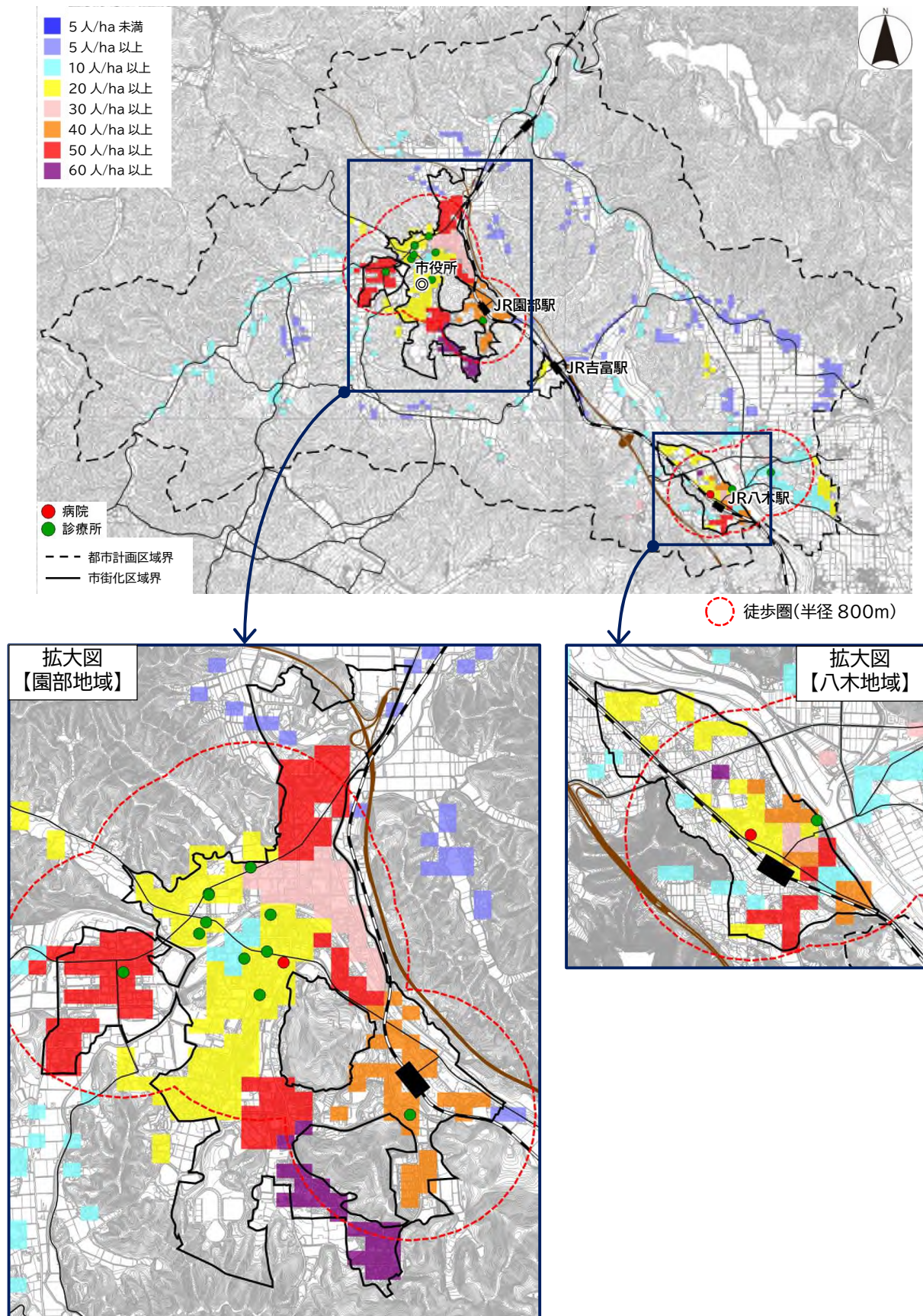
〔高齢者福祉施設〕

福祉施設	徒歩圏人口密度 (人/ha)		
	2020年	2040年	2040年－2020年
園部	30.5	26.9	-3.6
八木	20.4	16.7	-3.7

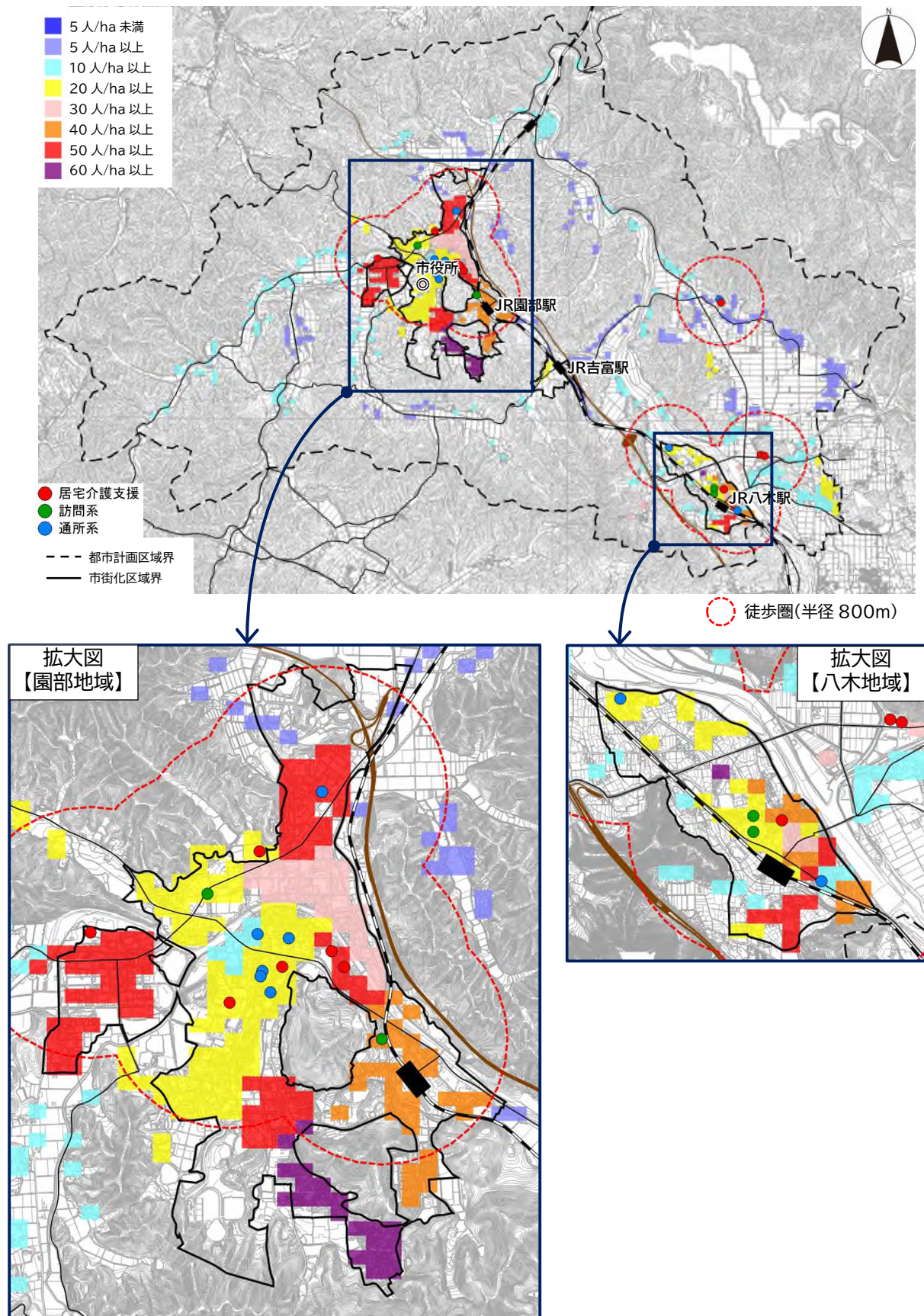
〔商業施設(スーパー等)〕

商業施設	徒歩圏人口密度 (人/ha)		
	2020年	2040年	2040年－2020年
園部	32.0	27.6	-4.4
八木	26.3	21.4	-4.9

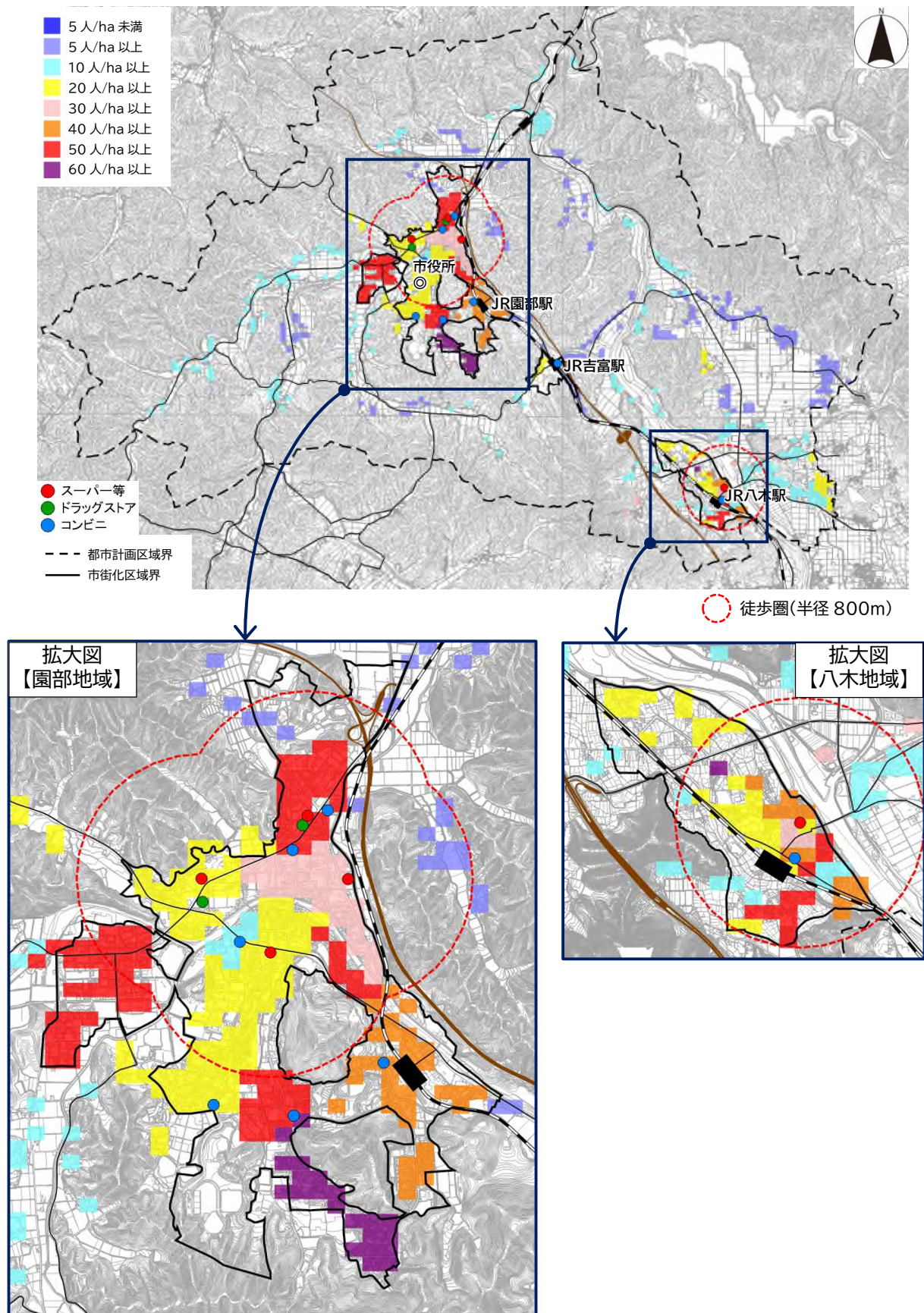
■医療施設と人口密度(2040(令和 22)年)との重ね図



■高齢者福祉施設と人口密度(2040(令和 22)年)との重ね図



商業施設と人口密度(2040(令和 22)年)との重ね図



(6) 経済活動

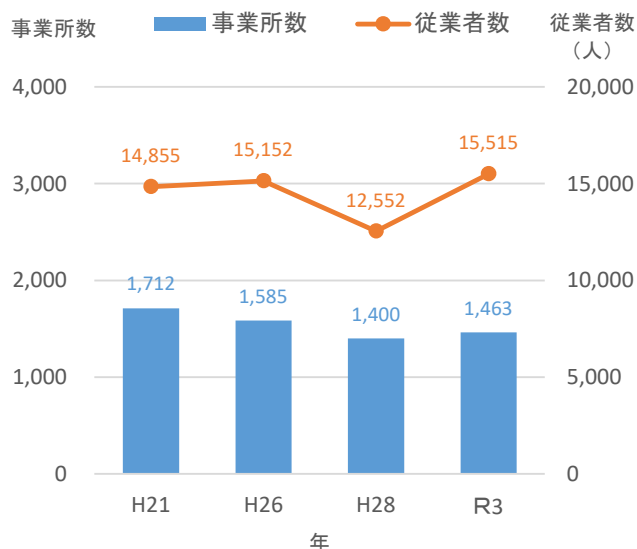
① 事業所の動向

- 市全体で、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は増加しています。
- 建設業や卸売業・小売業の事業所が大幅に減少している一方、医療・福祉やその他サービス業の事業所が増加しています。

■事業所数と従業者数の推移(市全体)

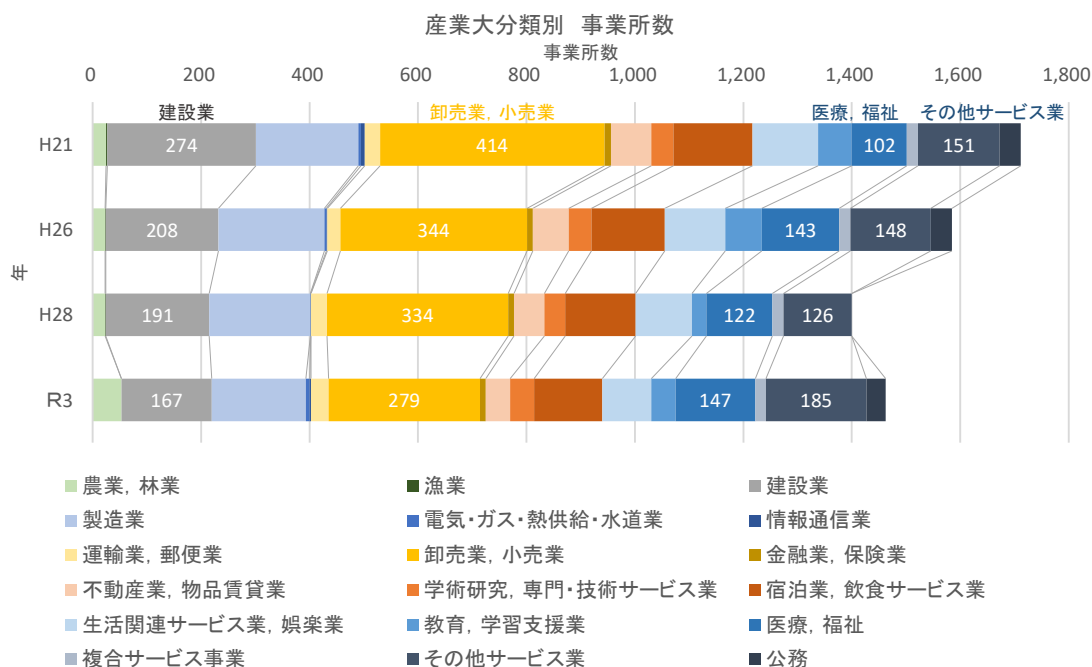
(出典:経済センサス基礎調査)

※個人経営の農林漁業などを除くすべての事業所及び企業を対象としている



■産業大分類別 事業所数の推移(市全体)(出典:経済センサス基礎調査)

※個人経営の農林漁業などを除く

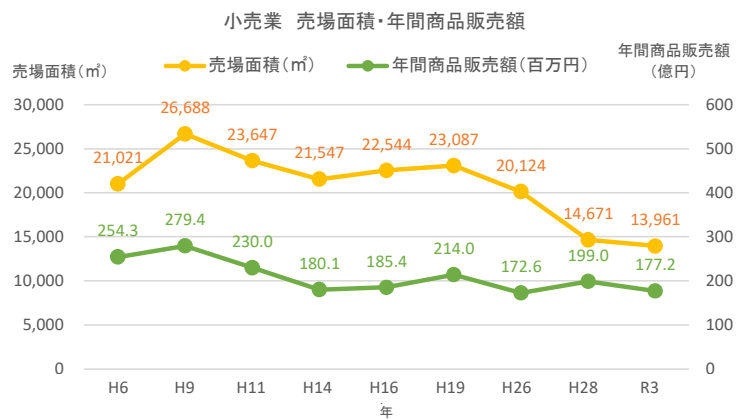
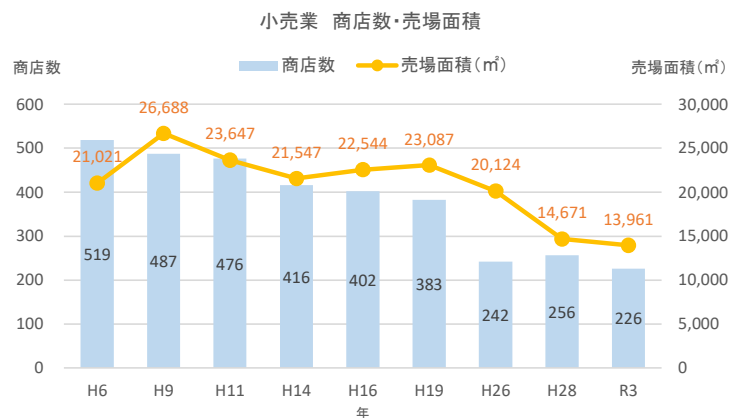


② 商業（小売業）動向

- 商店数と売場面積はともに減少傾向にあり、特に商店数は 2021(令和 3)年には 1994(平成 6)年の半数以下となっています。
- 年間商品販売額についても減少傾向にありましたが、2004(平成 16)年以降はほぼ横ばいで推移しています。

■小売業の商店数・売場面積・年間商品販売額の推移

(出典:H6～H26 は商業統計調査、
H28,R3 は経済センサス)



(7) 災害

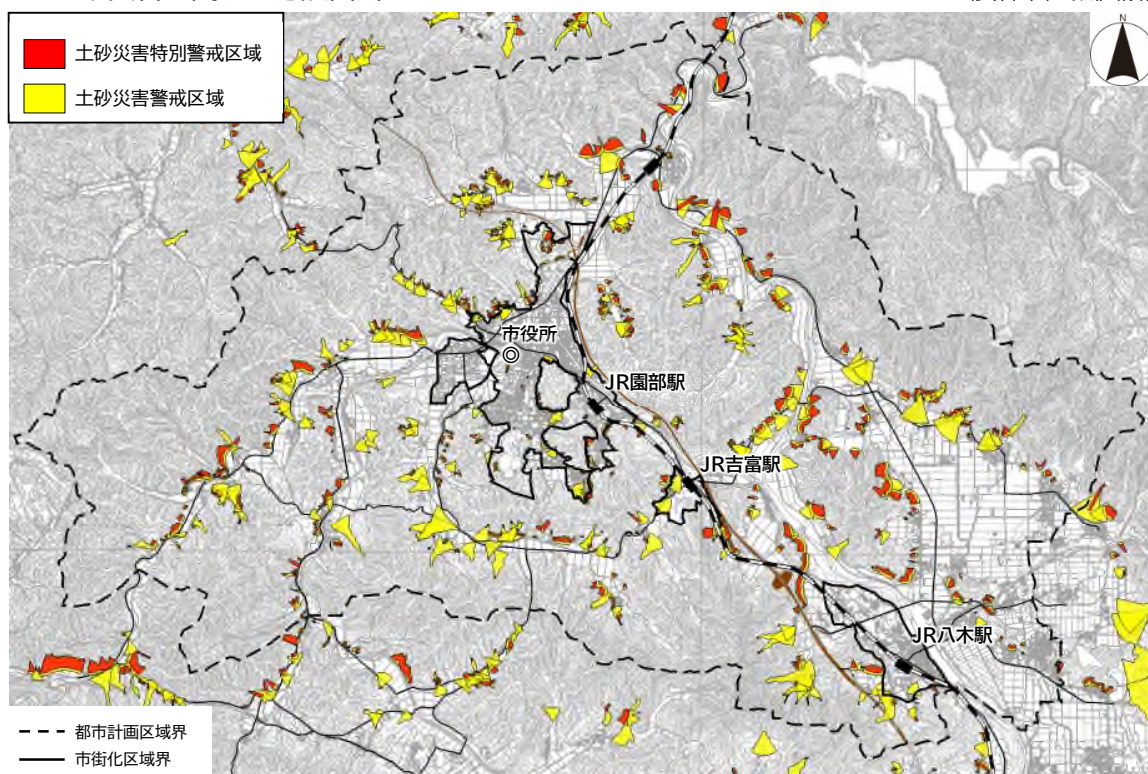
① 危険区域の状況

【現状】

- 園部地域では、市街化区域の一部住宅地で「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」や「急傾斜地崩壊危険区域※」に指定されている箇所があります。
- 八木地域では、JR 八木駅周辺の市街化区域のほとんどが「浸水想定区域」となっています。

■土砂災害に関する危険箇所

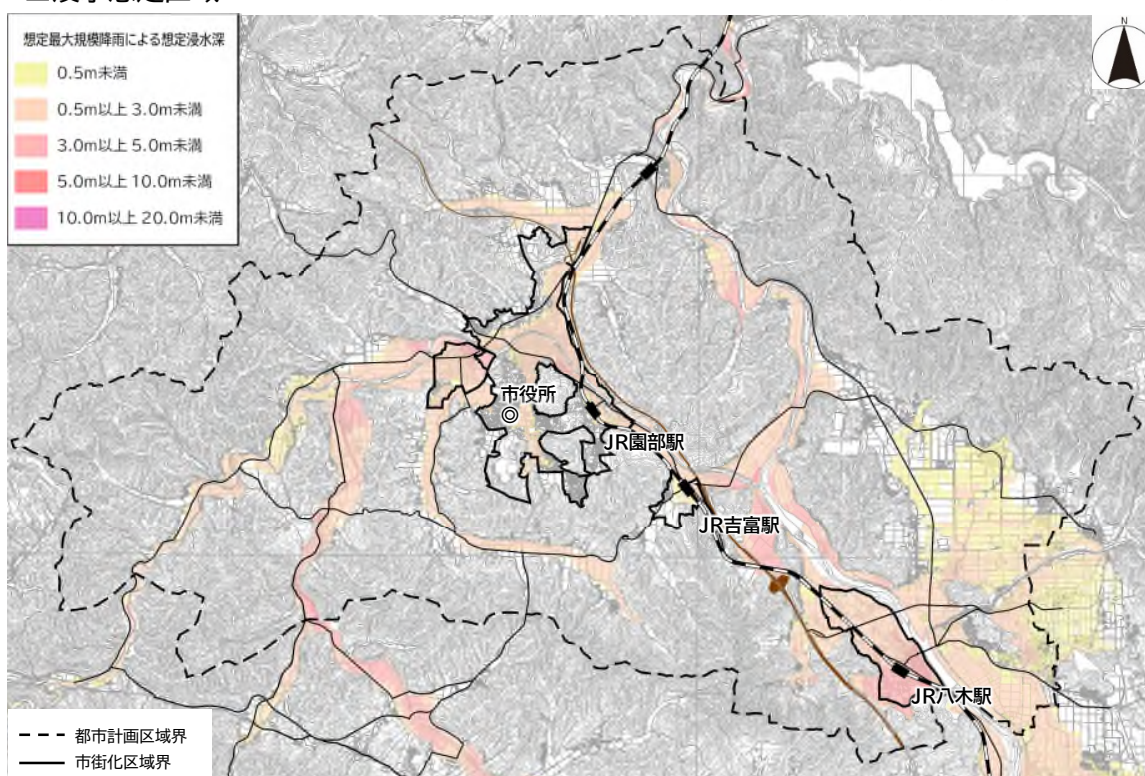
(資料:国土数値情報)



※京都府では急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲は未公表

■浸水想定区域

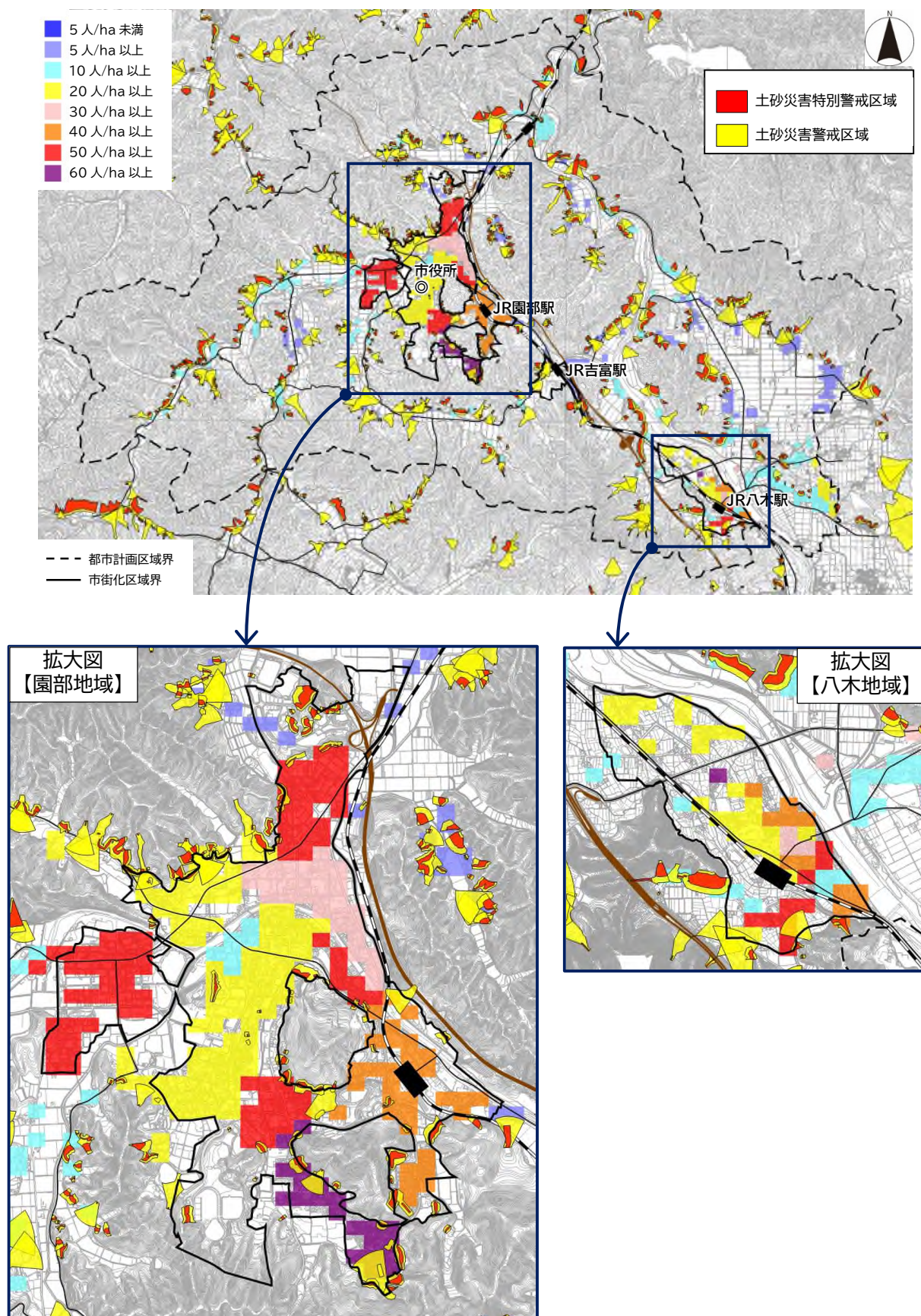
(資料:京都府オープンデータ)



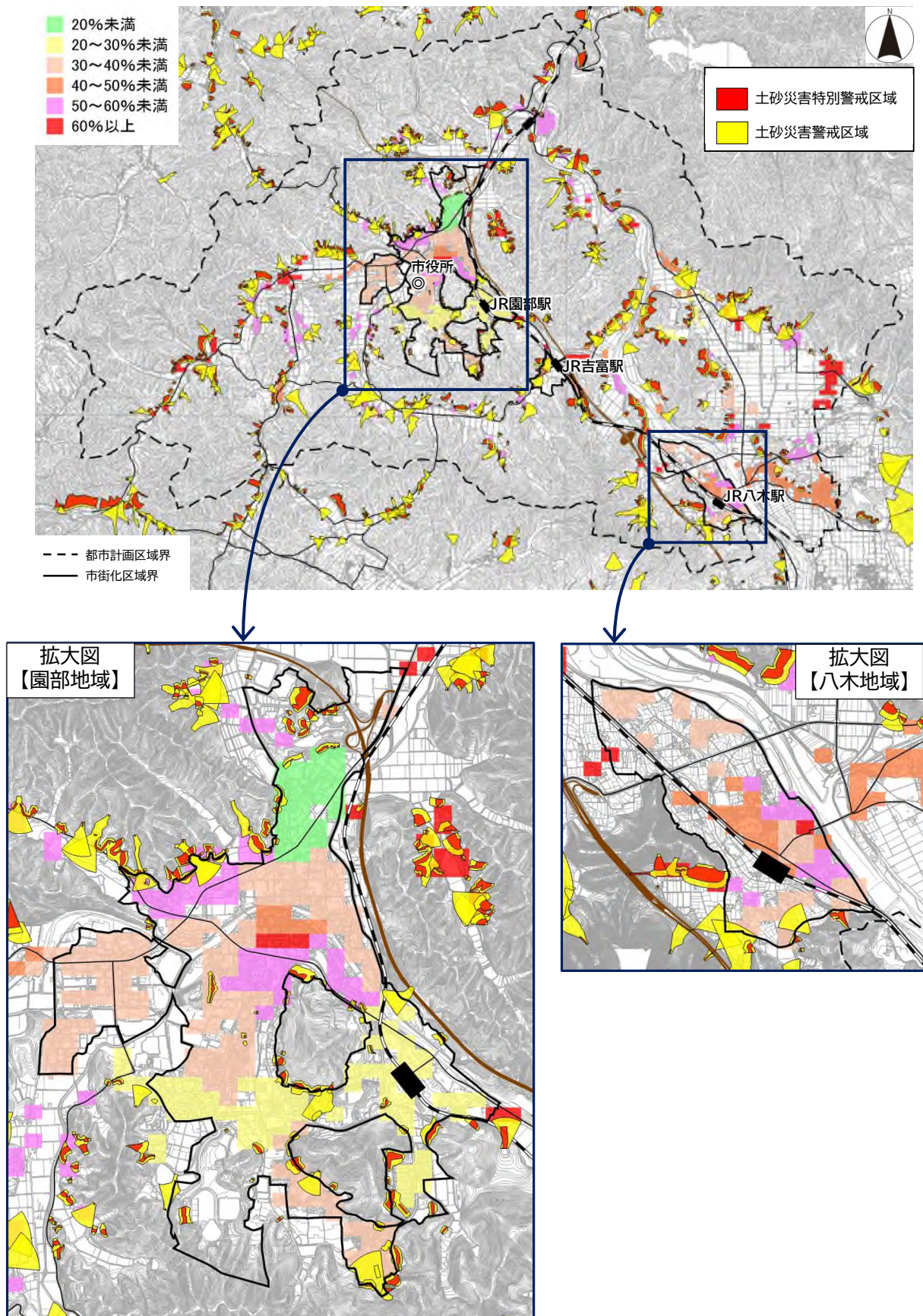
【将来見通し(災害に対する市街地の安全性)】

- 園部地域の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域では高齢化率が高く、人口密度も高い地域があることから、災害時の被害が大きくなると予想されます。

■ 土砂災害警戒区域等と人口密度(2040(令和 22)年)との重ね図



■土砂災害警戒区域等と高齢化率(2040(令和 22)年)との重ね図

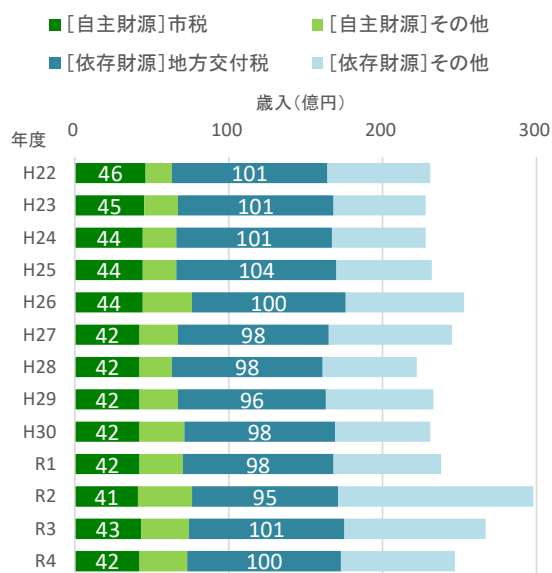


(8) 財政

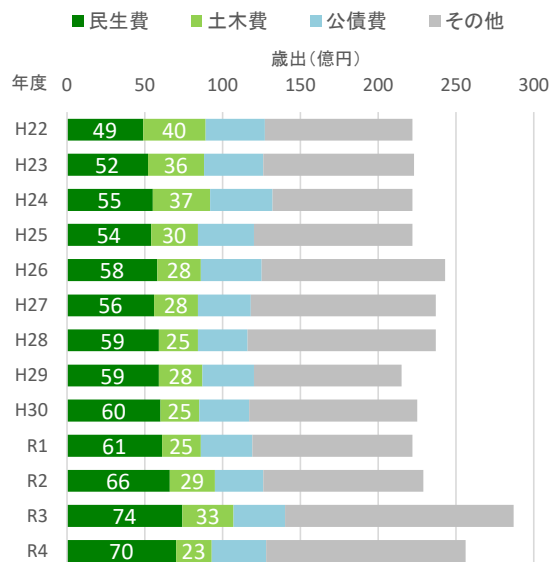
【現状】

- 歳入は、市税、地方交付税ともに横ばい傾向にあり、歳入に占める自主財源の比率は30%前後で推移しています。
- 歳出は、民生費が増加傾向、土木費が減少傾向にあります。

■歳入の推移 (出典:南丹市歳入歳出決算書)



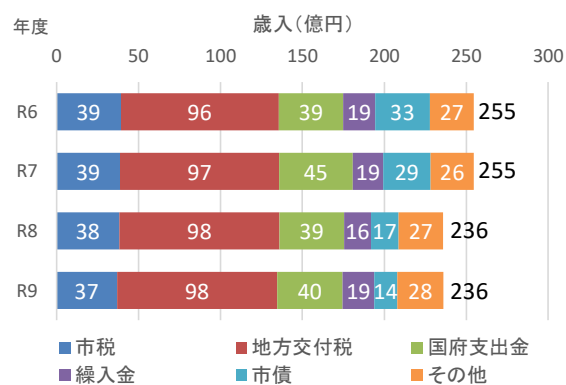
■歳出の推移 (出典:南丹市歳入歳出決算書)



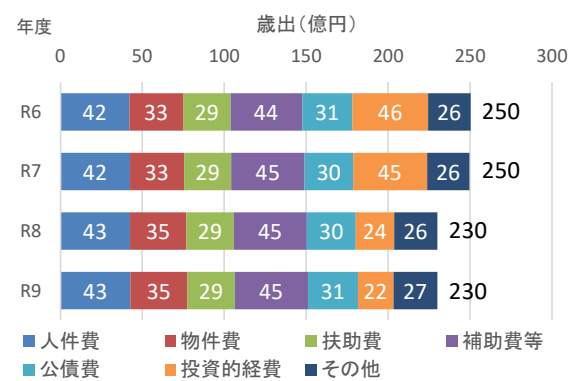
【将来見通し】

- 歳入の見通しについては、生産年齢人口の減少に伴う市税の減収が見込まれています。合併特例債は2025(令和7)年度までの発行を見込んでおり、2026(令和8)年以降は財政規模が縮小する見通しです。
- 歳出については、2026(令和8)年以降に投資的経費が減少する見通しであり、公共施設の維持管理費や施設更新費の増加が見込まれる中で、公共施設の在り方の見直しが必要となっています。
- 今後、収入に見合った支出を基本とする財政構造に変えていくため、公共施設の圧縮や歳出の見直しによる市の財政規模のコンパクト化が求められています。

■歳入の見通し (出典:南丹市財政健全化プラン)



■歳出の推移 (出典:南丹市財政健全化プラン)



(9) 住民の定住意向 (アンケート調査結果)

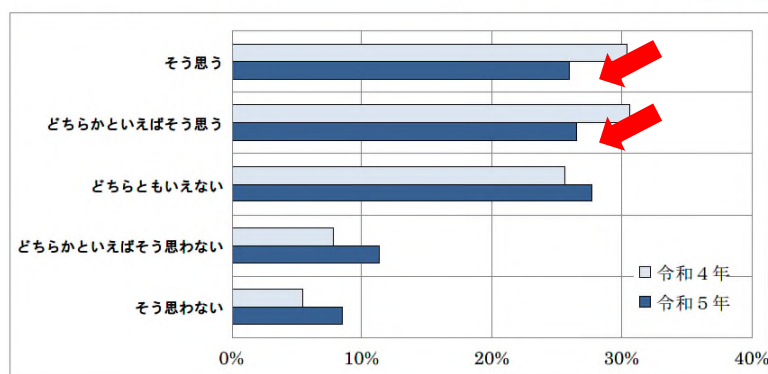
■調査概要

調査名	2023(令和5)年度市民意識調査
調査対象者	年齢を18歳以上85歳以下と設定し、地域/年代/男女の人口構成比率を考慮して無作為抽出
調査期間	2023(令和5)年11月10日～11月30日
配布数	2,500 票
有効回収数	838 票
有効回収率	33.5%

〈住みやすいと思うか〉

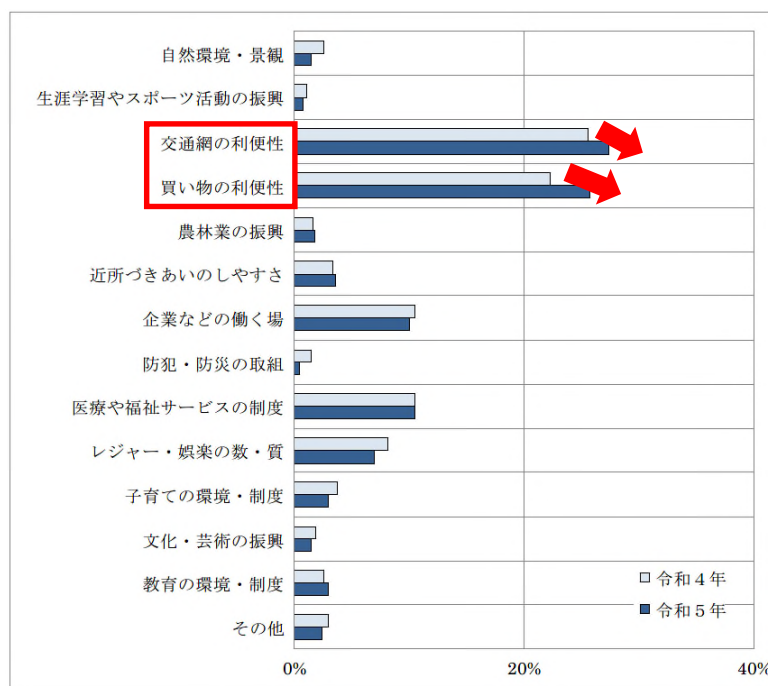
- 「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答された方は、前年度調査と比較して8.5ポイント減少しています。

選 択 肢	令和4年		令和5年	
	回答数(人)	比率(%)	回答数(人)	比率(%)
そう思う	279	30.4	218	26.0
どちらかといえばそう思う	281	30.6	222	26.5
どちらともいえない	235	25.6	232	27.7
どちらかといえばそう思わない	72	7.9	95	11.3
そう思わない	50	5.5	71	8.5
合計	917	100.0	838	100.0



〈住みにくい理由(3 つまで)〉

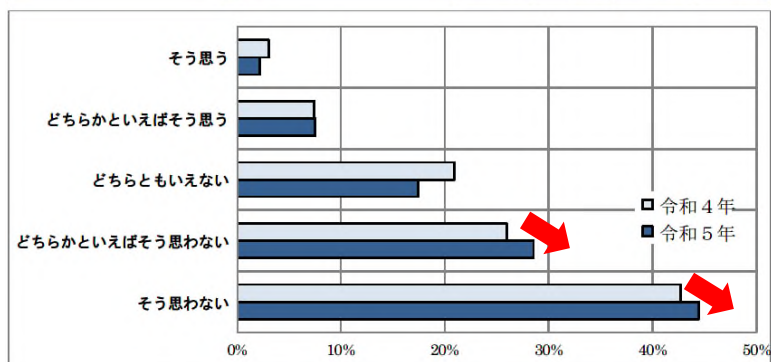
- 住みにくい理由としては、「交通網」や「買い物」の不便が多くあげられており、前年度調査と比較しても増加しています。



〈公共交通機関(電車・バス・タクシーなど)が利用しやすいと思うか〉

- 「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答された方は 7 割以上で前年度調査と比較して 4.3 ポイント増加しています。

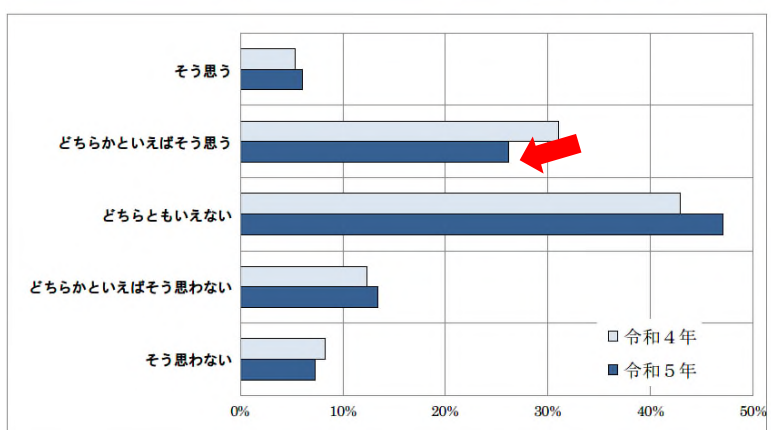
選 択 肢	令和4年		令和5年	
	回答数(人)	比率(%)	回答数(人)	比率(%)
そう思う	28	3.1	18	2.1
どちらかといえばそう思う	68	7.4	63	7.5
どちらともいえない	192	20.9	146	17.4
どちらかといえばそう思わない	238	26.0	239	28.5
そう思わない	391	42.6	372	44.4
合計	917	100.0	838	100.0



〈防災の面で安心して暮らせるまちだと思うか〉

- 「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答された方の割合は、前年度調査と比較して、4.2 ポイント減少しています。

選 択 肢	令和4年		令和5年	
	回答数(人)	比率(%)	回答数(人)	比率(%)
そう思う	49	5.3	51	6.1
どちらかといえばそう思う	285	31.1	219	26.1
どちらともいえない	394	43.0	395	47.1
どちらかといえばそう思わない	113	12.3	112	13.4
そう思わない	76	8.3	61	7.3
合計	917	100.0	838	100.0



4. 都市構造上の課題の整理

- 本市の現状及び将来の見通し等を勘案すると、解決すべき都市の課題は次のように整理されます。 ※()は参照ページ



【都市構造上の課題】

■生活サービスの維持・充実による市民の暮らしの満足度向上

- ・市民意識調査結果をみると、若年層の定住意向が低く、住みにくい理由としては「交通網」や「買い物」の不便が多くあげられています。

⇒将来にわたり市の活力を維持していくためには、特に若年層の定住促進を図ることが必要であり、定住促進に向けては、生活サービスの維持・充実を図り、市民の暮らしの満足度を高める必要があります。

■市街地中心部での一定規模の人口集積の維持による生活サービスの維持

- ・医療・福祉・商業などの生活サービス施設は市役所・八木支所周辺やJR駅周辺に集積しており、公共交通サービスも市街地中心部で利便性が高い状況にあります。

- ・しかしながら、市街地中心部においても大幅な人口減少や高齢化が予想されているほか、空き家率が高く、商店街では店舗数が年々減少するなど、空洞化・スポンジ化が進行しています。

⇒将来的に利用者の減少が予想される生活サービス施設や公共交通サービスを存続していくためには、市街地中心部のストックを活用するとともに、居住や都市機能の緩やかな誘導により、一定規模の人口集積を維持することが必要です。

■連携・協働による地域防災力の向上

- ・市街地においても、河川氾濫による浸水、土砂災害の危険性のある区域が指定されており、地球温暖化や気候変動に伴い、更に安全性が低下する恐れがあります。

- ・全国的な大規模な災害の頻発化・激甚化により、暮らしの安全や防災への関心・意識が高まりつつあります。

⇒行政が主体となる取組みだけでは限界があるため、行政と市民や事業所・各団体などが身近な地域での災害リスクを共有し、連携・協働しながら地域防災力を向上させる必要があります。

5. まちづくりの方針、都市の骨格構造、誘導方針

(1) まちづくりの方針（ターゲット）

都市構造上の課題の解決に向けて、『南丹市都市計画マスタープラン 改訂第2版』の将来都市像を踏まえながら、本計画の「まちづくり方針(ターゲット)」を下記のとおり定めます。

【市の将来都市像（まちづくり方針）】

(出典:南丹市都市計画マスタープラン 改訂第2版)

つないで個性を磨く 「住み続けたい・住んでみたいまち」

《つないで》

南丹市は4つの町が合併したまちであり、府内では京都市に次ぐ広大な面積を有しています。また、第2次総合振興計画でも観光振興などによって交流人口 280 万人を目標として設定しています。

このため、各地区でのまちづくりを積極的に進めるとともに、「人」「もの」「情報」などの連携と交流により各地区間のつながり、絆を強めていきます。

《個性を磨く》

南丹市には、豊かな自然資源や恵まれた交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などの個性的で魅力的な地域資源があります。

これら一つ一つの個性を磨きあげて、それぞれの地域の魅力を高めていきます。

《住み続けたい・住んでみたいまち》

他都市には見られない個性豊かな資源は、南丹市に住む全ての人にとっての誇りです。

市民・各種団体・事業者・行政が一体となって、若者が定住できる、高齢者にとっても生活しやすい環境を整え、全ての年代の人が誇りを持っていつまでも住み続けたいと思えるまちをつくっていきます。



【都市構造上の課題】

- 生活サービスの維持・充実による市民の暮らしの満足度向上
- 市街地中心部での人口集積の維持による生活サービスの維持
- 連携・協働による地域防災力の向上



【本計画におけるまちづくり方針（ターゲット）】

市街地中心部における、
主に若年層を中心とした定住促進
と生活サービス（生活サービス施設・公共交通サービス）の維持・充実

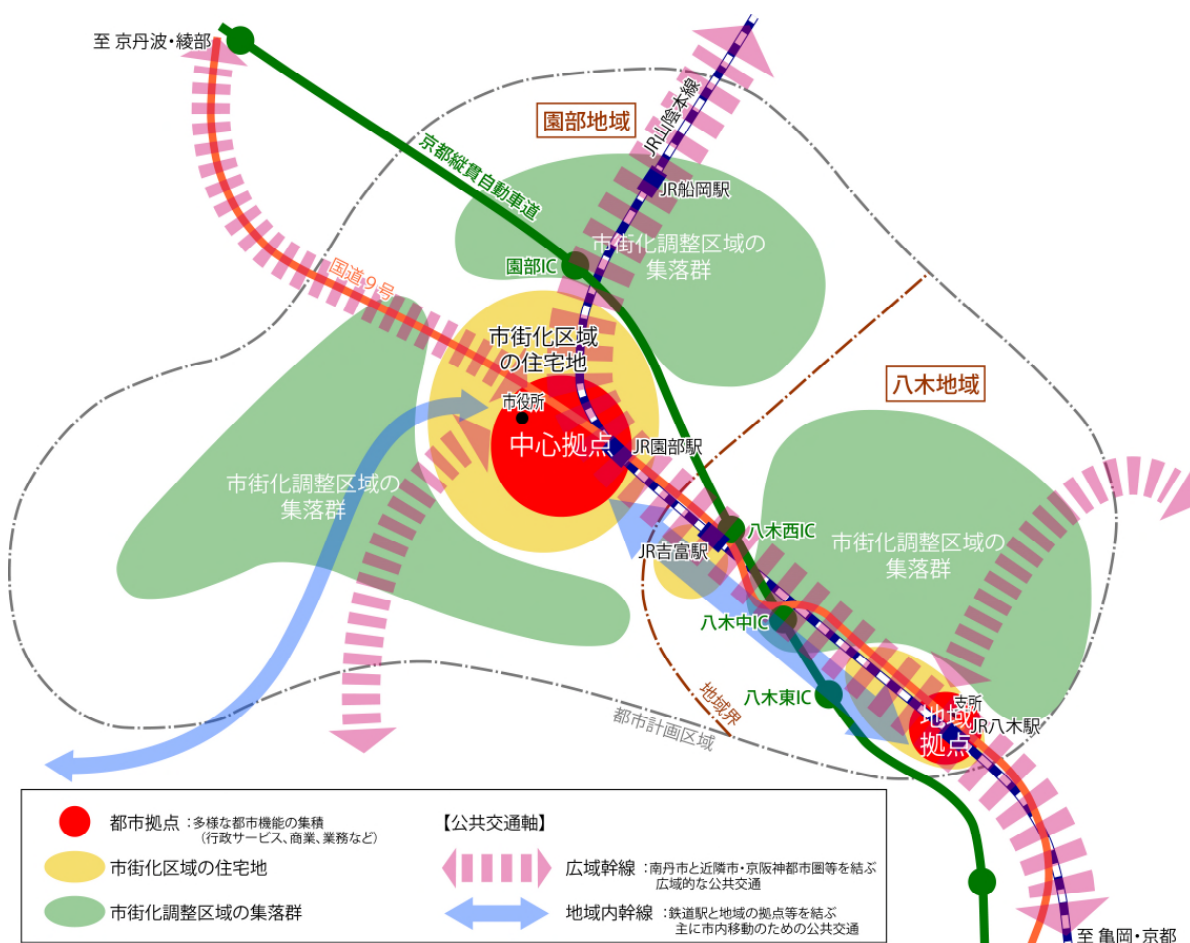
（２）目指すべき都市の骨格構造

「まちづくり方針(ターゲット)」の実現に向けて、目指すべき都市の骨格構造を下記のとおり定めます。

多極ネットワーク型コンパクトシティの実現

- 園部地域と八木地域それぞれの市役所・支所及びＪＲ園部駅・八木駅周辺を『都市拠点』と位置づけ、地域住民の生活を支える様々な都市機能（行政サービス、商業、医療など）と居住機能を集積させ、生活に必要なサービスが身近にあるまちを目指します。
- 併せて、『都市拠点』の周辺住宅地や市街化調整区域に点在する集落から、過度に自家用車に頼ることなく『都市拠点』にアクセスできる公共交通網（コミュニティバス、デマンドバス等）を整備して、生活利便性が高く住みやすいまちを目指します。

■都市の骨格構造（概念図）



【都市拠点】

地域	都市拠点	基本方針 (出典：南丹市都市計画マスタープラン 改訂第2版)
園部 地域	【中心拠点】 市役所・ JR 園部駅周辺	● 南丹市の中心市街地として、行政・文化サービスや生活サービス機能の利便性を高めるとともに、より一層、多様な都市機能の集積を目指します。 ● 中心市街地の再整備により、密集市街地における防災性の向上、居住環境の改善による定住促進を図ります。 ● JR 園部駅を中心とした安全で快適な歩行者空間の創出、身近なオープンスペースの創出などに取り組み、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。
八木 地域	【地域拠点】 八木支所・ JR 八木駅周辺	● 園部地域の中心拠点と連携しながら、居住環境整備に努め、地域住民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを目指します。 ● JR 八木駅の整備・利便性向上や近隣商業機能などの充実を図り、周辺の田園環境と調和した魅力ある生活環境の創出を目指します。

【公共交通軸】

公共交通軸	役割・基本方針 (出典：南丹市都市計画マスタープラン、南丹市地域公共交通計画)
広域幹線 (JR 山陰本線)	● 南丹市と近隣市・京阪神都市圏等を結ぶ広域的な公共交通軸として JR 山陰本線を位置づけます。 ● 各駅へのアクセス向上や、駅周辺のバリアフリー化、駐車場・駐輪場の確保などによる駅利用者の利便性の向上を図ります。 ● 合わせて、運行ダイヤの見直しによる駅での待ち時間の短縮化、鉄道とバスの接続の向上などについて、交通事業者とも連携しながら、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。
地域内幹線 (南丹市営バス (ぐるりんバス) ・民営バス)	● 南丹市と近隣市・京阪神都市圏等を結ぶ広域的な公共交通軸として南丹市営バス、ぐるりんバス、民営バスを位置づけます。 ● JR 園部駅や八木駅、吉富駅、および市役所や八木支所などの主要施設と各住宅地・集落を結ぶバスネットワークを維持するとともに、利用しやすい環境整備を図ります。

(3) 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

「まちづくり方針(ターゲット)」の実現に向け、『南丹市地域創生戦略』などの関連計画を踏まえ、下記の「誘導方針(ストーリー)」を定めます。

【まちづくりの方針（ターゲット）】

市街地中心部における **主に若年層を中心とした定住促進と**
生活サービスの維持・充実



【誘導方針（ストーリー）】

①市街地中心部での 定住促進策の強化

- **空き家・空き地を活用**しながら、市街地中心部での定住を促進します。
- **移住・定住に関する情報発信や支援の強化**を図ります。

②子育て環境の充実 と生活利便性・ 安全性の向上

- **子育て支援施設(事業)の充実**を図るとともに、**子育てに関する情報の提供、相談体制の整備**を進め、子育てしやすい環境の整備・充実を図ります。
- **空き店舗・空き地等を活用**した商業、医療などの**生活サービス施設**を『都市拠点』に**立地誘導・維持**します。
- 『都市拠点』内の都市機能と周辺住宅地をむすぶ**公共交通サービスの維持・向上**を図ります。
- **防犯・防災対策の強化**を図ります。
- 道路等のインフラ整備を進めるとともに、**計画的な補修・更新による施設の長寿命化**を図ります。

③魅力的・安定的な 就業の場・機会の 創出

- 市内での就業の場を拡大するため、**空きビル・空き地等**を活用した**企業誘致**を進めます。
- **地域資源を活用した新たな起業などの新たなしごとの創出**にチャレンジする人への支援を行います。

6. 居住誘導区域

本計画の「まちづくり方針(ターゲット)」「都市の骨格構造」「誘導方針(ストーリー)」を踏まえ、居住誘導区域を定めます。

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは…

(出典:第13版都市計画運用指針(国土交通省))

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域が設定されると…

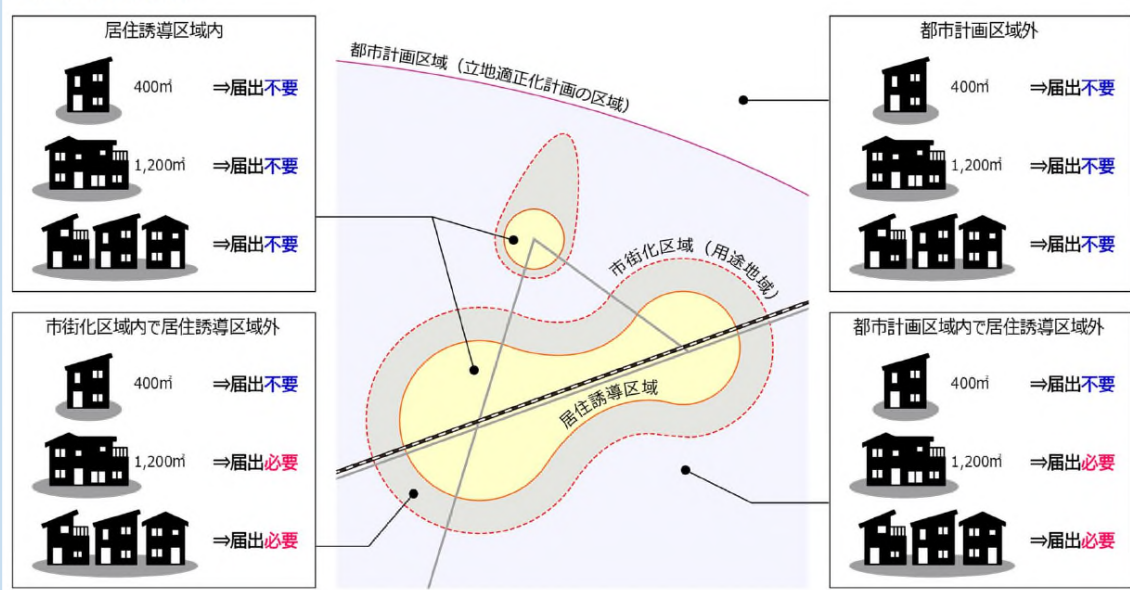
(出典:第13版都市計画運用指針(国土交通省)、立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))

市町村が居住誘導区域外での住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域を除く立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務づけられます。

■届出の対象

開発行為	建築行為等
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等) ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

■届出の対象例



(出典:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))

(2) 居住誘導区域

① 居住誘導区域を定めることが考えられる区域 (出典:第 13 版都市計画運用指針(国土交通省))

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

② 居住誘導区域設定の留意点

法令等による居住誘導区域に設定することが望ましくない区域

(出典:第 13 版都市計画運用指針(国土交通省))

	対象区域
居住誘導区域に含まないこととされている区域	● 市街化調整区域 ● 災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ● 農用地区域など ● 自然公園法に規定する特別地域、保安林の区域など ● 地すべり防止区域 ● 急傾斜地崩壊危険区域 ● 土砂災害特別警戒区域 ● 浸水被害防止区域
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	● 津波災害特別警戒区域 ● 災害危険区域 (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)
居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	● 土砂災害警戒区域 ● 津波災害警戒区域 ● 浸水想定区域 ● 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 ● 調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域

(赤字:本計画区域内にある対象区域)

慎重に判断を行うことが望ましい区域 など（出典：第 13 版都市計画運用指針（国土交通省））

	対象区域
居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	- 工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 - 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 - 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 - 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
その他留意事項	生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携により、その保全を図ることが望ましい。

（赤字：本計画区域内にある対象区域）

③ 南丹市における居住誘導区域の設定の目的

- 一定の人口集積により支えられている生活サービスを将来にわたり提供しつづけるために、主に若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域を設定します。

なお、居住誘導区域を設定したとしても、全ての人を居住誘導区域に誘導するものではなく、また居住誘導区域だけにしか住んではならないというものではありません。

居住誘導区域外でも、引き続き『南丹市都市計画マスタープラン 改訂第2版』に基づき良好な居住環境を維持・保全するとともに、『南丹市地域公共交通計画』に基づき公共交通の利便性の向上を図ります。

④ 南丹市における居住誘導区域の設定方針

下記のA～Dを満たすエリアを基本に居住誘導区域を設定します。

A. 『都市拠点』を中心とした住宅地で、将来にわたり一定の人口密度が維持できるエリア

⇒現行計画を踏襲

園部地域	〔中心拠点〕 市役所・JR 園部駅周辺
八木地域	〔地域拠点〕 八木支所・JR 八木駅周辺

B. 公共交通の利便性が高いエリア（公共交通便利地域*）

⇒現行計画を踏襲

* 鉄道駅から半径 800m 圏域、バス停（運行本数 15 本/日（往復）以上）から半径 300m 圏域とします。

これは、『都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）』における徒歩圏の定義（鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m）、及び『立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）』における他都市での公共交通便利地域の定義（鉄道駅から半径 1000m 圏域、バス停（運行本数 15 本/日（往復）以上）から半径 300m 圏域など）を踏まえ設定します。

C. 都市機能が集積し、生活利便性が高いエリア

⇒現行計画に追加

医療、高齢者福祉、子育て支援、商業などの施設の分布状況を踏まえ、これらの都市機能がおおむね高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500m 圏内（『都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）』における定義）に集積する、生活利便性が高いエリアを踏まえて設定します。

医療施設：病院、診療所

高齢者福祉施設：居宅介護支援施設、訪問系施設、通所系施設

子育て支援施設：保育所、幼稚園

商業施設：スーパー等

D. 災害の危険性が低く、居住に適したエリア

⇒現行計画を踏襲

【居住誘導区域から除外するエリア】

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（指定予定箇所も含む）、急傾斜地崩壊危険区域
- 工業地域（横田地区）
- 準工業地域の一部（京都新光悦村、城南町地区、園部 IC 周辺、八木東 IC 周辺）
- 地区計画で住宅の建築が制限されている区域（新町地区）
- 教育施設等の大規模宅地

※ 居住誘導区域図(案)に示す土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は令和 5 年 6 月 30 日時点の指定箇所及び指定予定箇所を基に作成しています。指定予定箇所については、指定までに地形の改変等が確認されたときは見直すこともあります。その際には、居住誘導区域の見直しを検討します。

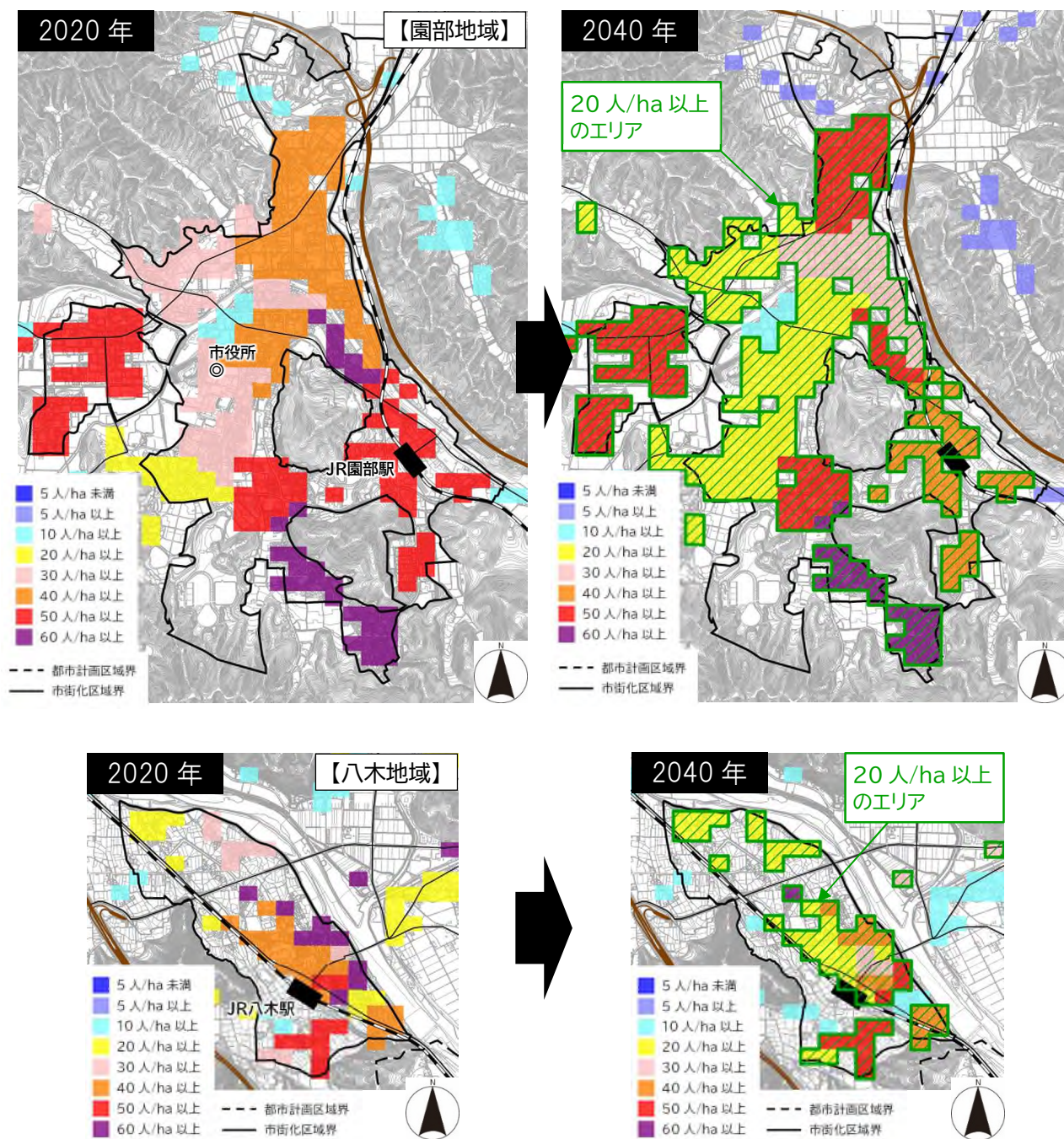
※ 生産緑地地区については、居住誘導区域に含めますが、民間開発などの立地・誘導を図るうえでは、法令に基づくもののほか、上水道給水区域及び下水道供用開始区域以外は、上下水道整備は原因者負担を原則としますが、土地区画整理事業等で良好な市街地形成が見込まれるときは、一体的にインフラ整備を推進します。

⑤ 設定方針に基づく区域の考え方

A. 『都市拠点』を中心とした住宅地で、将来にわたり一定の人口密度が維持できるエリア

⇒ 現行計画を踏襲

原則として、将来にわたり人口密度の低いエリアでは居住誘導区域を設定しません。

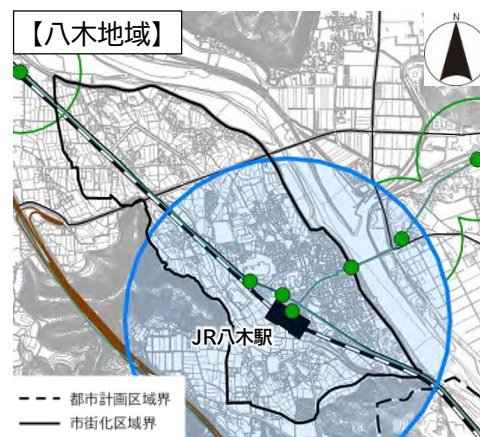
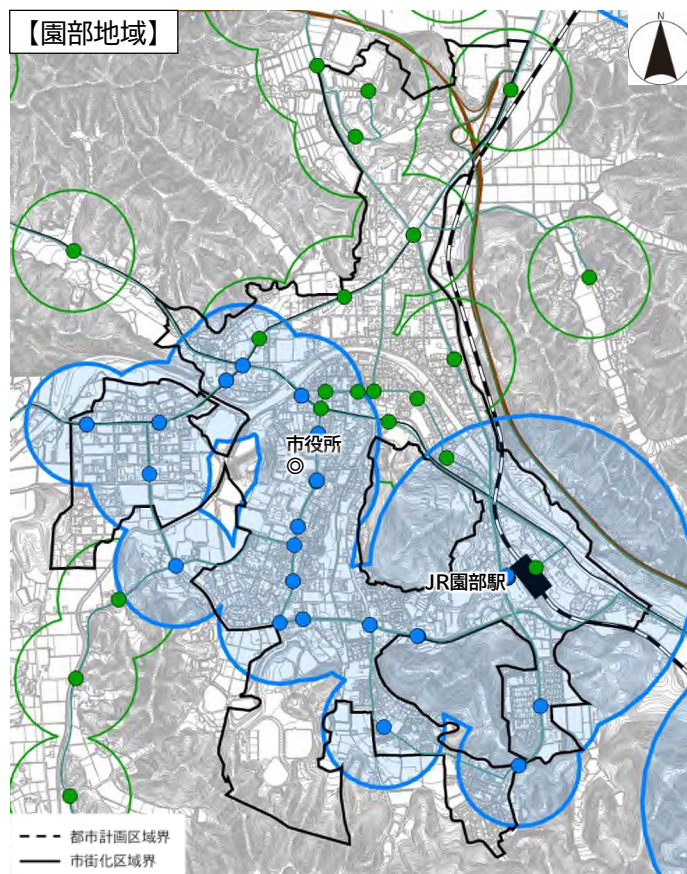


B. 公共交通の利便性が高いエリア（公共交通便利地域*）

⇒現行計画を踏襲

原則として、公共交通の不便地域・空白地域では居住誘導区域を設定しません。

*鉄道駅から半径 800m圏域、バス停（運行本数 15 本/日（往復）以上）から半径 300m圏域



バス路線(デマンドを除く)

交通便利地域・バス停留所

交通不便地域・バス停留所
交通空白地域

《公共交通利用環境による区分の設定(各地域の定義)》

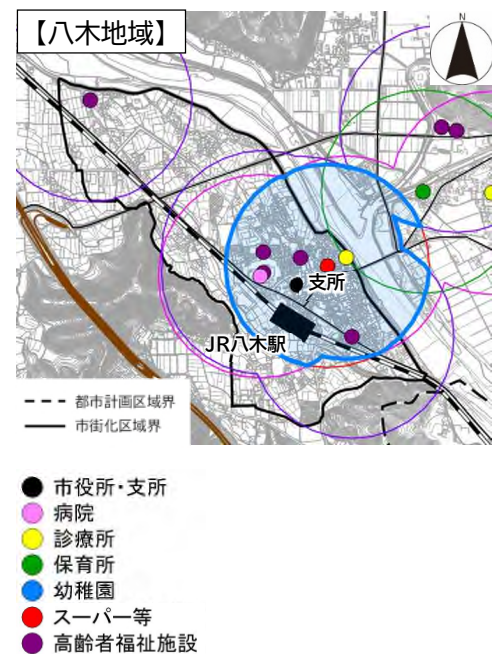
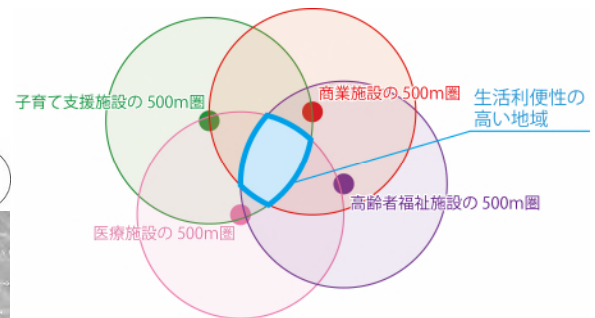
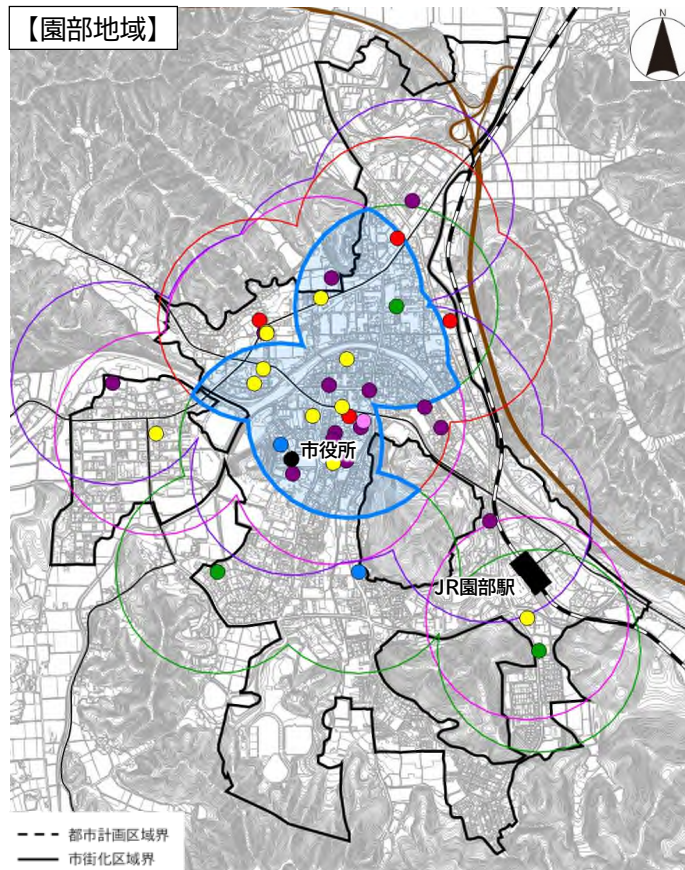
		バ ス		
		バス停から 300m圏域 かつ運行本数 15 回/日 (往復)以上	バス停から 300m圏域 かつ運行本数 15 回/日 (往復)未満	バス停から 300m圏域外
鉄道	鉄道駅から 800m圏域	公共交通便利地域		
	鉄道駅から 800m圏域外		公共交通不便地域	公共交通空白地域

C. 都市機能が集積し、生活利便性が高いエリア

⇒現行計画に追加

医療、高齢者福祉、子育て支援、商業の4つの機能すべてが高齢者の一般的な徒歩圏である半径500m圏内にある区域を踏まえて設定します。

八木地域については、市街化区域内に子育て支援施設が立地していないため、医療、高齢者福祉、商業の3つの機能を対象とします。



a) 災害の危険性が高い区域

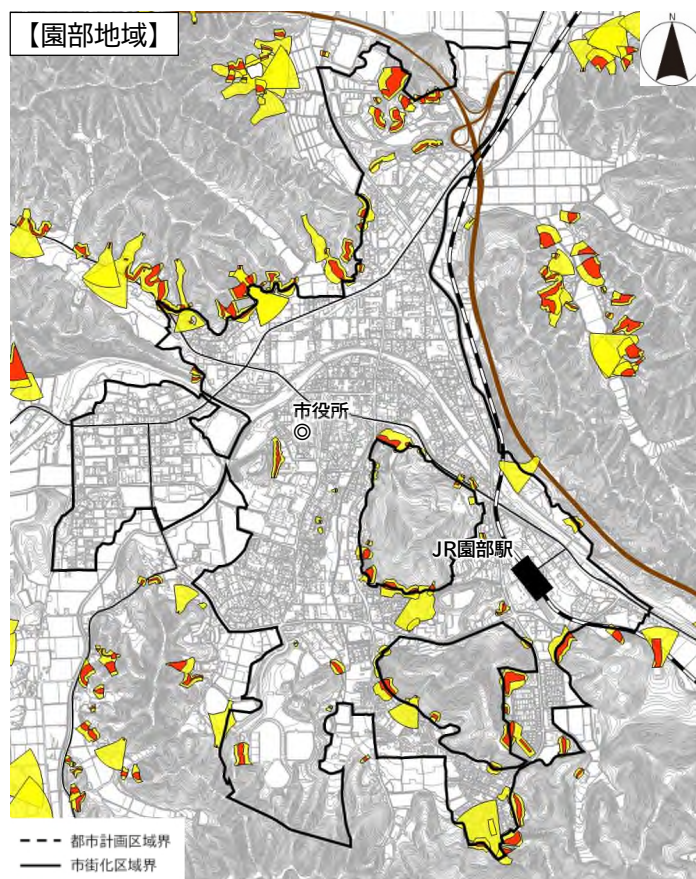
● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害特別警戒区域は「建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」、急傾斜地崩壊危険区域は「崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある区域」であり、いずれも都市再生特別措置法により「居住誘導区域に含めてはならない区域」と定められているため、**居住誘導区域に含めません。**

土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれがある区域であり、都市計画運用指針において「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として含まない」とされています。

土砂災害警戒区域では建築活動が制限されるわけではありませんが、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、土砂災害は事前の予測・避難が難しいことから、将来にわたって安心して住み続けられる区域としてはふさわしくないため、**居住誘導区域に含めません。**

なお、市街化調整区域の地区計画（集落維持型・施設利活用型）の区域に土砂災害警戒区域を含む場合は、地域独自の防災計画・避難体制を整えるなど、被害を防止・軽減する対策を講じることとします。



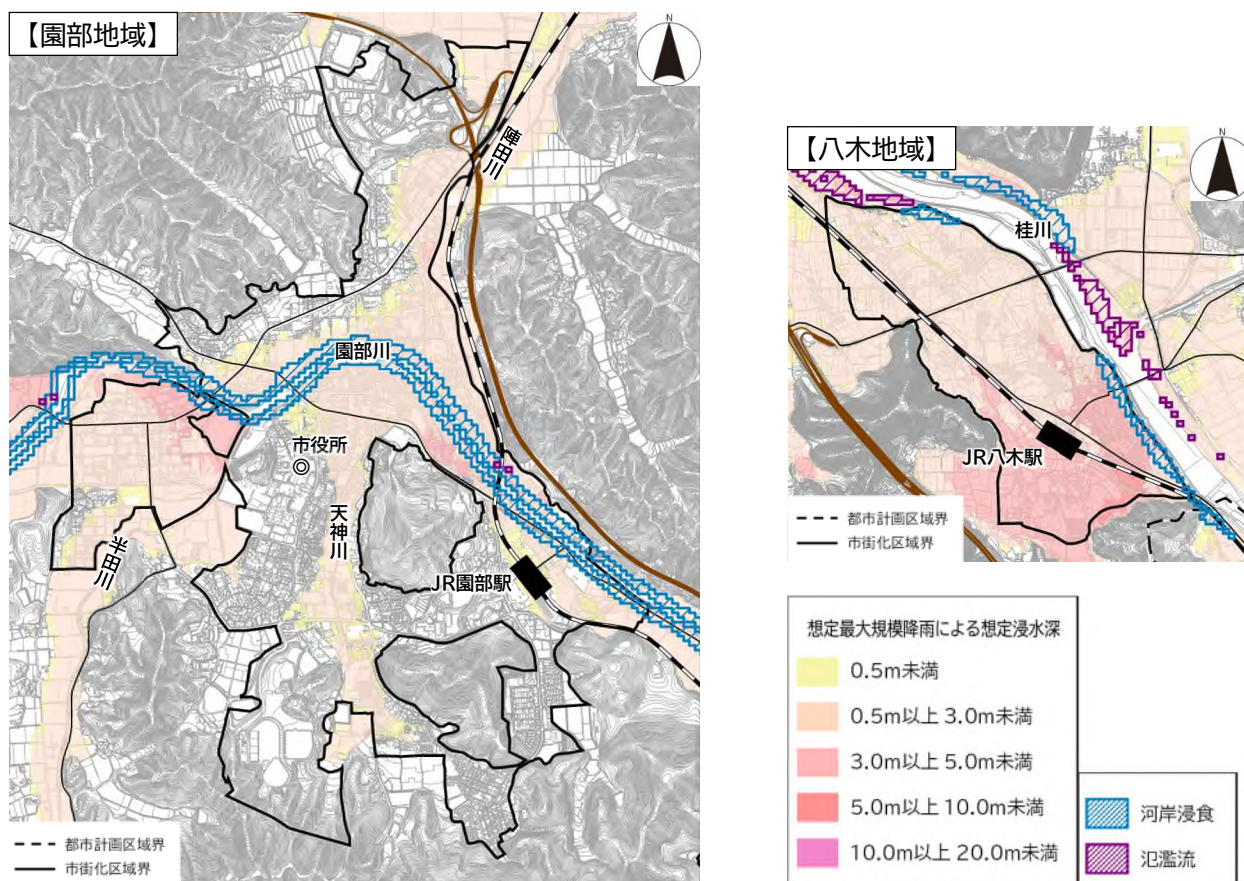
● 浸水想定区域

浸水想定区域は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、都市計画運用指針において「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として含まない」とされています。

本市においては、八木市街地のほとんどが浸水想定区域に含まれており、園部市街地についても園部川や天神川、陣田川などの主要河川の沿川の広範囲が含まれているため、浸水想定区域を居住誘導区域に含めない場合、将来的に居住を誘導する区域の面積が確保できなくなります。さらに、両市街地ではすでに都市基盤が整備されており、将来にわたり一定の人口密度が見込まれることから、居住誘導区域から除外することは現実的ではありません。

また、浸水被害の特性として、災害が急に発生する土砂災害に比べて、事前の予測・避難が比較的容易であり、浸水発生前の速やかな対応が可能と考えられます。

以上より、以下に示すハード・ソフト両面の防災対策に取り組むことを前提として、居住誘導区域に含めます。



【ハード対策】

- 桂川とその支川について、「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」に基づく河川改修事業を順次進め、治水安全度を向上させています。
- 桂川（本川）については、下流から順次霞堤の1 m嵩上げ、河道掘削、護岸整備及び橋梁の改築等を行い流下能力の向上を図ってきており、今後、八木工区、園部工区についても霞堤の嵩上げ及び堤防補強を実施する予定です。
- 東所川については、八木駅西土地区画整理事業と連携しながら河川を付け替えるとともに、築堤、河道掘削、河道拡幅及び護岸整備により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図ってきており、今後、土地区画整理事業区間上流～府道455号線についても河川の付け替えを実施する予定です。
- 園部川については、桂川合流点から上流に向かって護岸工、河道拡幅、河道掘削等の整備を進めてきており、国道9号園部大橋下流までの整備が完了しています。今後、横田橋及び横田新橋の架け替えを進めるとともに、園部大橋下流～本梅川合流点までの護岸整備・河道掘削を実施する予定です。

【ソフト対策】

- 『南丹市地域防災計画』に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮した避難所を選定して避難計画を策定し、浸水想定区域や避難所、避難情報の伝達方法などを示したハザードマップを市民に配布しています。
- 災害時要援護者の避難については、『南丹市災害時要援護者避難支援プラン（H24.3）』に基づき、迅速かつ的確に行います。など

参考「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」による河川整備の概要

①桂川（本川）

上下流バランスに配慮しながら、下流から順次霞堤の1m嵩上げ、河道掘削、護岸整備及び橋梁の改築等を行い、流下能力の向上を図っています。

また、堤防の安全性が不足している箇所について、堤防の質的強化等を図るとともに、水衝部など必要な箇所の護岸整備を実施しています。

引き続き、残る霞堤の嵩上げ及び堤防補強を実施する予定です。



図 桂川（本川）の事業進捗の見込み

表 事業スケジュール（桂川（本川））

河川	区間	R5	R6	R7	R8	R9	R10～
桂川 （本川）	整備区間① ～ 整備区間⑨						
		→					

出典：京都府HP（令和5年度淀川水系桂川上流圏域河川整備計画 進捗点検）

②東所川

八木駅西土地区画整理事業と連携しながら、河川を付け替えるとともに築堤、河道掘削、河道拡幅及び護岸整備により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図っています。

また、河道改修に伴う必要となる橋梁及び樋門の改築をあわせて実施しています。

今後、八木駅西土地区画整理事業区間上流～府道455号線の河川の付け替えを実施する予定です。



図 東所川の事業進捗の見込み

表 事業スケジュール（東所川）

河川	区間	R5	R6	R7	R8	R9	R10～
東所川	土地区画整理事業区間						
	～ 府道455号線						→

出典：京都府HP（令和5年度淀川水系桂川上流圏域河川整備計画 進捗点検）

③園部川

河道掘削、河道拡幅及び護岸整備により、河川の断面を広げ、流下能力の向上を図るとともに、河道改修に伴い必要となる橋梁及び井堰の改築をあわせて実施しています。

桂川合流点から上流に向かって、護岸工、河道拡幅、河道掘削等の整備を進めてきており、国道9号園部大橋下流までの整備が完了しています。

今後、横田橋及び横田新橋の架け替えを進めるとともに、園部大橋下流～本梅川合流点までの護岸整備・河道掘削を実施する予定です。



図 園部川の事業進捗の見込み

表 事業スケジュール（園部川）

河川	区間	R5	R6	R7	R8	R9	R10～
園部川	園部大橋下流 ～ 本梅川合流点						
		→					

出典：京都府HP（令和5年度淀川水系桂川上流圏域河川整備計画 進捗点検）

b) 工業系用途地域

● 工業地域・準工業地域

工業地域・準工業地域ともに、住宅・共同住宅等の建築はできますが、主として工業の利便の増進を図るために定められている地域であるため、基本的に居住誘導区域に含めません。

現況の土地利用、及び南丹市都市計画マスタープラン（改訂第2版）の土地利用方針における位置づけを踏まえて、地区ごとに居住誘導区域に含めるかを判断します。

c) 地区計画で住宅の建築が制限されている区域

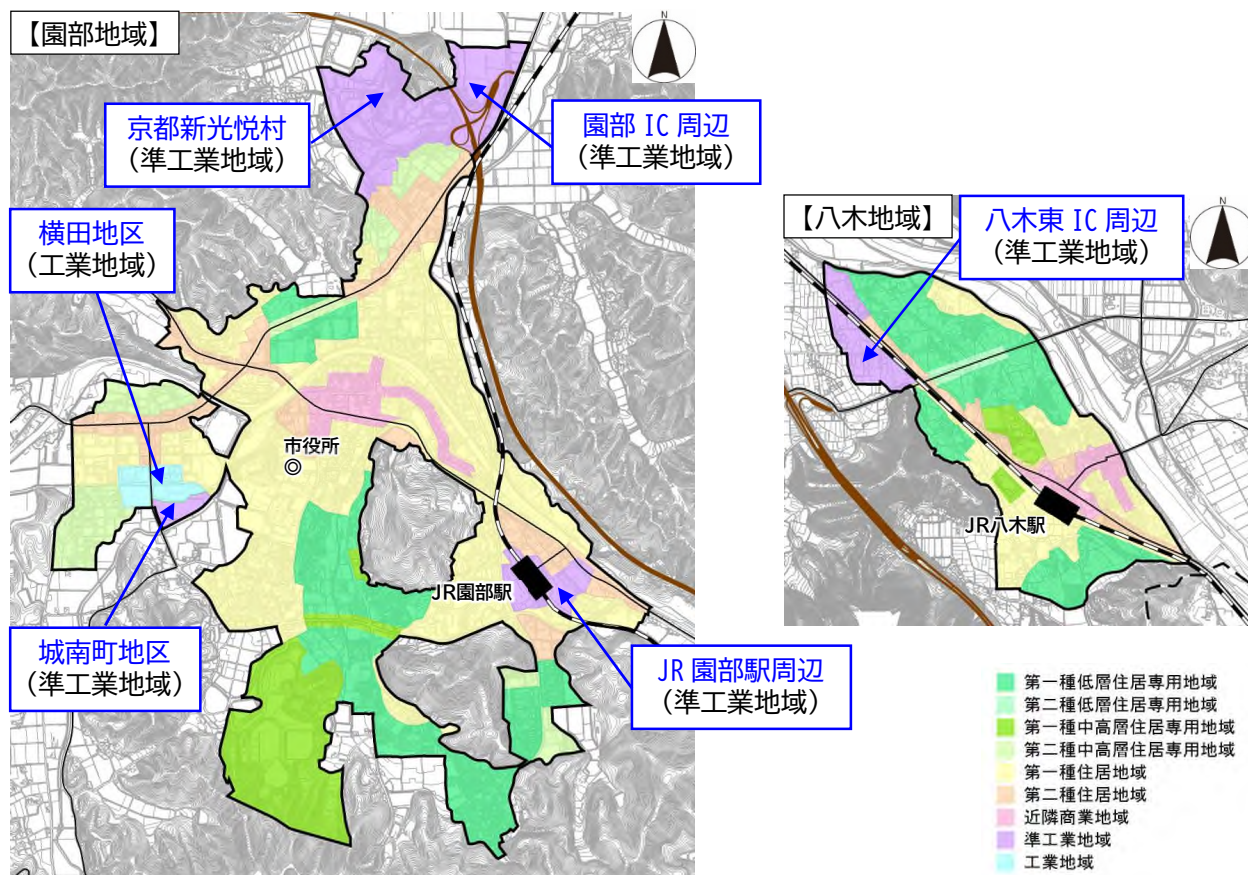
地区計画で住宅の建築が制限されている区域は、新町地区です。

新町地区については、都市計画上、住宅の建築が制限されているため、基本的に居住誘導区域に含めません。



■工業系用途地域に係る地区別検討結果

地 区	区域に含めるかどうか	理 由
横田地区 (工業地域)	含めない	工業地域は、主として工業の利便の増進を図るために定められている地域であり、南丹市都市計画マスタープランにおいても工業・流通サービス系の施設の立地を誘導する産業振興ゾーンに位置づけられているため、 居住誘導区域に含めません。
京都新光悦村 (準工業地域)	含めない	京都新光悦村は、新たなものづくりを推進する拠点として、企業・工房・店舗等の立地・集積を目的とした工業団地であるため、 居住誘導区域に含めません。
城南町地区 (準工業地域)	含めない	南丹市都市計画マスタープランにおいて、周辺の土地利用との調和を図りつつ、工業系、商業系の土地利用の推進に向けた検討を図るゾーンに位置づけられているため、 居住誘導区域に含めません。
園部 IC 周辺 (準工業地域)	含めない	広域的な交通機能の結節点となる地域であり、南丹市都市計画マスタープランにおいて、民間活力も活用しながら、工業・流通サービス系の土地利用の推進に向けた検討を図るゾーンに位置づけられているため、 居住誘導区域に含めません。
八木東 IC 周辺 (準工業地域)	含めない	南丹市都市計画マスタープランにおいて、工業・流通サービス系の施設の立地を誘導する産業振興ゾーンに位置づけられているため、 居住誘導区域に含めません。
JR 園部駅周辺 (準工業地域)	含める	JR 園部駅周辺の準工業地域は、公共交通の利便性が高く都市機能を誘導するにふさわしいエリアであり、南丹市都市計画マスタープランにおいても本市の副次的な商業・業務地として地区の活性化を図る都市サービスゾーンに位置づけられているため、 居住誘導区域に含めます。

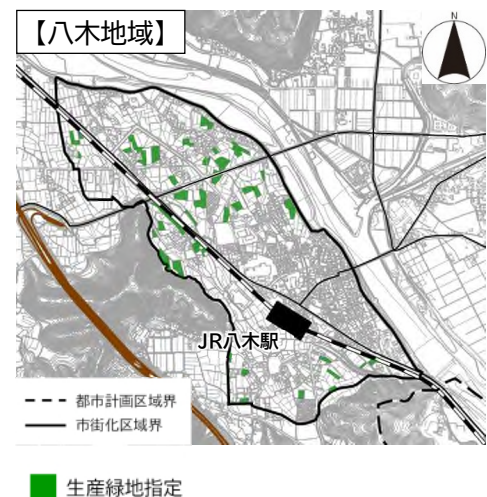
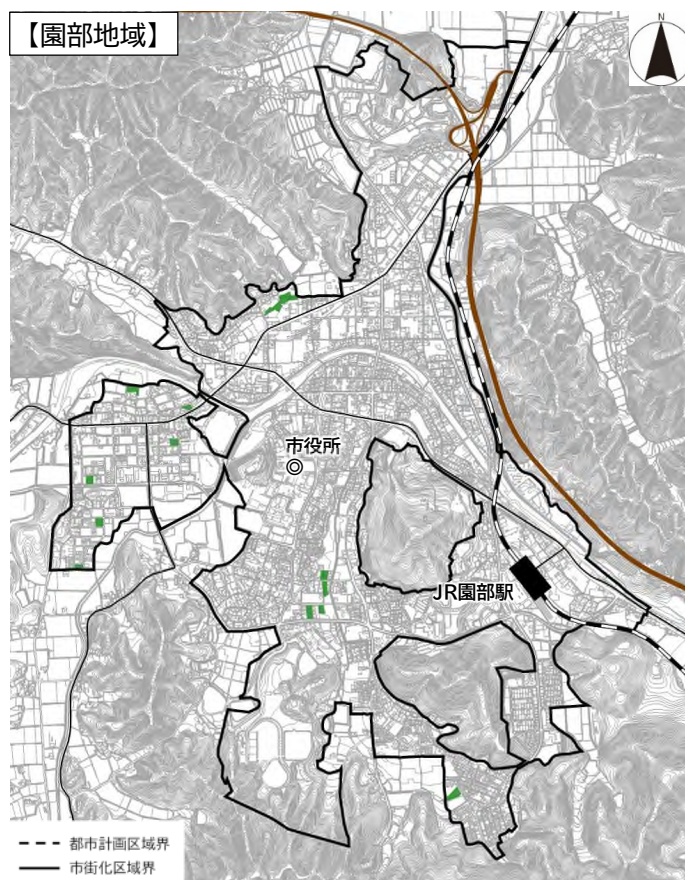


d) 生産緑地地区や一団の農地

生産緑地地区は農地等としての土地利用しかできないため、居住誘導区域に適しません
が、市街化区域に点在し、今後土地所有者の意向によって変更の可能性が大きいことから、居住誘導区域から除外しません。

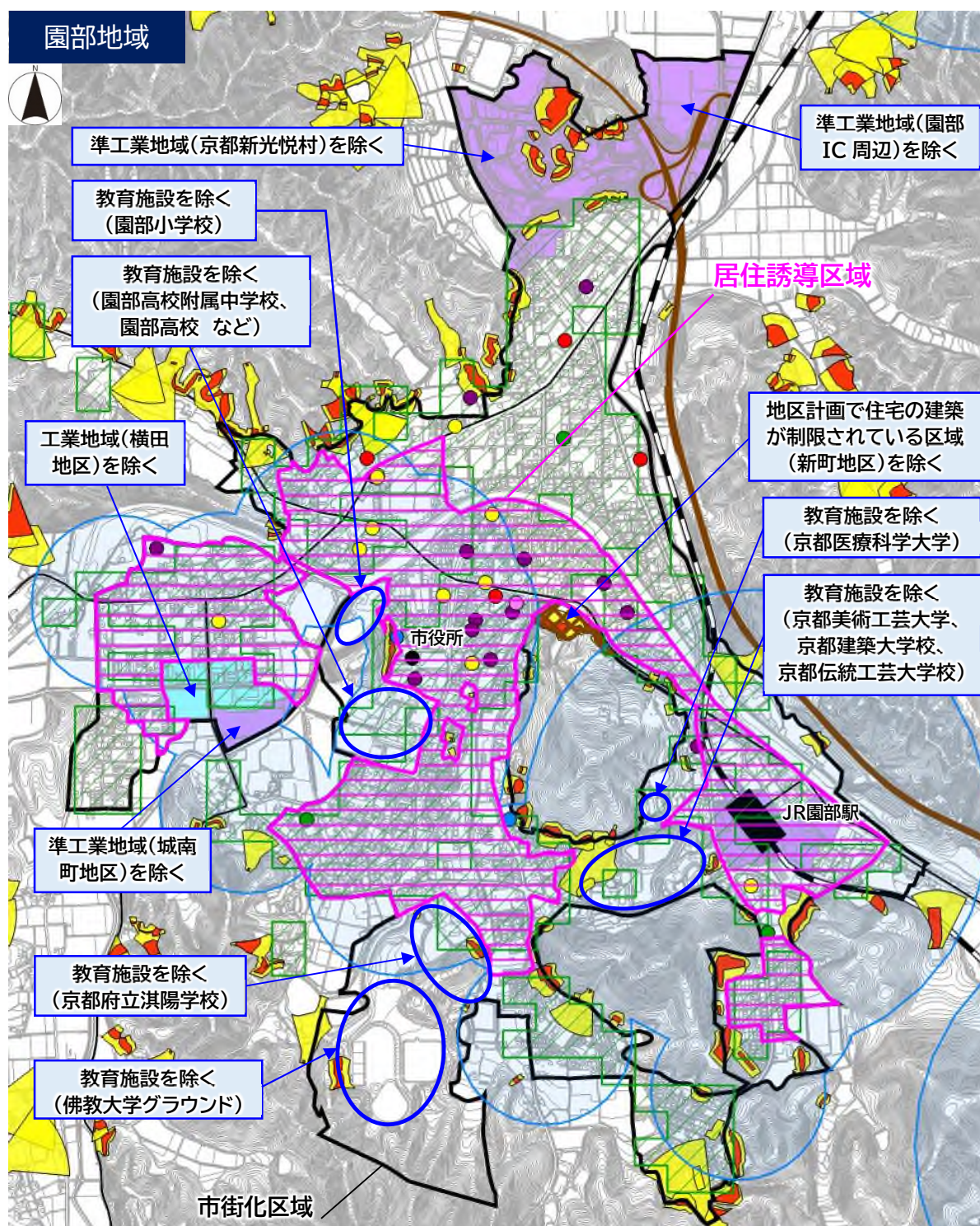
また、その他の一団の農地は、徒歩で生活サービス施設や公共交通の利用が可能なエリア（徒歩圏）内では居住誘導区域に含め、これ以外では含めません。

※ 生産緑地地区及び一部の農地は、居住誘導区域に含めますが、民間開発などの立地・誘導を図るうえでは、法令に基づくもののほか、上水道給水区域及び下水道供用開始区域以外は、上下水道整備は原因者負担を原則とします。ただし、土地区画整理事業等で良好な市街地形成が見込まれるときは、一体的にインフラ整備を推進します。



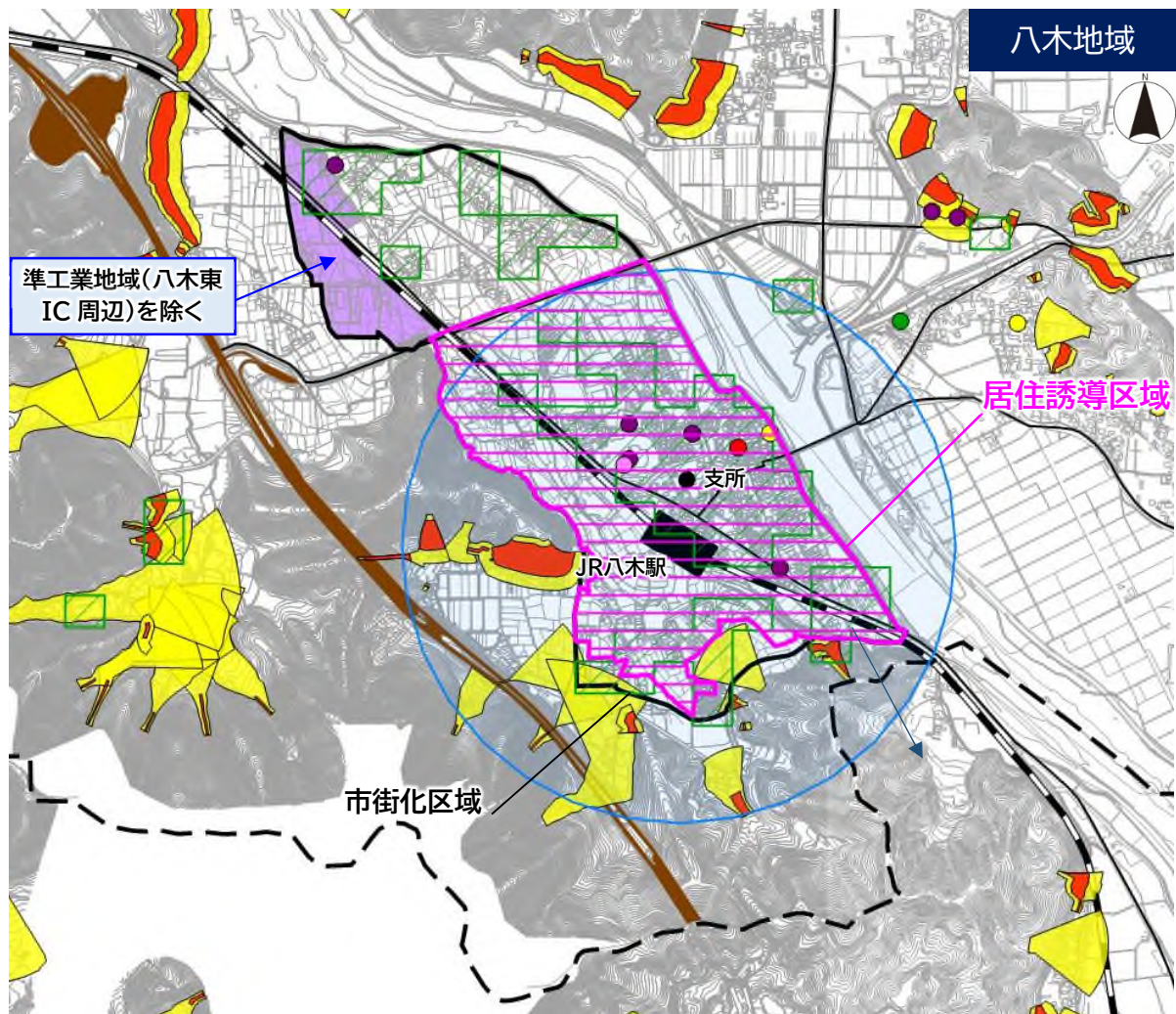
⑥ 居住誘導区域の設定

区域は、原則として用途地域界や明確な地形・地物により設定しますが、園部市街地の小向山の東側斜面に指定されている土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域については、行政サービスの拠点である市役所の一部を含むため、区域設定への影響が大きいことを考慮し、指定範囲のみを除外するものとします。



※ 図の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は令和 5 年 6 月 30 日時点の指定箇所及び指定予定箇所を基に作成

※ 京都府では急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲は未公表



7. 都市機能誘導区域・誘導施設

本計画の「まちづくり方針(ターゲット)」「都市の骨格構造」「誘導方針(ストーリー)」を踏まえ、都市機能誘導区域・誘導施設を定めます。

（１）都市機能誘導区域・誘導施設とは

都市機能誘導区域・誘導施設とは…

(出典:第13版都市計画運用指針(国土交通省))

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定されるもので、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

『都市機能誘導区域』ごとに『誘導施設(立地を誘導すべき都市機能増進施設)』を設定します。

都市機能誘導区域が設定されると…

(出典:第13版都市計画運用指針(国土交通省)、立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))

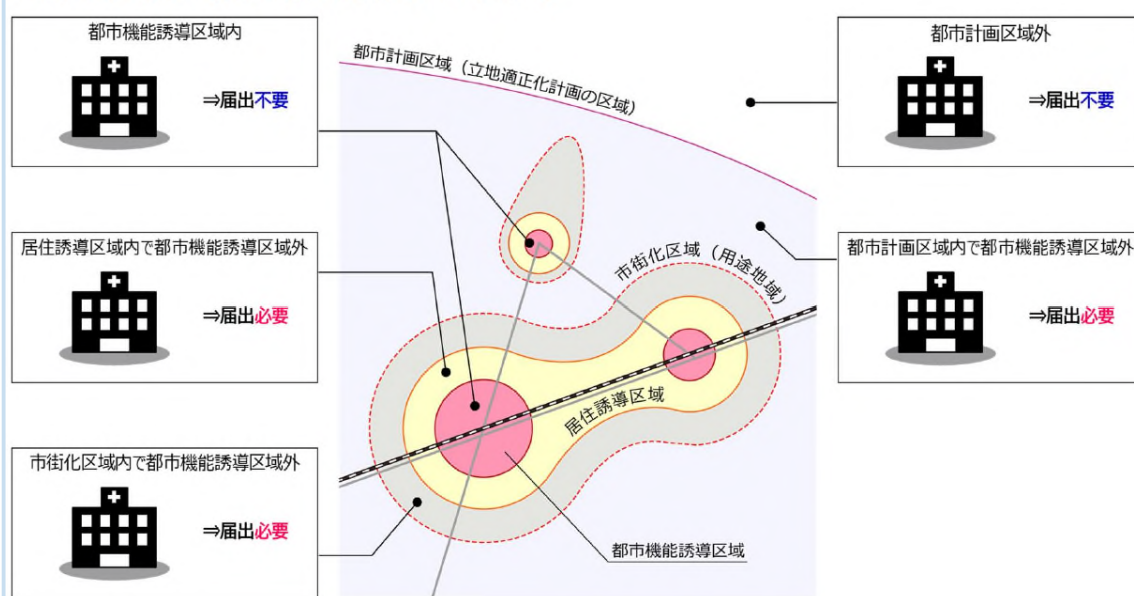
市町村が都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域を除く立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務づけられます。

■届出の対象

開発行為	建築行為等
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

また、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合にも、市町村長への届出が義務づけられています。これは、市町村が既存建物・設備の有効活用等、機能維持に向けて、誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するためのものです。

■届出の対象例（病院を誘導施設としている場合）



(2) 都市機能誘導区域

① 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

(出典:第 13 版都市計画運用指針(国土交通省))

- 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

都市機能誘導区域の規模

(出典:第 13 版都市計画運用指針(国土交通省))

一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

② 南丹市における都市機能誘導区域の設定の目的

- 市民の生活に必要なサービスを将来にわたり提供しつづけるために、計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域として都市機能誘導区域を設定し、生活利便性の向上と主に若年層の定住につなげていきます。

③ 南丹市における都市機能誘導区域の設定方針

居住誘導区域内の下記のA・Bのエリアを基本に都市機能誘導区域を設定します。

A.『都市拠点』の鉄道駅から無理なく歩いていけるエリア*

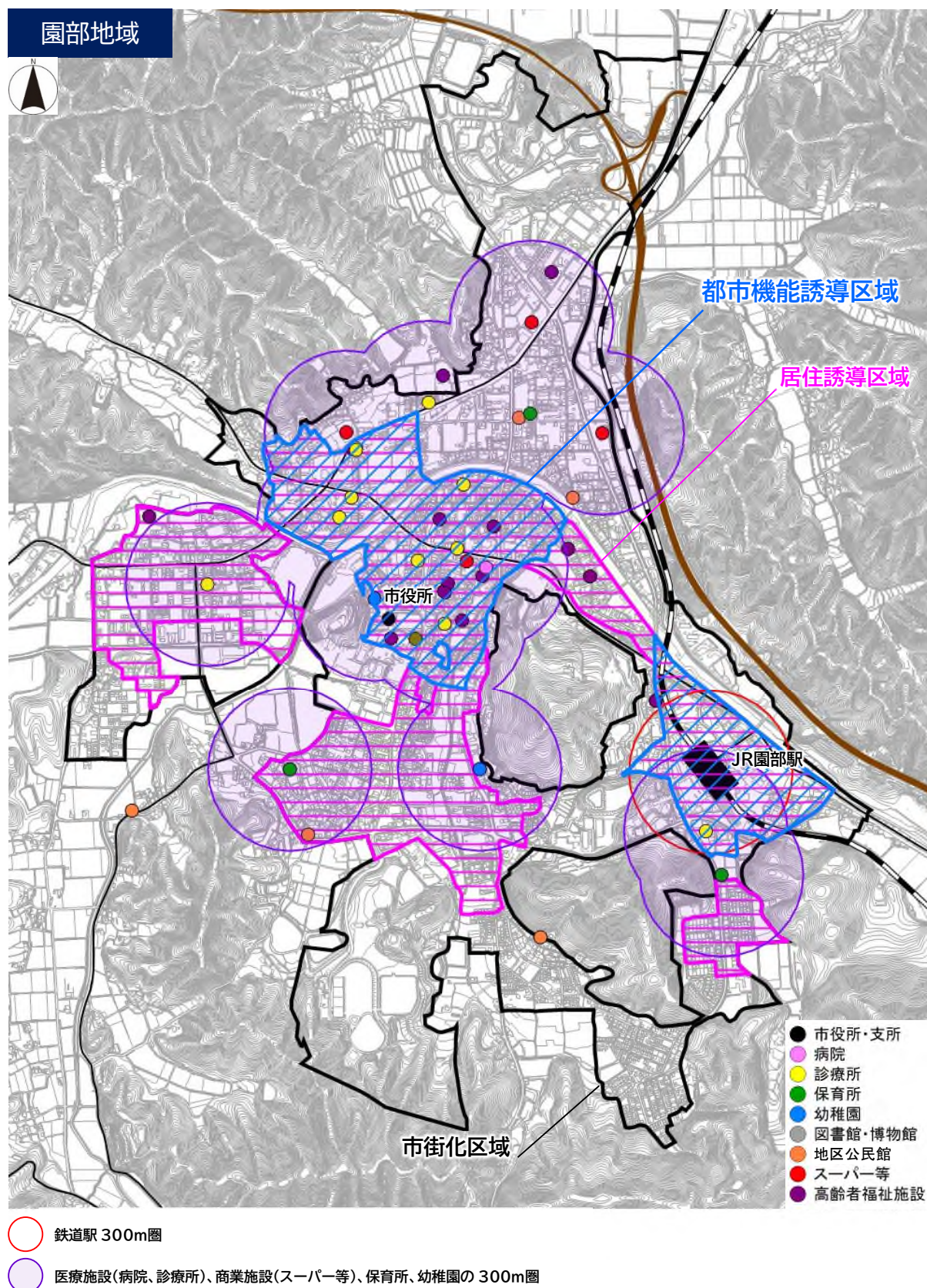
B. 現状において生活サービス施設が集積しているエリアで、誘導施設として設定した施設に無理なく歩いて行けるエリア*

*『バスサービスハンドブック(土木学会)』における「一般的な人が歩くのに抵抗を感じない距離:約 300m」を参考に、現状の鉄道駅、医療施設(病院・診療所)、商業施設(総合・専門スーパー)、保育所・幼稚園、図書館、地区公民館、博物館の各施設から半径 300m 圏域とします。

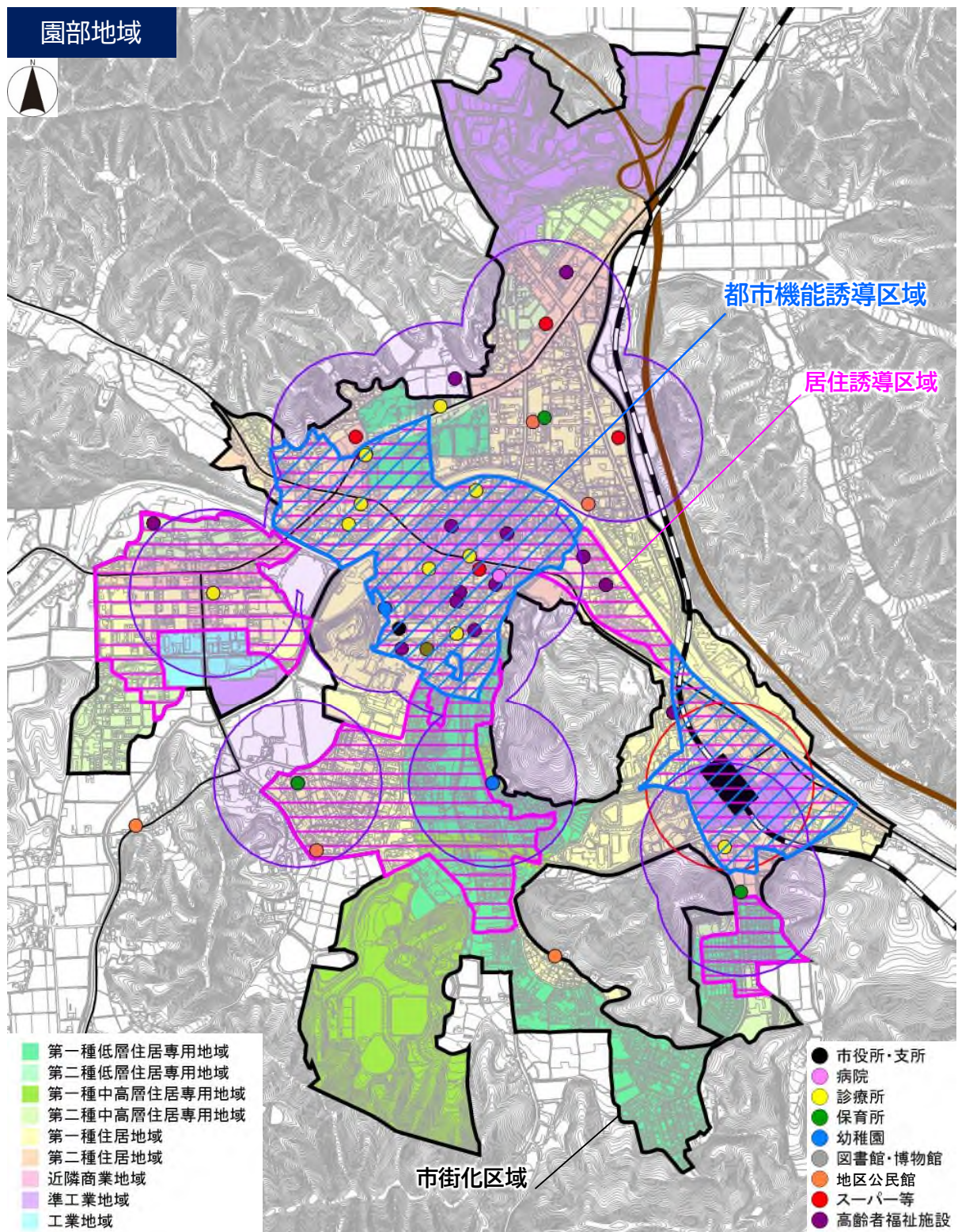
④ 都市機能誘導区域の設定

区域は、原則として用途地域界や明確な地形・地物により設定します。

■ 都市機能誘導区域設定図（園部地域）



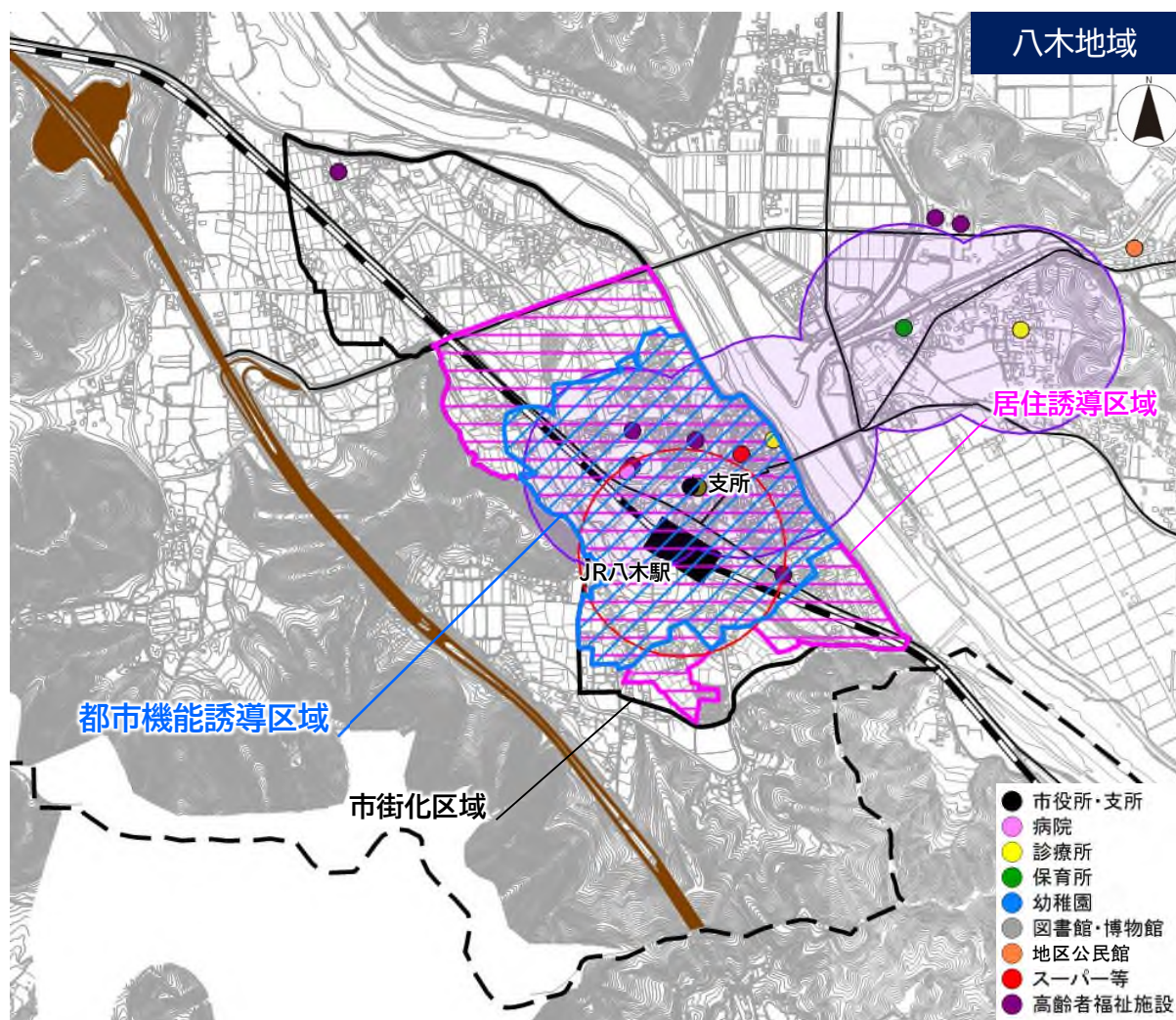
■ 都市機能誘導区域設定図（用途地域入り）（園部地域）



○ 鉄道駅 300m圏

○ 医療施設(病院、診療所)、商業施設(スーパー等)、保育所、幼稚園の 300m圏

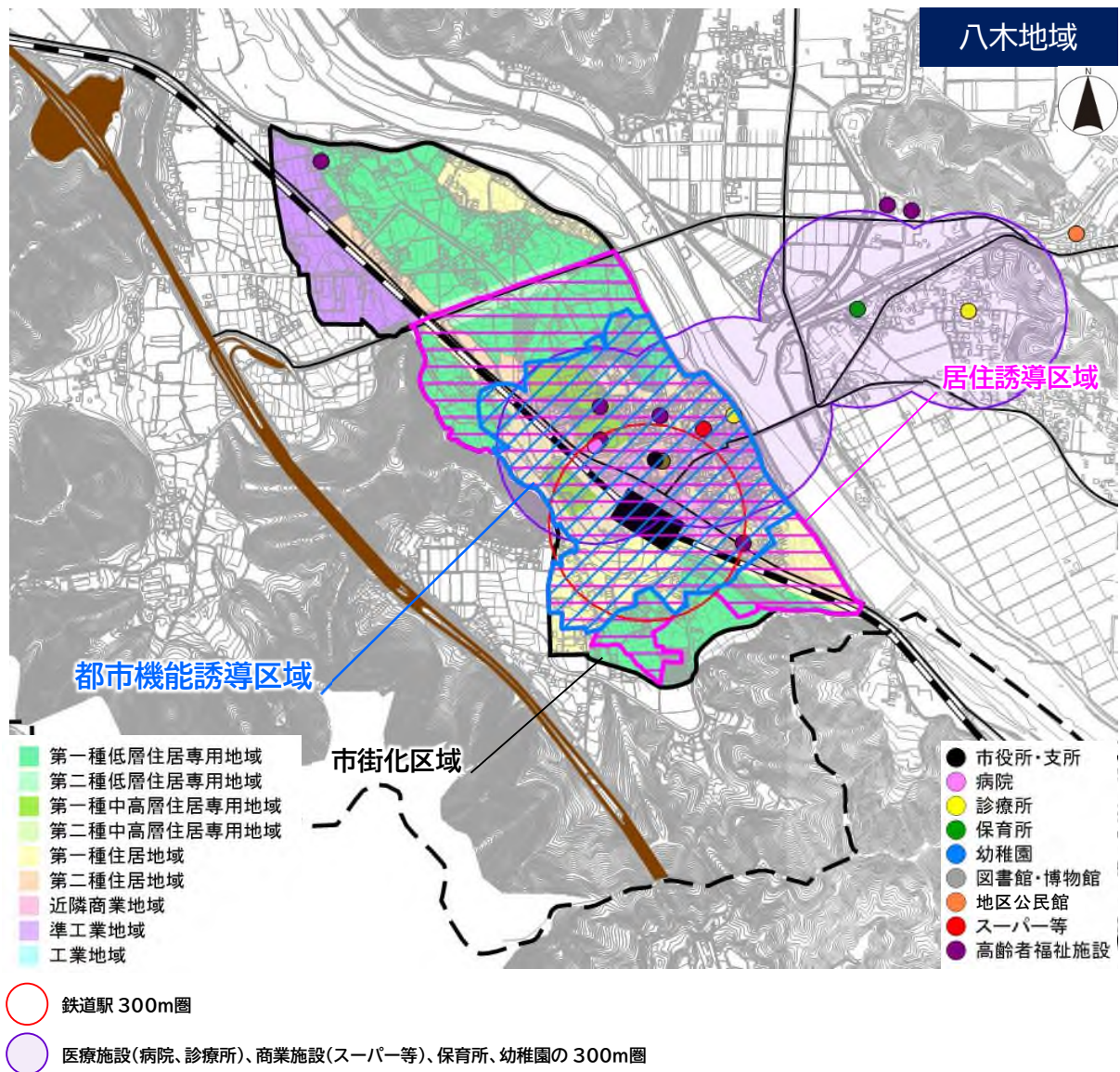
■ 都市機能誘導区域設定図（八木地域）



○ 鉄道駅 300m圏

○ 医療施設(病院、診療所)、商業施設(スーパー等)、保育所、幼稚園の 300m圏

■ 都市機能誘導区域設定図（用途地域入り）（八木地域）



(3) 誘導施設

① 誘導施設として定めることが想定される施設

(出典：第13版都市計画運用指針（国土交通省）)

高齢化の中で必要性が高まる施設	病院・診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センターなど
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	幼稚園や保育所、小学校 など
集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設	図書館、博物館 など スーパーマーケット など
行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設	

留意すべき事項

(出典：第13版都市計画運用指針（国土交通

都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届け出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。

② 誘導施設

本計画の「まちづくり方針(ターゲット)」「誘導方針(ストーリー)」を踏まえ、都市機能誘導区域内に維持・立地誘導していく施設として、下記の誘導施設を定めます。

施 設		施設詳細	都市機能誘導区域	
			市役所・ JR 園部駅周辺	八木支所・ JR 八木駅周辺
医療施設	病院	診療科目に内科、外科、眼科、産婦人科、小児科のいずれかを含み、医療法第1条の5第1項に定める病院	●	●
	診療所	診療科目に内科、外科、眼科、産婦人科、小児科のいずれかを含み、医療法第1条の5第2項に定める診療所	●	●
商業施設	食料品・日用品店	住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する売場面積 500 m ² を超える店舗	●	●
支援施設 子育て	保育所	児童福祉法第39条第1項に定める保育所	●	●
教育施設	幼稚園	学校教育法第1条に定める幼稚園	●	●
文化施設	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館	●	●
	博物館	博物館法第18条に定める博物館	●	—

8. 誘導施策

本計画の「誘導方針(ストーリー)」に基づき、居住誘導区域内に居住を誘導するための施策、及び都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導する施策等を定めます。

中長期的には、各種施策による効果を見極めながら、対象区域を居住誘導区域・都市機能誘導区域内に限定する施策、居住誘導区域・都市機能誘導区域の内外により支援内容に差異をつける施策についても検討していきます。

A) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	● 移住・定住促進（子育て支援含む） ● 空き家対策 ● 新規住宅地開発 ● 防災・減災対策
B) 都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策	【国等が直接行う施策】 ● 税制上の特例措置 ● 金融上の支援措置 【国の支援を受けて市が行う施策】 ● 都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業の活用検討 ● 特定用途誘導地区の活用検討 【市が独自に講じる施策】 ● 公共施設の再編、公的不動産の有効活用 ● 商業の振興
C) A・B共通 (誘導方針に対応した施策)	● 空き地・空き家など低未利用地の利用促進 ● 市街地の充実 ● 公共交通サービスの維持・向上 ● インフラ整備・長寿命化 ● 企業誘致、起業・創業支援

●誘導施策

A) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

項目	施策名	施策内容
移住・定住促進、 空き家対策	地域定住促進拠点施設整備事業	地域団体等が行う、空き家や空き店舗をお試し住宅や、地域の定住促進拠点施設に活用するための整備を支援する。
	空き家バンク事業	売却・貸与したい空き家を登録し購入・借入したい方へのマッチングを図る。
	【住宅・住環境の充実】 ■ 定住を促すための環境整備の推進	空き家バンクの充実を図り、定住を促す環境を整備する。
	空き家掘り起こし事業	地域団体の働きかけにより、空き家バンクに新規登録した場合、また、登録された当該空き家が新規活用された場合、その活動に対する報奨金を支給する。
移住・定住促進	子育て支援施策	子宝祝金、入学祝金、子育て手当、児童手当等を支給する。
		高校生年齢までのこどもの入院・通院にかかる医療費の一部を助成する。
	【子育て支援の充実】 ■ 地域ぐるみの子育て支援 ■ 就学前教育・保育の提供体制の構築 ■ 放課後のこどもの育成の場づくり ■ 支援が必要な子育て家庭への支援	子育て中の親子が気軽に集える場として、地域の身近な「居場所」の提供の拡充を図る。 通常保育や延長保育、一時保育をはじめとする特定保育など、多様な保育の充実を図る。
新規住宅地開発	【家庭教育や幼児教育の充実】 ■ 家庭や地域の教育力の向上 ■ 幼児教育の充実 ■ 保育所、幼稚園、小・中学校の連携の推進	地域社会総がかりでこどもを育み、地域社会の絆を深める活動を進める。 保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携強化を図る。
	八木駅西土地区画整理事業	京都中部総合医療センターを核とした福祉・厚生施設等の土地利用を中心に、駅前広場周辺を店舗等立地可能な土地利用とし、多様な暮らし方のできる居住環境を整備する。
	八木駅東西自由通路	八木駅東西市街地の連携を図ることに より、中心部の快適性・回遊性を高め「暮らしの拠点となる地域整備」を図る。

【 】及び■は第二次南丹市総合振興計画における基本施策及び施策の方向

項目	施策名	施策内容
防災・減災対策	消防防災施設等整備事業補助金	地域の消防・防災活動を支援し、地域の防災力を強化するため地域が整備する資機材等に対して補助金を交付する。
	自主防災組織育成事業補助金	地域の防災活動事業を実施する自主防災組織に対して補助金を交付する。
	【災害対策の充実】 ■ 防災体制の強化 ■ 防災情報システムと防災設備の充実	各地域の自主防災組織を育成するとともに、地域ぐるみの防災体制の充実を図る。 より高度な情報提供システムの構築を図るとともに、防災行政無線施設の充実を図る。

【 】及び■は第二次南丹市総合振興計画における基本施策及び施策の方向

B) 都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策

項目	施策名	施策内容
国等が直接行う施策	誘導施設に対する税制上の特例措置	都市機能誘導区域へ都市機能の立地を促進するための、誘導施設に対する税制上の特例措置。
	民間都市開発推進機構による金融上の支援措置	良好な市街地の形成と都市機能の増進等が見込まれる民間都市開発事業（民間事業者による公共施設の整備を伴う都市開発事業）を金融面で支援する。
国の支援を受けて市が行う施策	都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業の活用	要件を満たす誘導施設に対して整備費の一部を補助する。
	特定用途誘導地区の活用	誘導施設を有する建築物について、必要に応じて特定用途誘導地区を定め、容積率、用途制限を緩和する。
市が独自に講じる施策	公共施設の再編、公的不動産の有効活用	公共施設の再編や公有地の誘導施設整備への活用など市町村が保有する不動産（公的不動産）の有効活用を図る。
	【商業の振興】 ■ 地域の暮らしを支える商業の振興	魅力ある商業の集積を促すため、商工会などの民間団体、各事業所、まちづくり機関やNPOなどのまちづくり活動との連携を進める。 販売促進や顧客の確保など、地元商業者による主体的な取組みを支援する。

【 】及び■は第二次南丹市総合振興計画における基本施策及び施策の方向

C) A・B 共通 (誘導方針に対応した施策)

項目	施策名	施策内容
空き地・空き家 など低未利用地 の利用促進	低未利用土地権利設定等促進 計画制度の活用	低未利用地の利用に向けて、低未利用地 の地権者等と利用希望者とを市が能動的に コーディネートし、利用権等を設定する制 度の活用を検討する。
	立地誘導促進施設協定制度の 活用	低未利用地を活用した交流広場など、地 域コミュニティ等が共同で整備・管理する 空間・施設について地権者合意による協定 の締結を図る制度の活用を検討する。
市街地の充実	【市街地の充実】 ■ にぎわいの核となる市街地 整備	空き家対策やイベント開催、意欲的な経 営者や工房などの誘致を支援する。
公共交通サービ スの維持・向上	バス運行事業	バス交通の活性化に向け、南丹市地域公 共交通計画に基づき、バス路線の見直しを 検討する。 (平成 30 年度より、美山園部線と五ヶ荘線 を統合し、便数を増加)
	【公共交通の充実】 ■ 鉄道を活かしたまちづくり ■ バス交通の充実 多様な公共交通システムの整 備	鉄道との接続を考慮したバス交通のダイ ヤ編成など、鉄道利用者の利便性を高める。 バス交通網の維持と拡充を図る。 小型車両の導入やオンデマンドシステム による移送、民間委託などを検討する。
	地域公共交通計画における施 策	園部駅や八木駅のアクセス交通の充実、 待合環境の向上などによる交通結節機能の 強化を図る。 モビリティ・マネジメントなどによる公 共交通の利用促進を図る。
インフラ整備・ 長寿命化	橋梁長寿命化修繕計画 舗装長寿命化修繕計画	点検による損傷把握、予防的な修繕を計 画的に進め、橋梁並びに舗装の長寿命化と 修繕に掛かる費用の縮減を図りつつ、道路 ネットワークの安全性と信頼性を確保す る。
	学校施設長寿命化計画	平成 28 年度策定予定の市の長寿命化計 画の策定を受けて、平成 32 年度までに策定 予定。

【 】及び■は第二次南丹市総合振興計画における基本施策及び施策の方向

項目	施策名	施策内容
企業誘致、 起業・創業支援	農商工連携事業 (農林産物の地産地消の取り組み展開への支援)	地域特性を活かし、市内生産農家等との連携により農林産物の販売・加工等、流通や6次産業化の取り組みを展開する企業を支援する。(※今後の検討課題)
	南丹市工場等誘致事業奨励金	市内に工場等を新設(増設含む)した誘致事業所に対し必要な協力奨励の措置を行う。
	南丹市販路開拓支援事業	市内の中小企業者や個人事業者、5年を経過していない起業者が事業の活性化を図るために行う販路開拓の取り組みを支援する。
	南丹市ものづくり産業雇用支援助成金	市内のものづくり産業の振興、市民の安定的かつ長期的な雇用の安定を図るため新たに市民を正社員として雇用された製造業などの事業者に対し交付する。
	南丹市京都新光悦村企業立地促進条例	新光悦村における企業の立地を促進するため必要な奨励措置を講じる。
	【雇用の安定】 ■ 就労支援の充実	市内の就労者が南丹市に定住できるよう、実態やニーズを把握した上で企業や地域とともに長期就労や定住を促す対策を検討する。
	【工業の振興】 ■ 中小企業などの支援の推進 ■ 工業用地の整備と企業誘致の推進 ■ 京都新光悦村の波及効果の拡大	産学官の連携を深め、市内の大学などを卒業した人が工芸などでの起業をしやすいよう、その支援に努める。

【 】及び■は第二次南丹市総合振興計画における基本施策及び施策の方向

9. 防災指針

(1) 防災指針の策定

① 防災指針とは

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。

特に大規模な災害が発生した都市では、居住誘導区域内でも浸水被害が発生するなど、立地適正化計画における都市機能や居住の誘導にあたってどのように安全を確保するかという課題が浮き彫りとなりました。

こうした中、国は2020年(令和2年)9月に都市再生特別措置法を一部改正し、立地適正化計画に防災指針を定めることとなりました。

この防災指針は、立地適正化計画による居住や都市機能の立地誘導を図る上で、自然災害から地域の安全性を確保するために必要となる「都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」であり、本市が抱える災害リスクを網羅的に把握し、ハード・ソフトの総合的な視点から、災害に強く住み続けられるまちづくりを進めていくためのものです。

② 防災指針作成のフロー

(1) 災害ハザード情報の収集・整理

・浸水想定、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定、土砂災害（特別）警戒区域等各種のハザードエリアの整理

(2) 災害リスクの高いエリア等の抽出、定量的な評価

・上記(1)のハザードエリアに、人家の集積エリア、避難施設などの災害時に特に配慮が必要な施設の立地状況などを重ね合わせ、防災上の課題となる災害リスクが高いエリアを抽出

(3) 災害リスクの高いエリア別の課題の整理

・上記(2)により抽出した高リスクエリアについて防災上の課題を整理

(4) 災害リスクの高いエリア等の取組方針の検討

・災害リスクが高いエリアなどについて、防災まちづくりの取組方針を検討
・取り組み施策の方向性についても記載

(5) 防災まちづくりの取組の検討

・防災まちづくりの施策・事業、実施スケジュール、目標値を検討

(2) 災害リスクの分析と課題の整理

① 分析対象とする災害ハザード

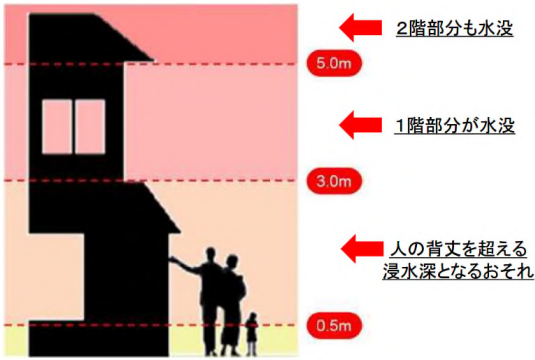
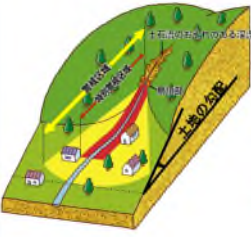
分析の対象とする災害ハザード情報は、「都市計画関連の規制等」における全てのレッドゾーンと、イエローゾーンのうち「災害発生時の危険度が高い地域」を対象とします。

表 都市計画関連の規制等におけるレッドゾーン(グレー文字:南丹市内に指定なし)

	災害ハザード	区域の概要
レッドゾーン	①災害危険区域	建築基準法に基づく県・市の条例により、急傾斜地の崩壊等による危険が著しいとして指定する区域
	②地すべり防止区域	ア)およびイ)を包括する地域 ア)地すべり区域 ・地すべりしている区域 ・地すべりするおそれのきわめて大きい区域 イ)地すべり区域に隣接する区域 ・地すべりを助長、誘発している地域 ・地すべりを助長、誘発するおそれがきわめて大きい区域
	③急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある区域
	④土砂災害特別警戒区域	土砂災害(土石流、急傾斜地、地すべり)が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域
	⑤浸水被害防止区域	洪水が発生した場合に人の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域
	⑥津波災害特別警戒区域	最大クラスの津波が発生した際に、建築物が損壊または浸水し、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

表 都市計画関連の規制等におけるイエローゾーンのうち「災害発生時の危険度が高い地域」

	災害ハザード	区域の概要
イエローゾーン	①想定浸水深が3m以上の区域	想定最大規模降雨時洪水で浸水した際の地面から水面までの深さが3mを超えると想定される区域
	②浸水継続時間が3日以上区域	想定最大規模降雨時に浸水深が0.5mを超える時間が3日以上継続すると想定される区域
	③家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)	氾濫流:堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域 河岸浸食:木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸浸食が発生するおそれがある区域
	④土砂災害警戒区域	土砂災害(土石流、急傾斜地、地すべり)が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

災害ハザード	災害発生時の危険度が高い地域として分析の対象に含める理由
① 想定浸水深が3m以上の地域 ■ 浸水深と人的被害のリスク(出典:立地適正化計画策定の手引き)	浸水深が3mを超えると、一般的な家屋の1階部分が水没し、平屋建では垂直避難が困難となるため 
② 浸水継続時間が3日以上地域	各家庭の飲料水や食料等の備蓄は3日分以内の家庭が多いと推察され、3日以上孤立すると健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるため(資料:立地適正化計画作成の手引き)
③ 家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫流が発生するおそれがある範囲であり、屋内に避難した場合でも災害に巻き込まれる危険があるため 氾濫流 河川堤防の決壊または洪水氾濫による水の流れにより、木造家屋の倒壊のおそれがある区域  河岸浸食 洪水時の河岸浸食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域  写真・図 氾濫流や河岸浸食による家屋への被害 出典:国土交通省、厚木市
④ 土砂災害警戒区域	建築活動が制限されるわけではないが、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、安心して住み続ける区域としてはふさわしくないため 土石流 ※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象  地滑り ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象  急傾斜地の崩壊 ※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象  出典: 国土交通省

水害ハザードの算出根拠となる降雨規模、浸水想定条件は以下の通りです。

降雨規模	概 要
想定最大規模 (L2)	おおむね 1000 年に 1 回程度の確率で発生する降雨であり、下表に示すすべての国・府管理河川が氾濫した場合に予想される浸水想定結果を重ね合わせ、想定浸水深を算出する。

河川名	浸水想定条件
桂川	桂川流域 24 時間の総雨量 394mm(ピーク付近 9 時間で 300mm)
園部川	園部川流域 24 時間の総雨量 422mm(ピーク付近 3 時間で 207mm)
田原川	田原川流域 2 時間総雨量 188mm
棚野川	棚野川流域 2 時間総雨量 585mm
三俣川、東所川、 天神川、陣田川、 半田川、八田川、 官山川、馬田川	各流域 2 時間総雨量 225mm
本梅川	本梅川流域 2 時間総雨量 204.9mm

② 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせに関する分析

本計画において分析の対象とする災害ハザードと都市の情報を重ね合わせて分析を行い、災害発生により想定される実際のリスクを評価します。

分類	番号	ハザード情報 【根拠資料】	都市の情報 【根拠資料】	分析の視点
水害リスク	①	洪水浸水想定区域 (L2) 【京都府オープンデータ】	避難施設分布(半径500m) 【市HP(収容避難所)】	○洪水時に避難施設が活用できるか ○徒歩圏(半径 500m)内に避難所が存在しないエリアはどこか
	②		建物分布(用途、階数) 【R1 都市計画基礎調査】	○垂直避難が困難な建物が多いエリアはどこか
	③		緊急輸送道路 【国土数値情報】	○洪水時に緊急輸送道路が活用できるか
	④	浸水継続時間 【京都府砂防課】	建物分布(用途) 【R1 都市計画基礎調査】	○浸水が3日以上継続し、長時間孤立するおそれのあるエリアはどこか
	⑤	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流) 【京都府砂防課】	建物分布(用途、構造) 【R1 都市計画基礎調査】	○家屋の流出・倒壊のおそれのあるエリアはどこか
土砂災害リスク	⑥	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 【国土数値情報】	建物分布(用途) 【R1 都市計画基礎調査】	○土砂災害により、建物の損壊等のおそれのあるエリアはどこか
	⑦		緊急輸送道路 【国土数値情報】	○土砂災害による道路の寸断、孤立する集落はあるか

【分析 1】 浸水時の水平避難の困難性

ハザード情報	都市の情報
洪水浸水想定区域（L2(想定最大規模降雨)）	避難施設の分布（半径 500m）

分析結果	・都市計画区域内の収容避難所は、想定最大規模降雨による想定浸水深と収容避難所の階数を比較した結果、浸水時にもすべてが避難施設として活用可能と判断されます。 ・居住誘導区域内の住宅の約 40％は、収容避難所の徒歩圏(半径 500m)に含まれていません。
課題	・水平避難が必要な場合、指定避難所まで距離があるエリアの居住者は、早期の避難行動をしないと浸水後は水平避難が困難になるおそれがあります。

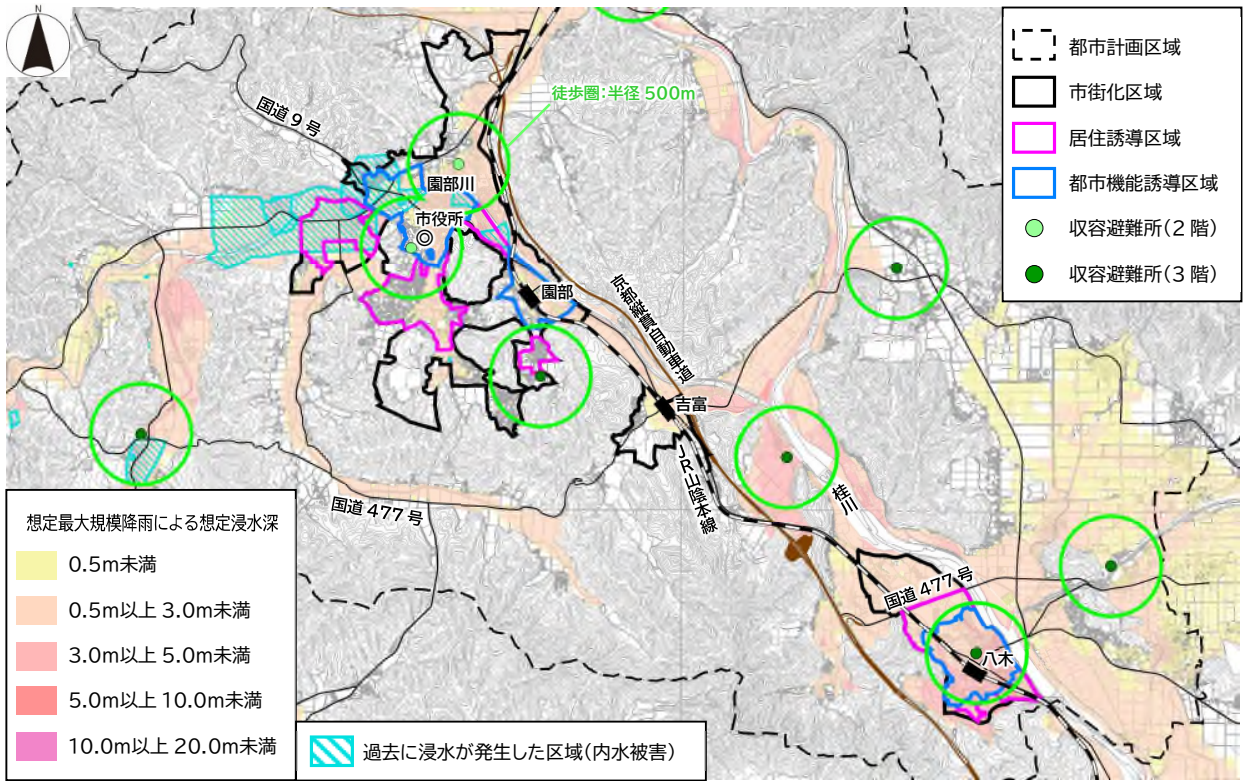


表 想定最大規模降雨による想定浸水深×収容避難所の定量的な評価

各種区域	避難所数	区域面積 (ha)	住宅数 (棟)	徒歩圏内の面積と住宅数※	
				面積 (ha)	住宅数 (棟)
都市計画区域	9	9,381.3	10,293	708.3 7.6%	3,176 30.9%
市街化区域	4	604.1	5,072	204.0 33.8%	2,531 49.9%
居住誘導区域	2	256.8	2,960	124.9 48.6%	1,778 60.1%
都市機能誘導区域	2	136.7	1,562	94.3 69.0%	1,324 84.8%

※ 上段は収容避難所の徒歩圏（半径500m）の面積または住宅数
※ 下段は割合（収容避難所の徒歩圏の面積/区域面積、収容避難所の徒歩圏の住宅数/住宅数）

【分析 1】 浸水時の水平避難の困難性

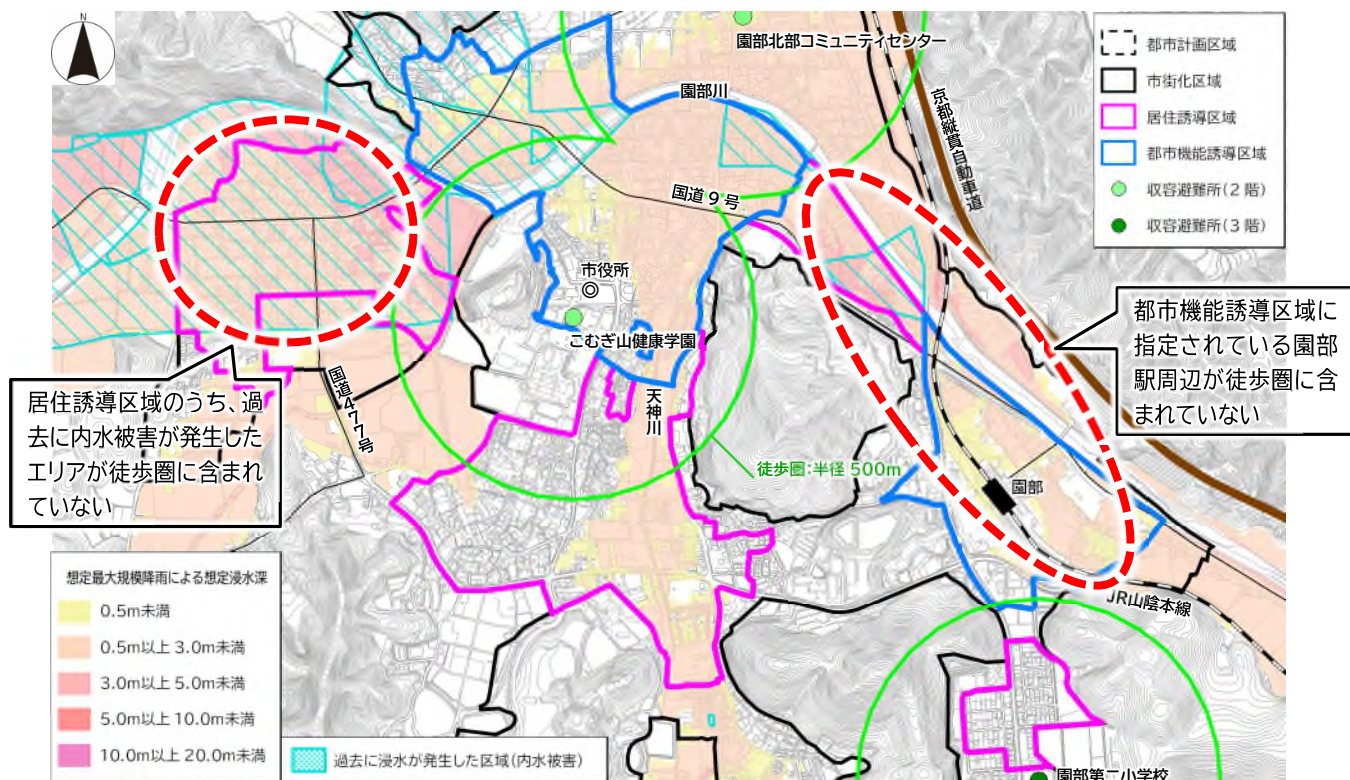


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×収容避難所の重ね合わせ（園部市街地）

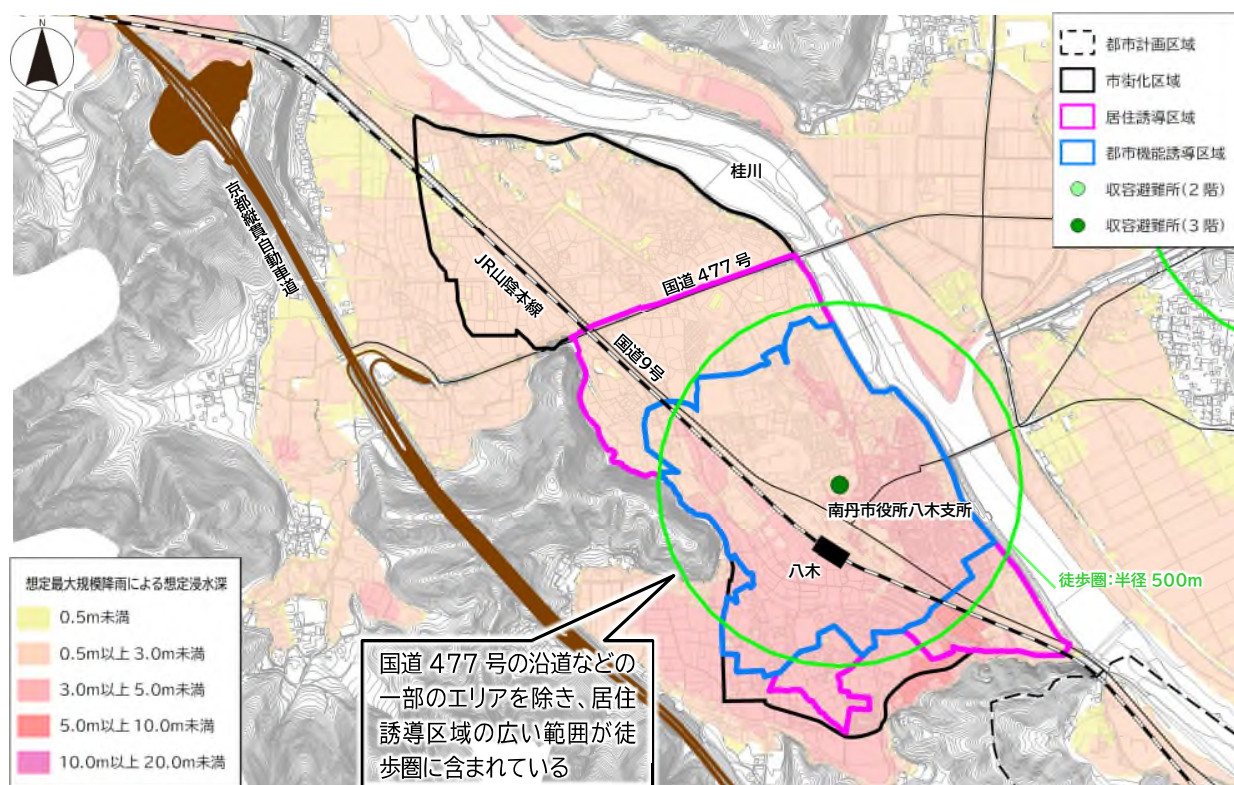


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×収容避難所の重ね合わせ（八木市街地）

【分析 2】 浸水時の垂直避難の困難性

ハザード情報	都市の情報
洪水浸水想定区域（L2(想定最大規模降雨)）	住居系建物の分布（用途、階数）

分析結果	・居住誘導区域の約 18%が、想定最大規模降雨による想定浸水深が 3.0m以上となっており、居住誘導区域内の住宅の約 36%では垂直避難が困難になると見込まれています。
課 題	・想定最大規模降雨時には、自宅での垂直避難による安全確保が困難になるおそれがあります。

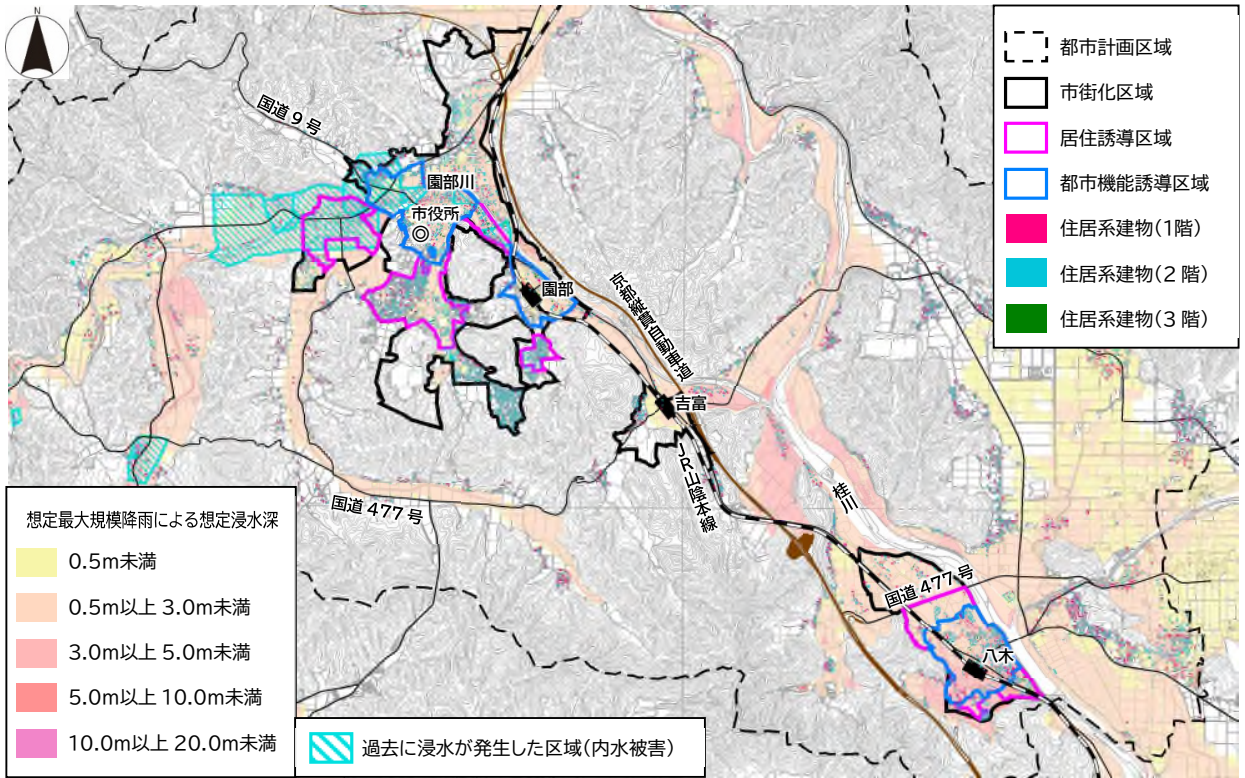


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×住居系建物分布状況の重ね合わせ

表 想定最大規模降雨による想定浸水深×住居系建物分布状況の定量的な評価

各種区域	区域面積 (ha)	浸水想定区域の面積※1			住宅数 (棟)	垂直避難にリスクがある住宅※2		
		ランク2	ランク3	ランク4		ランク2	ランク3	ランク4
		0.5m～3.0m	3.0m～5.0m	5.0m～10.0m		0.5m～3.0m	3.0m～5.0m	5.0m～10.0m
都市計画区域	9,381.3	1,074.1 11.4%	192.8 2.1%	10.4 0.1%	10,293	1,152 11.2%	993 9.6%	6 0.1%
市街化区域	604.1	232.0 38.4%	53.7 8.9%	2.0 0.3%	5,072	467 9.2%	844 16.6%	6 0.1%
居住誘導区域	256.8	126.6 49.3%	45.0 17.5%	1.2 0.5%	2,960	319 10.8%	730 24.7%	6 0.2%
都市機能誘導区域	136.7	66.1 48.4%	28.1 20.6%	0.1 0.1%	1,562	211 13.5%	469 30.0%	6 0.4%

※1 上段：面積（ha）、下段：リスクがある面積の割合
 ※2 上段：住宅数（棟）、下段：リスクがある住宅の割合（ランク2：1階、ランク3：1～2階、ランク4：1～3階）

【分析 2】 浸水時の垂直避難の困難性

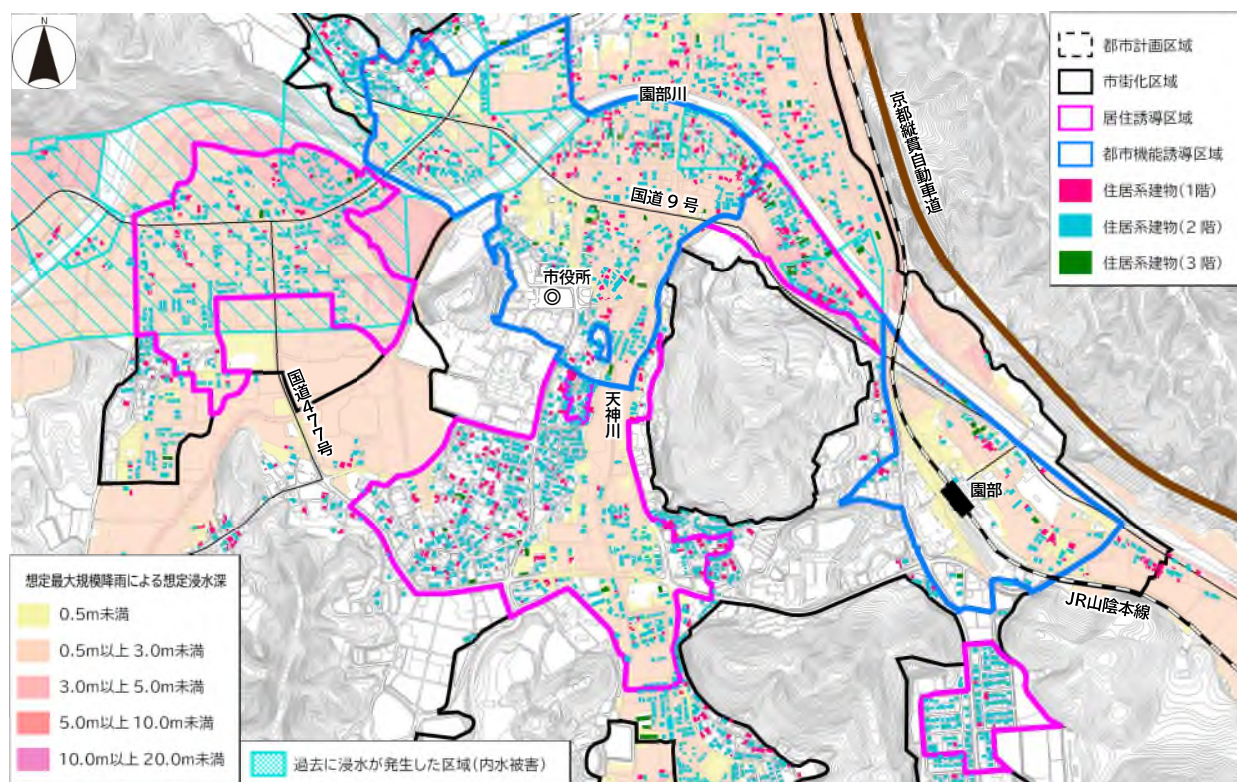


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×住居系建物分布状況の重ね合わせ（園部市街地）

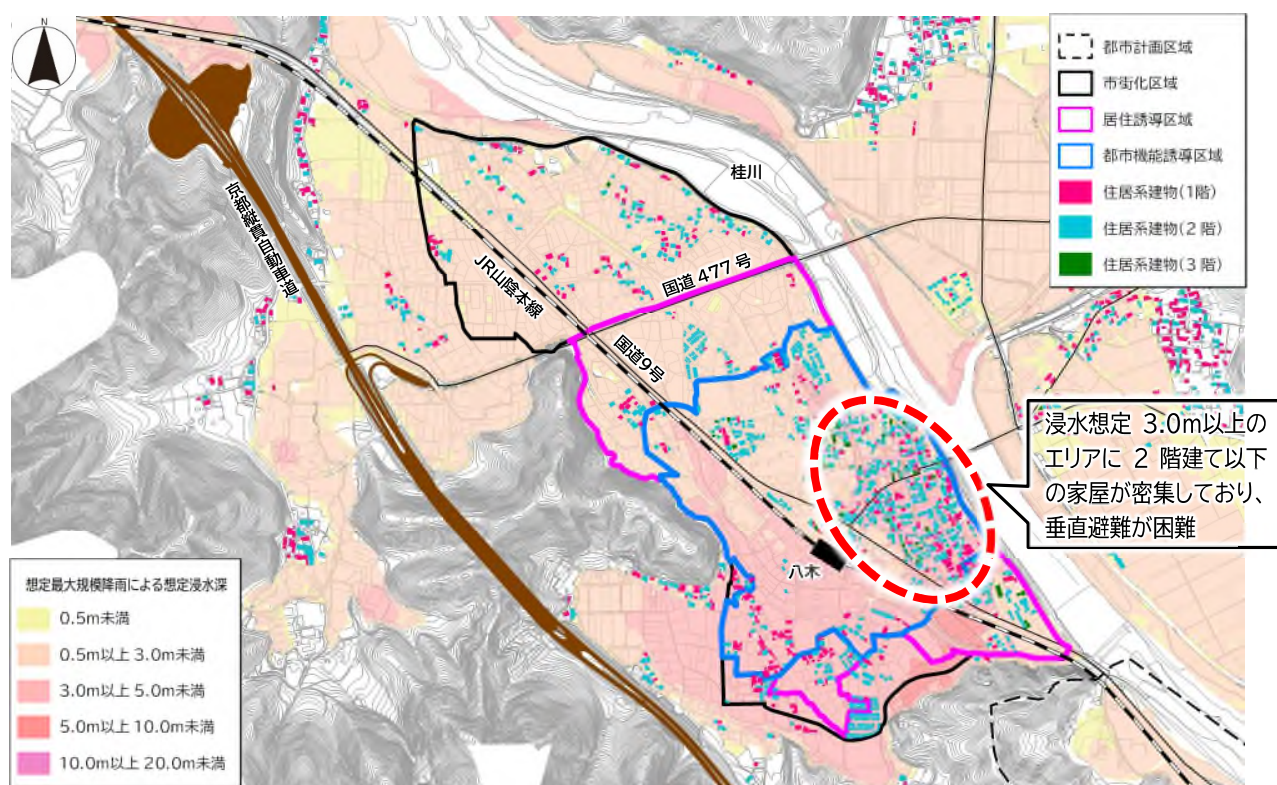
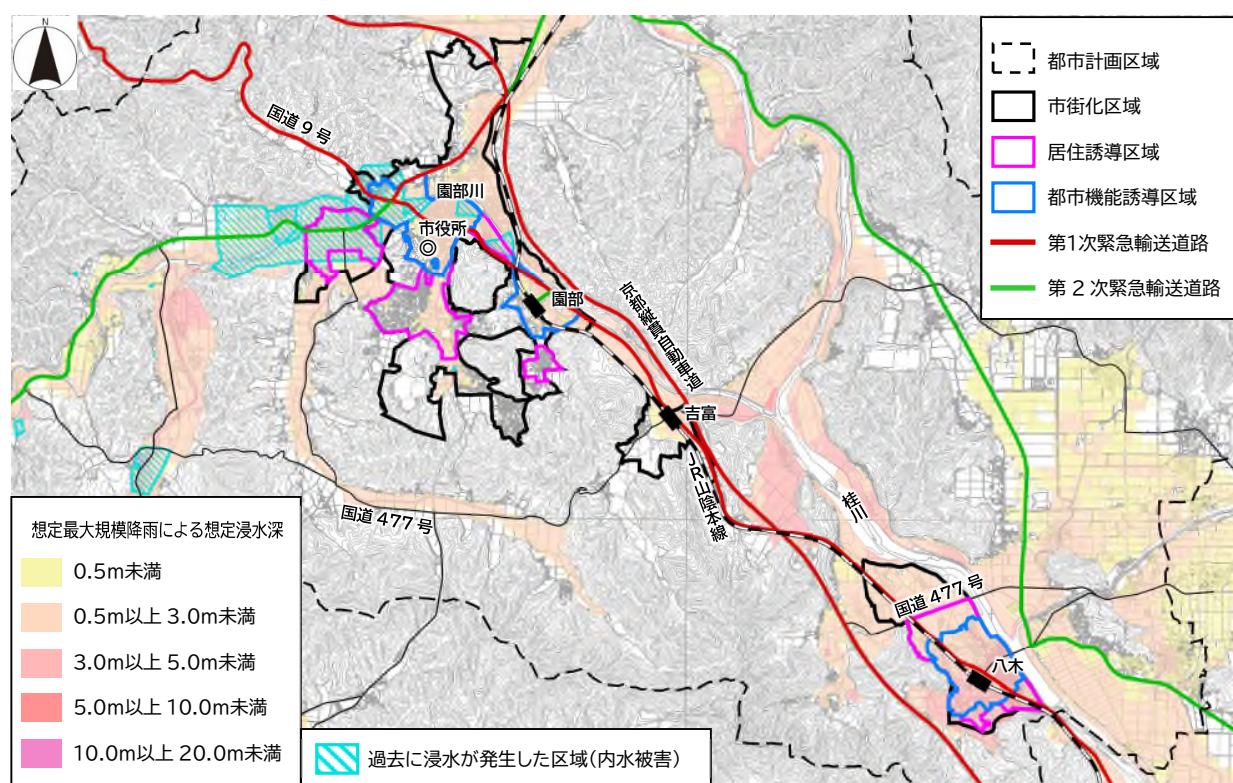


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×住居系建物分布状況の重ね合わせ（八木市街地）

【分析 3】 浸水による緊急輸送道路の機能停止の可能性

ハザード情報	都市の情報
洪水浸水想定区域（L2(想定最大規模降雨)）	緊急輸送道路

分析結果	・桂川、園部川、天神川などの主要な河川の沿川を中心として、都市計画区域内の広い範囲で想定最大規模降雨時に 0.5m以上の浸水が見込まれており、緊急輸送道路に指定されている道路についても同様となっています。
課 題	・浸水により車両の通行が困難となり、緊急輸送道路としての機能が低下・停止するおそれがあります。



【分析 3】 浸水による緊急輸送道路の機能停止の可能性

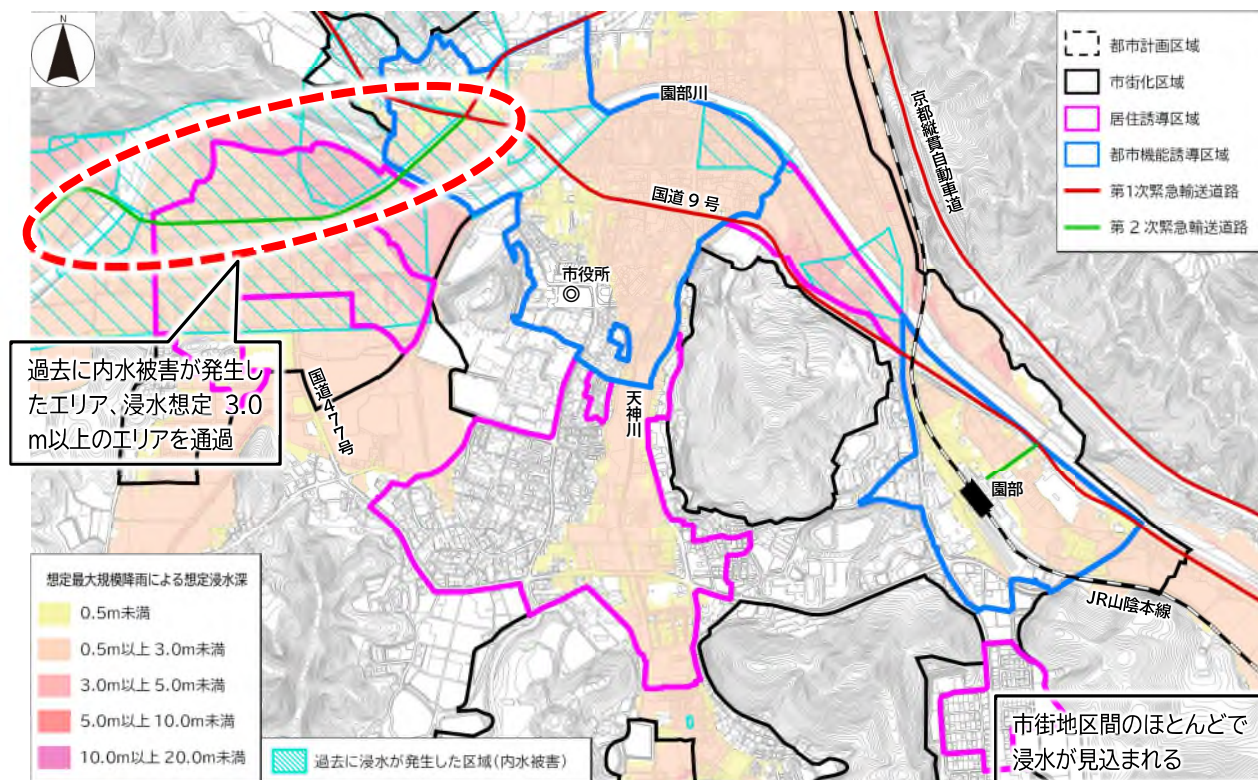


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×緊急輸送道路の重ね合わせ（園部市街地）

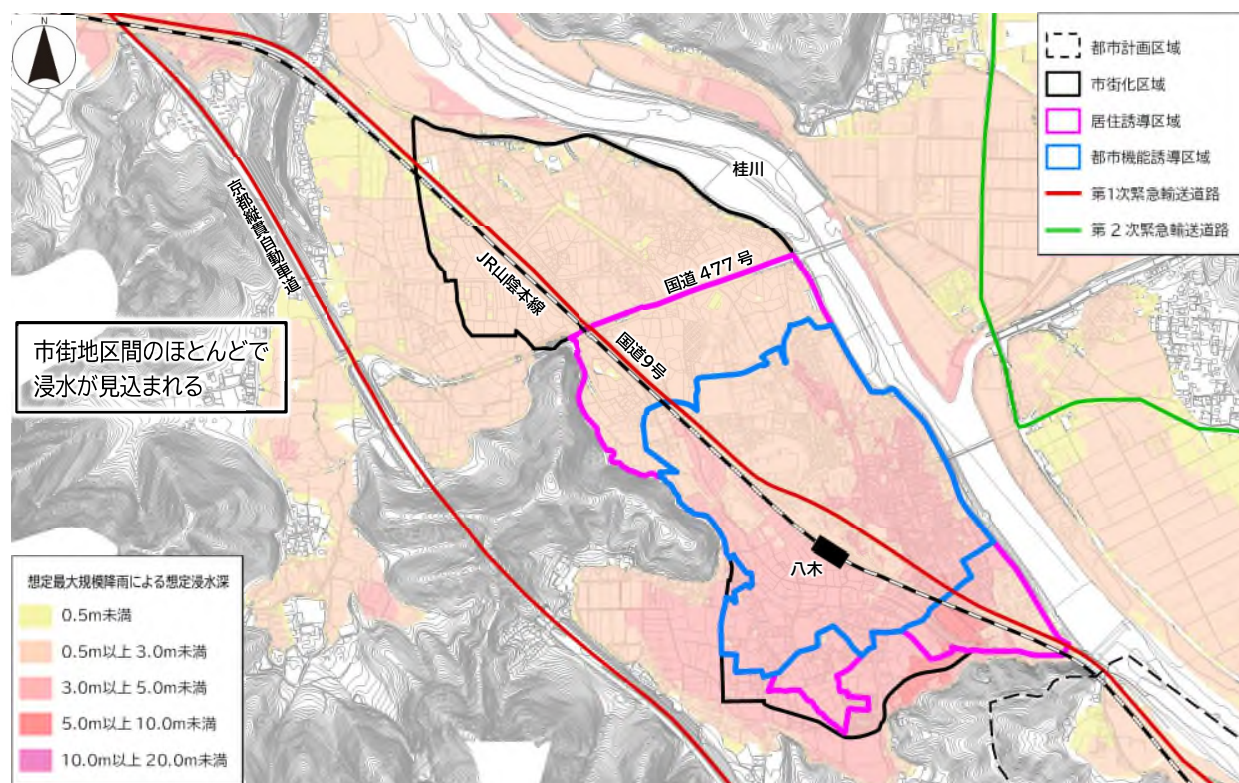


図 想定最大規模降雨による想定浸水深×緊急輸送道路の重ね合わせ（八木市街地）

【分析 4】 浸水継続による孤立の可能性

ハザード情報	都市の情報
浸水継続時間	住居系建物の分布（用途、階数）

分析結果	・居住誘導区域には浸水継続時間が3日以上エリアが含まれていますが、当該エリアには住宅は立地していません。 ただし、居住誘導区域内の住宅の約22%では、1日以上3日未満の浸水が見込まれています。
課題	・浸水の継続により、3日以上にわたり孤立するリスクは低いと考えられます。

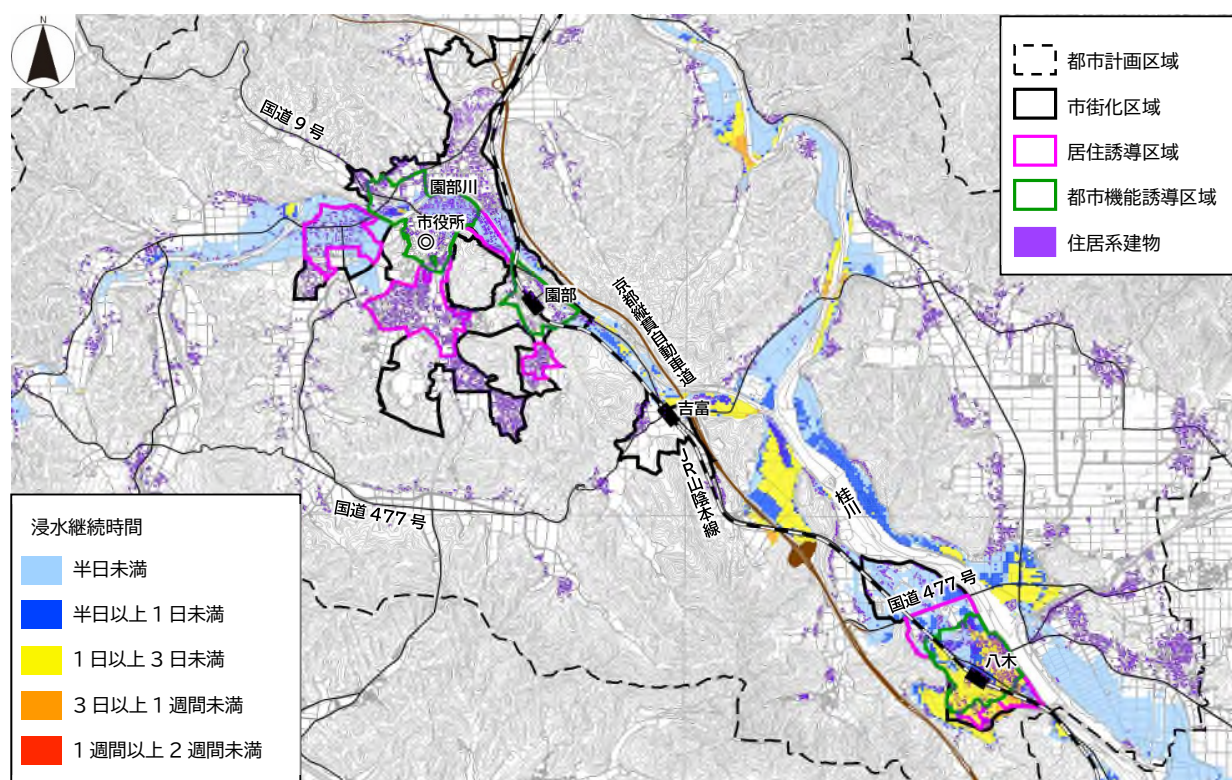


図 浸水継続時間×住居系建物分布状況の重ね合わせ

表 浸水継続時間×住居系建物分布状況の定量的な評価

各種区域	区域面積 (ha)	浸水継続時間の面積※1			住宅数 (棟)	孤立のリスクがある住宅※2		
		半日以上 1日未満	1日以上 3日未満	3日以上 1週間未満		半日以上 1日未満	1日以上 3日未満	3日以上 1週間未満
都市計画区域	9,381.3	87.4 0.9%	128.4 1.4%	8.8 0.1%	10,293	475 4.6%	802 7.8%	0 0.0%
市街化区域	604.1	20.9 3.5%	44.7 7.4%	2.1 0.3%	5,072	302 6.0%	746 14.7%	0 0.0%
居住誘導区域	256.8	16.6 6.5%	38.5 15.0%	1.1 0.4%	2,960	293 9.9%	635 21.5%	0 0.0%
都市機能誘導区域	136.7	12.3 9.0%	31.4 23.0%	0.0 0.0%	1,562	263 16.8%	526 33.7%	0 0.0%

※1 上段：面積（ha）、下段：リスクがある面積の割合

※2 上段：住宅数（棟）、下段：リスクがある住宅の割合

【分析 4】 浸水継続による孤立の可能性

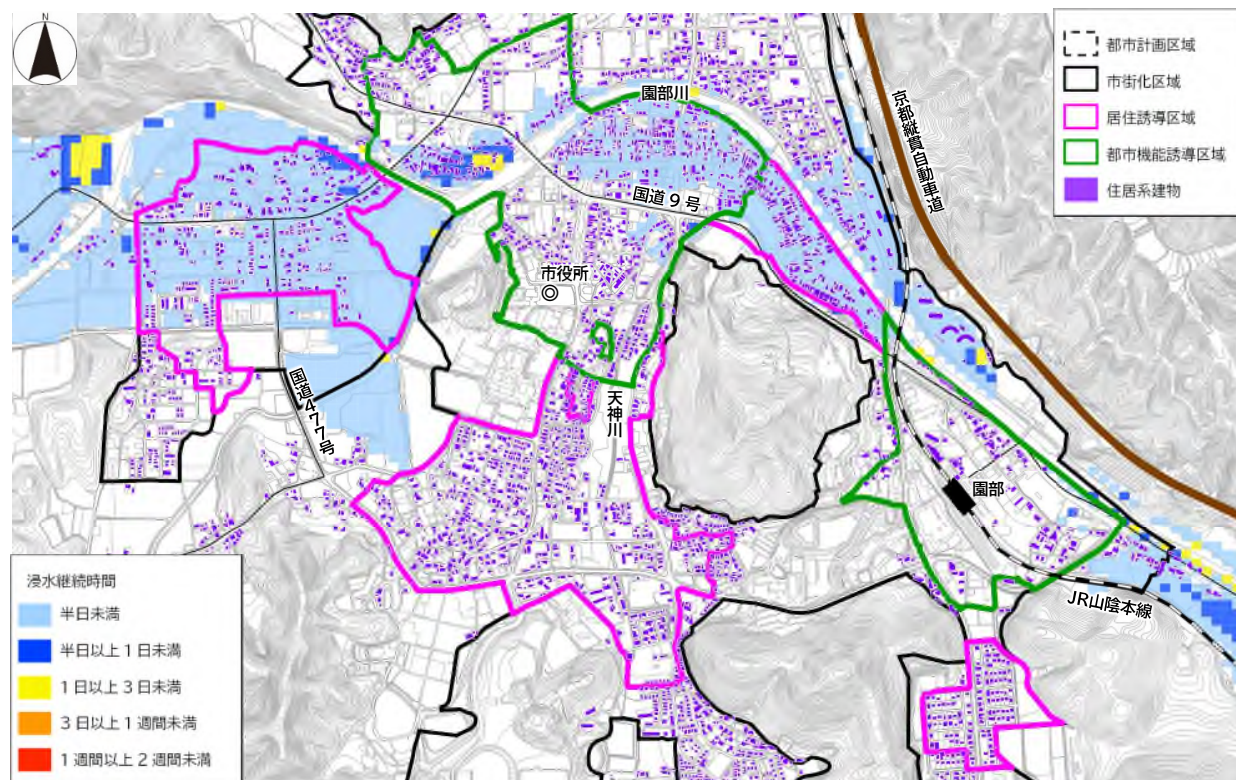


図 浸水継続時間×住居系建物分布状況の重ね合わせ（園部市街地）

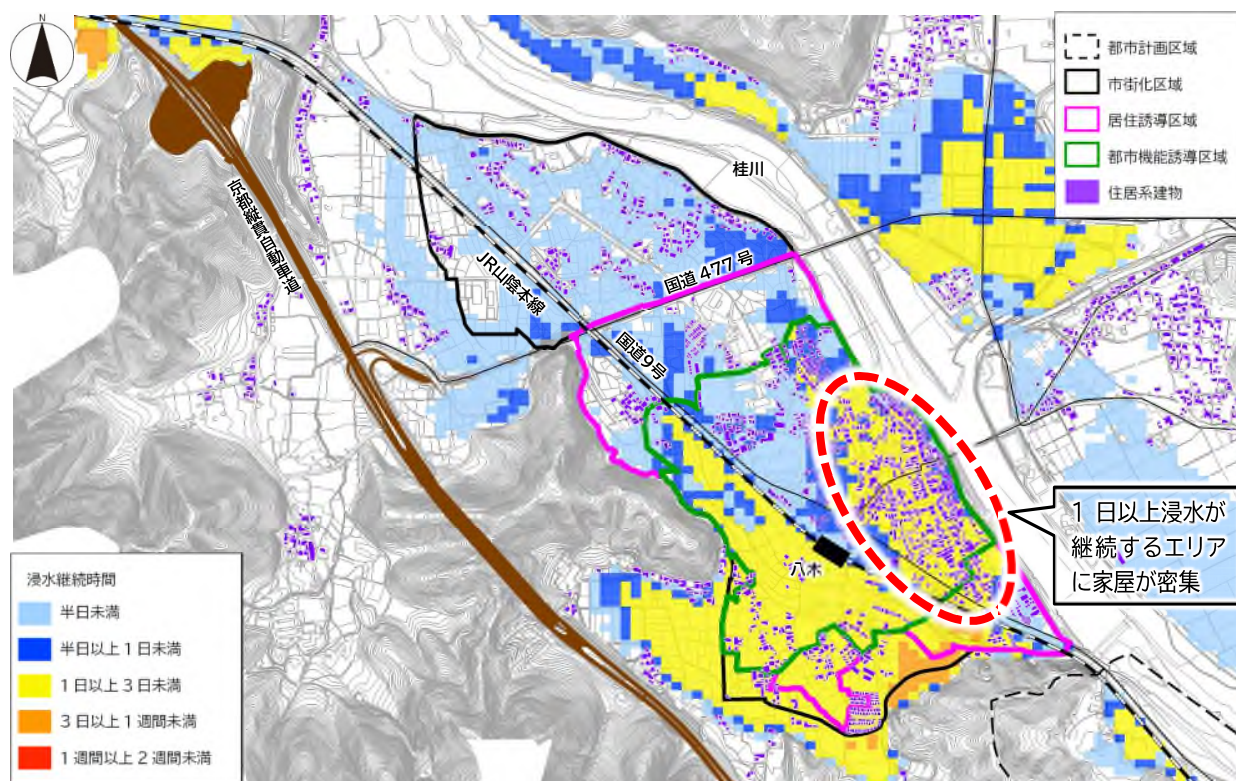


図 浸水継続時間×住居系建物分布状況の重ね合わせ（八木市街地）

【分析 5】洪水による家屋倒壊の可能性

ハザード情報	都市の情報
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)	住居系建物の分布 (用途、構造)

分析結果	・桂川や園部川の沿川で河岸浸食が想定されており、居住誘導区域でも面積では約7%、住宅の約11%が河岸浸食のエリアに含まれています。 ・氾濫流については、居住誘導区域内では想定されていません。
課題	・河岸浸食が想定されるエリアでは、木造・非木造を問わず、家屋が流出・倒壊するおそれがあるため、屋内での安全確保が困難であると考えられます。

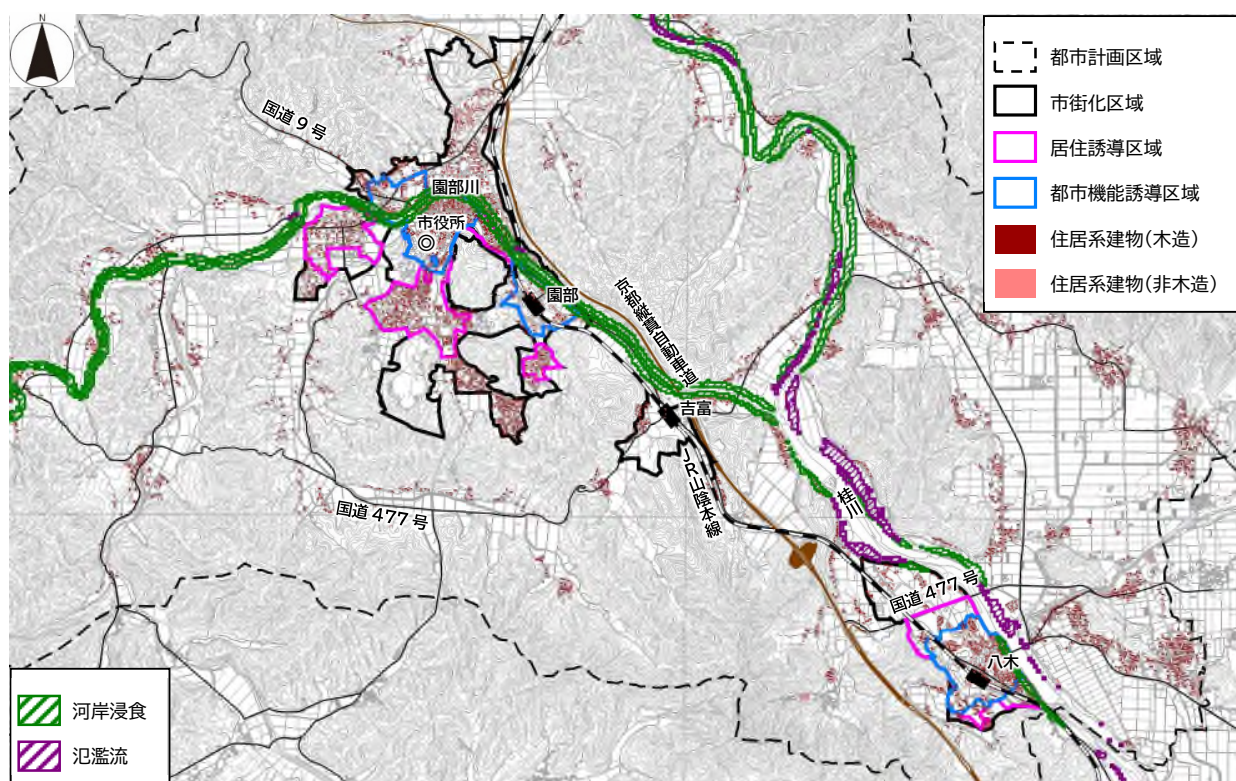


図 家屋倒壊等氾濫想定区域×住居系建物分布状況の重ね合わせ

表 家屋倒壊等氾濫想定区域×住居系建物分布状況の定量的な評価

各種区域	区域面積 (ha)	家屋倒壊等氾濫想定区域の面積 ^{※1}		住宅数 ^{※2} (棟)	家屋倒壊リスクがある住宅 ^{※3}	
		河岸浸食	氾濫流		河岸浸食	氾濫流
都市計画区域	9,381.3	185.8 2.0%	35.4 0.4%	10,293 8,663	680 6.6%	0 —
市街化区域	604.1	30.3 5.0%	0.1 0.0%	5,072 4,161	423 8.3%	0 —
居住誘導区域	256.8	19.0 7.4%	0.0 0.0%	2,960 2,389	314 10.6%	0 —
都市機能誘導区域	136.7	14.2 10.4%	0.0 0.0%	1,562 1,264	236 15.1%	0 —

※1 上段：面積 (ha)、下段：リスクがある面積の割合

※2 上段：住宅数、下段：木造のみ

※3 上段：住宅数 (河岸浸食：すべての住宅、氾濫流：木造のみ)、下段：リスクがある住宅の割合

【分析 5】洪水による家屋倒壊の可能性

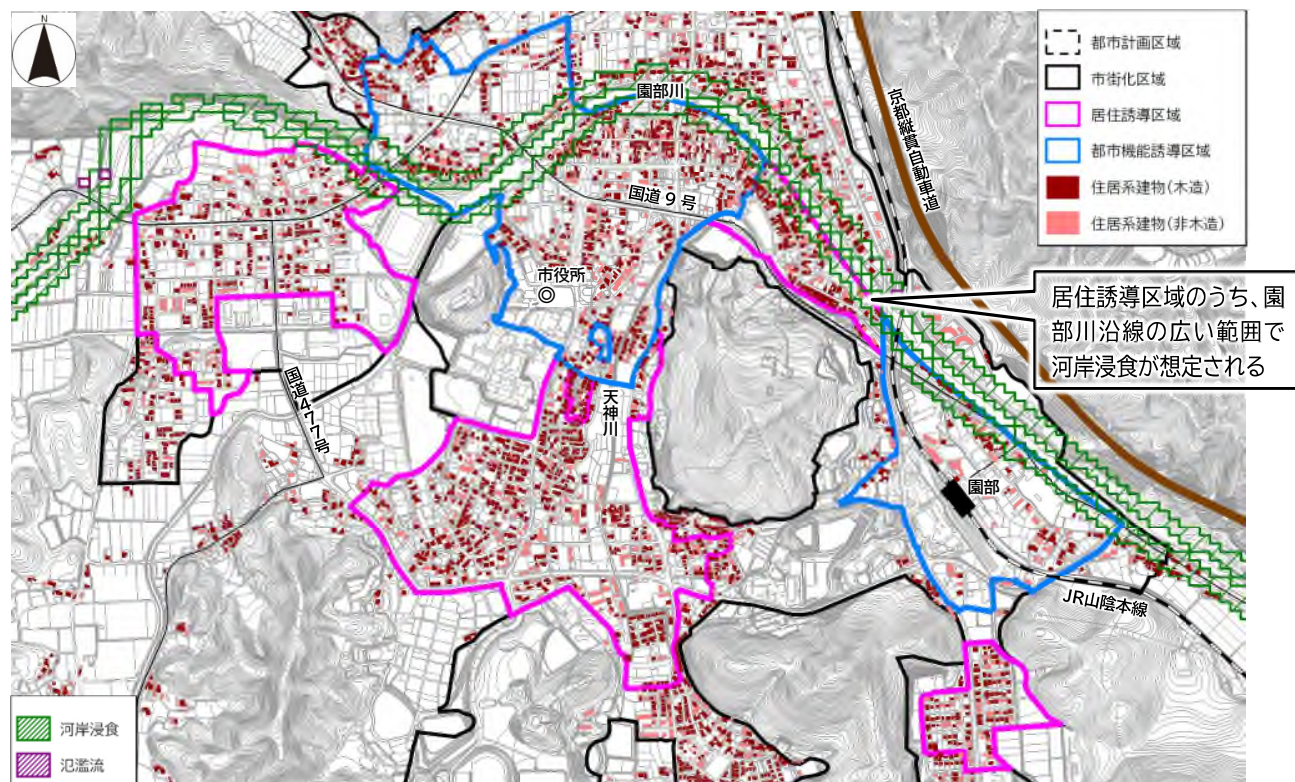


図 家屋倒壊等氾濫想定区域×住居系建物分布状況の重ね合わせ（園部市街地）

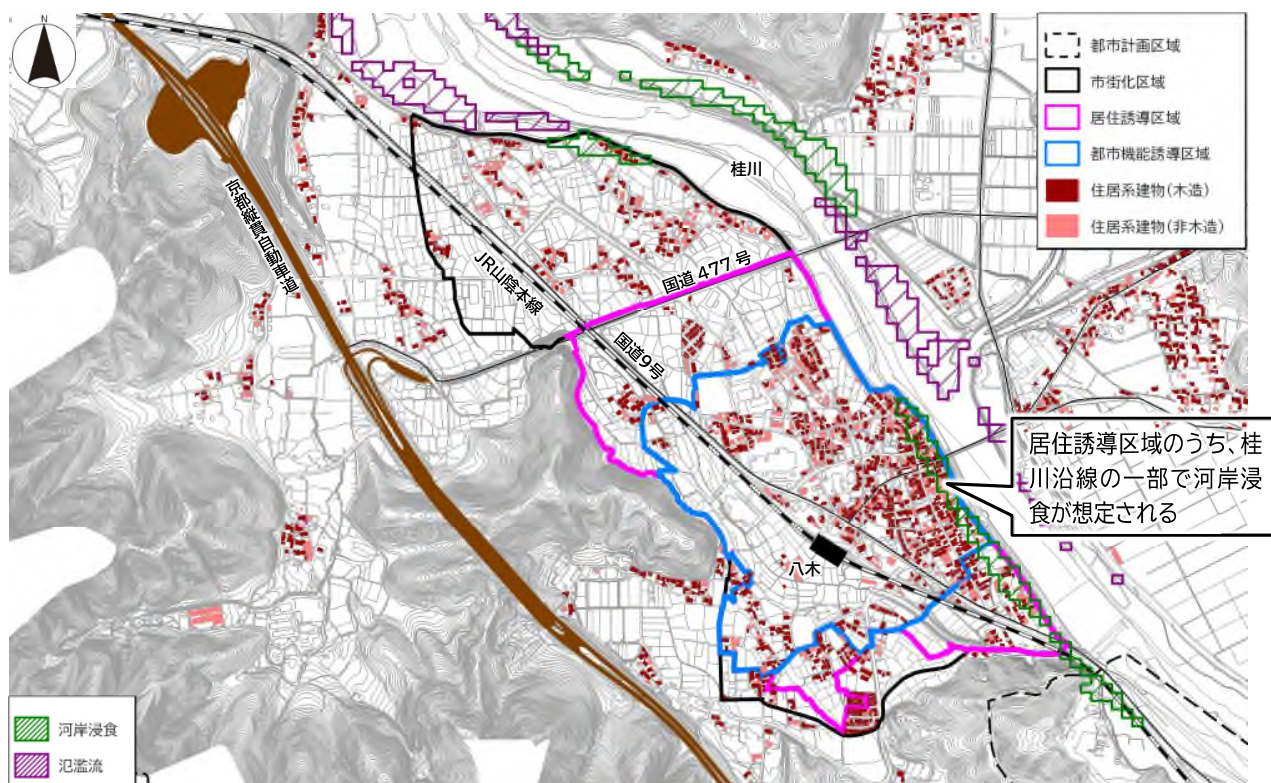


図 家屋倒壊等氾濫想定区域×住居系建物分布状況の重ね合わせ（八木市街地）

【分析 6】 土砂災害による人的被害

ハザード情報	都市の情報
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	住居系建物の分布（用途）

分析結果	・都市計画区域では、住宅の約 24%が土砂災害警戒区域に含まれていますが、居住誘導区域については、土砂災害リスクがある住宅はありません。 市街化区域については、住宅の約 10%が土砂災害警戒区域に含まれています。
課題	・市街化区域の一部でも斜面の崩壊等により家屋等が被害を受けるおそれがあり、これらのエリアでは、屋内での安全確保が困難であると考えられます。

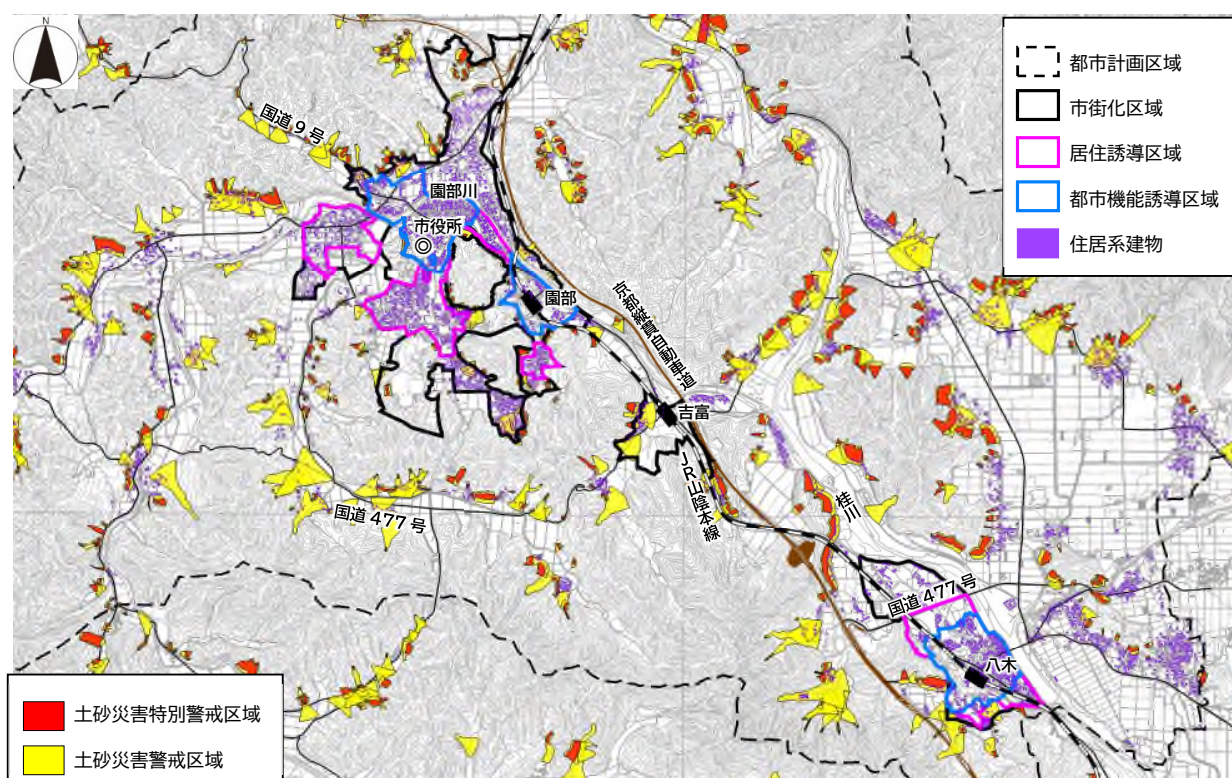


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×住居系建物分布状況の重ね合わせ

表 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×住居系建物分布状況の定量的な評価

各種区域	区域面積 (ha)	土砂災害警戒区域等の面積※1		住宅数 (棟)	土砂災害リスクがある住宅※2	
		土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域		土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域
都市計画区域	9,381.3	137.7 1.5%	677.3 7.2%	10,293	585 5.7%	2,498 24.3%
市街化区域	604.1	5.7 0.9%	40.5 6.7%	5,072	68 1.3%	490 9.7%
居住誘導区域	256.8	0.0 0.0%	0.0 0.0%	2,960	0 0.0%	0 0.0%
都市機能誘導区域	136.7	0.0 0.0%	0.0 0.0%	1,562	0 0.0%	0 0.0%

※1 上段：面積（ha）、下段：リスクがある面積の割合

※2 上段：住宅数（棟）、下段：リスクがある住宅の割合

【分析 6】 土砂災害による人的被害

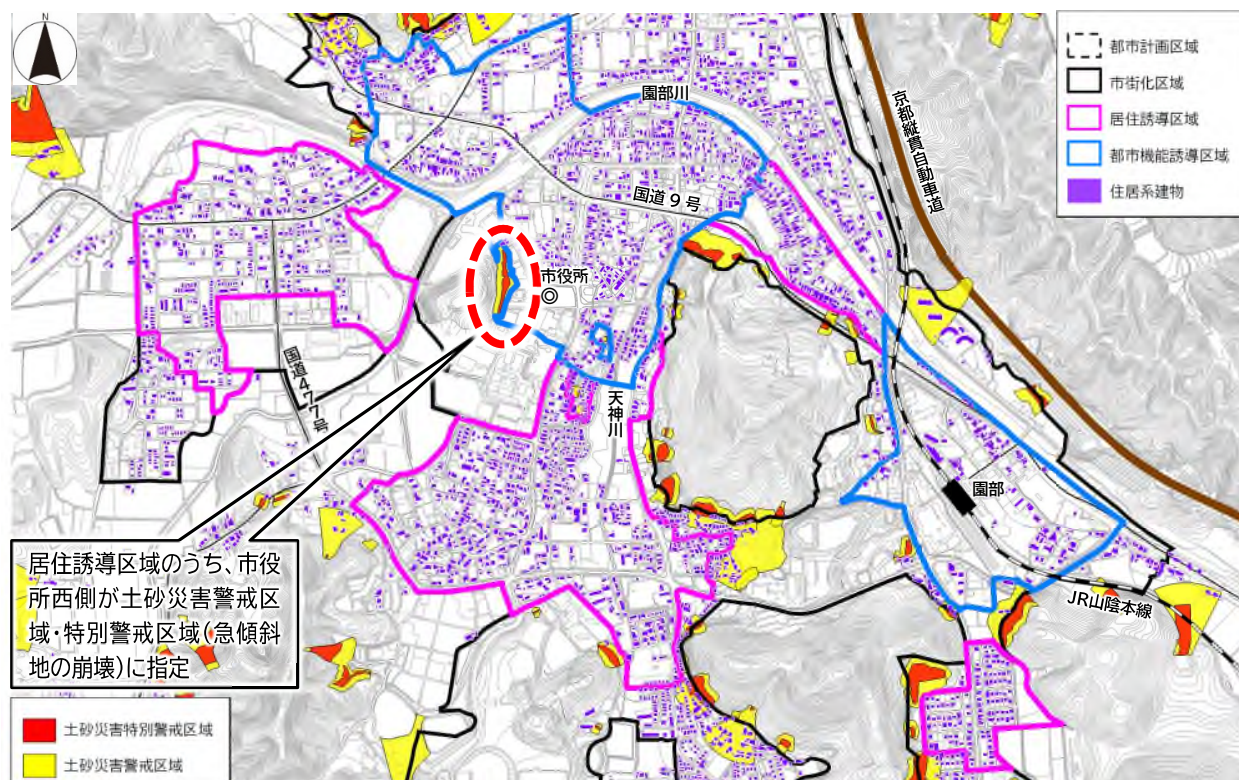


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×住居系建物分布状況の重ね合わせ（園部市街地）

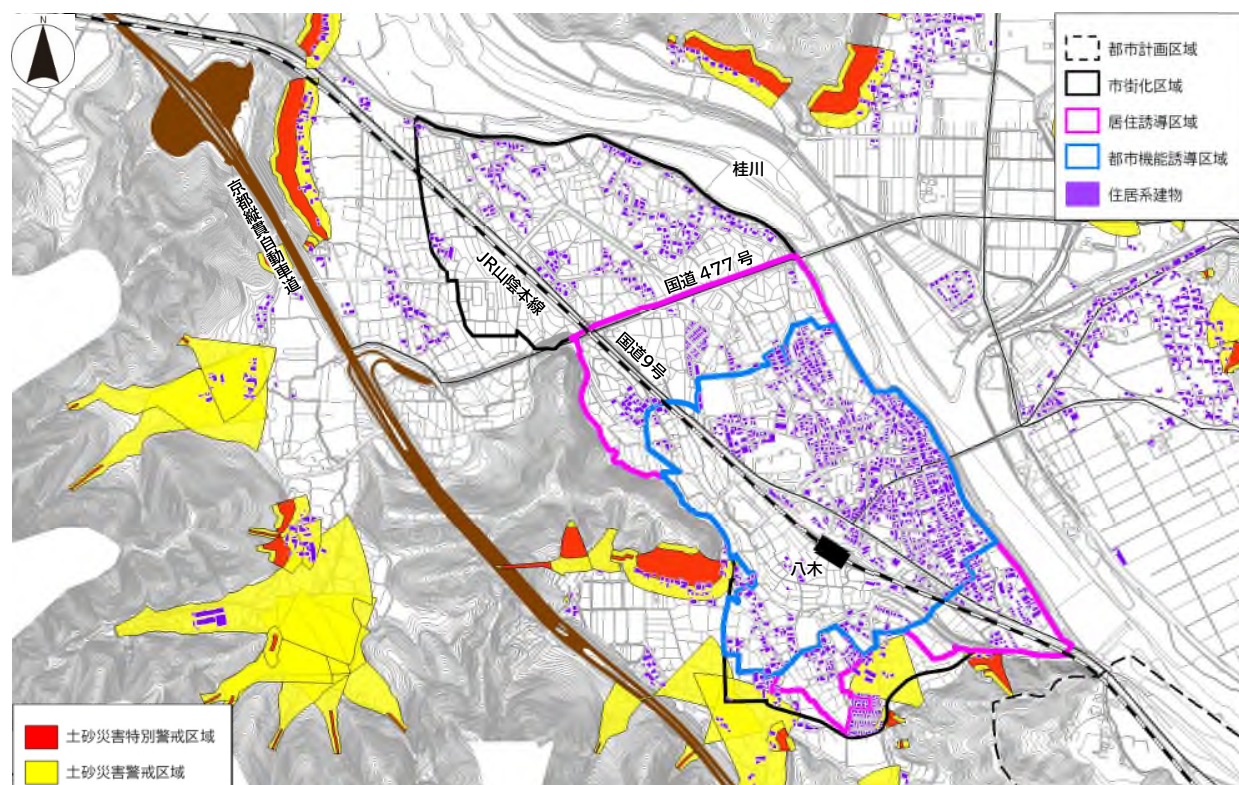


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×住居系建物分布状況の重ね合わせ（八木市街地）

【分析 7】 土砂災害による緊急輸送道路の機能停止の可能性

ハザード情報	都市の情報
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	緊急輸送道路

分析結果	・緊急輸送道路に指定されている道路の山間部については、土砂災害警戒区域が指定されている区間があります。
課 題	・土砂災害により道路が寸断され、車両の通行が困難となり、緊急輸送道路としての機能が低下・停止するおそれがあります。

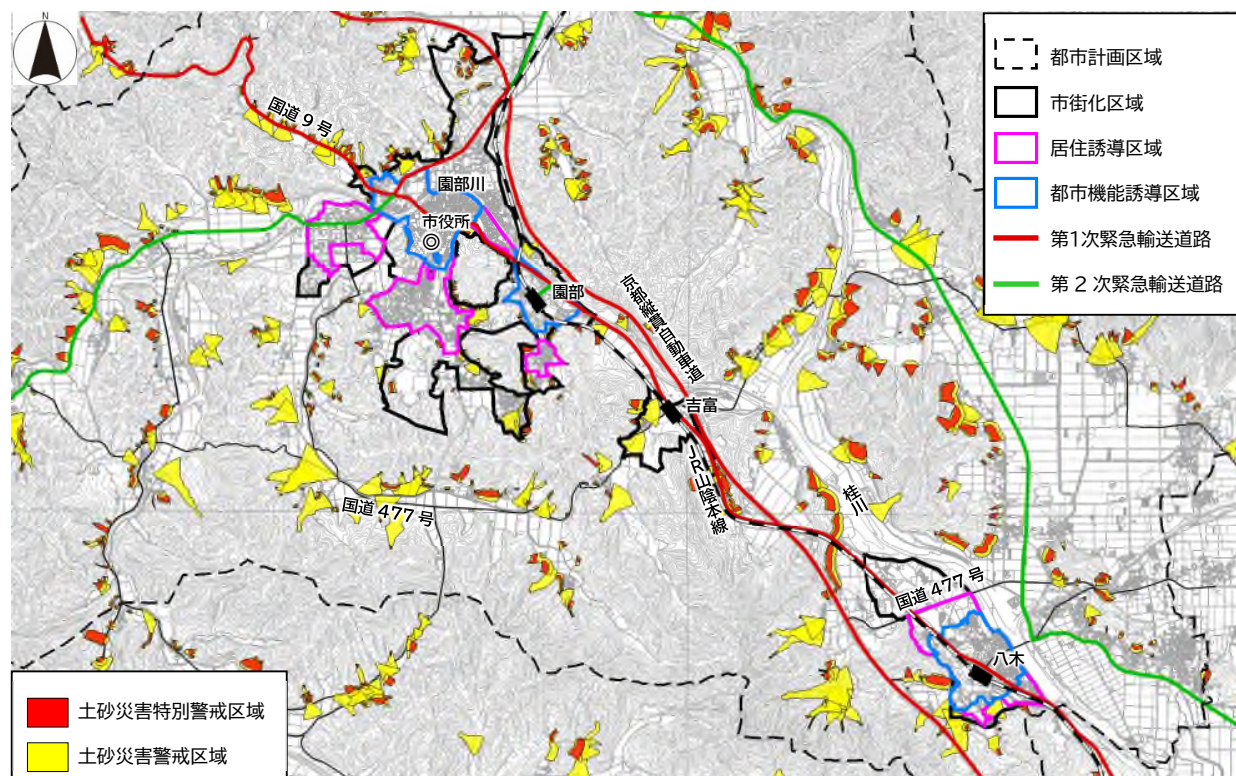


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×緊急輸送道路の重ね合わせ

【分析 7】 土砂災害による緊急輸送道路の機能停止の可能性

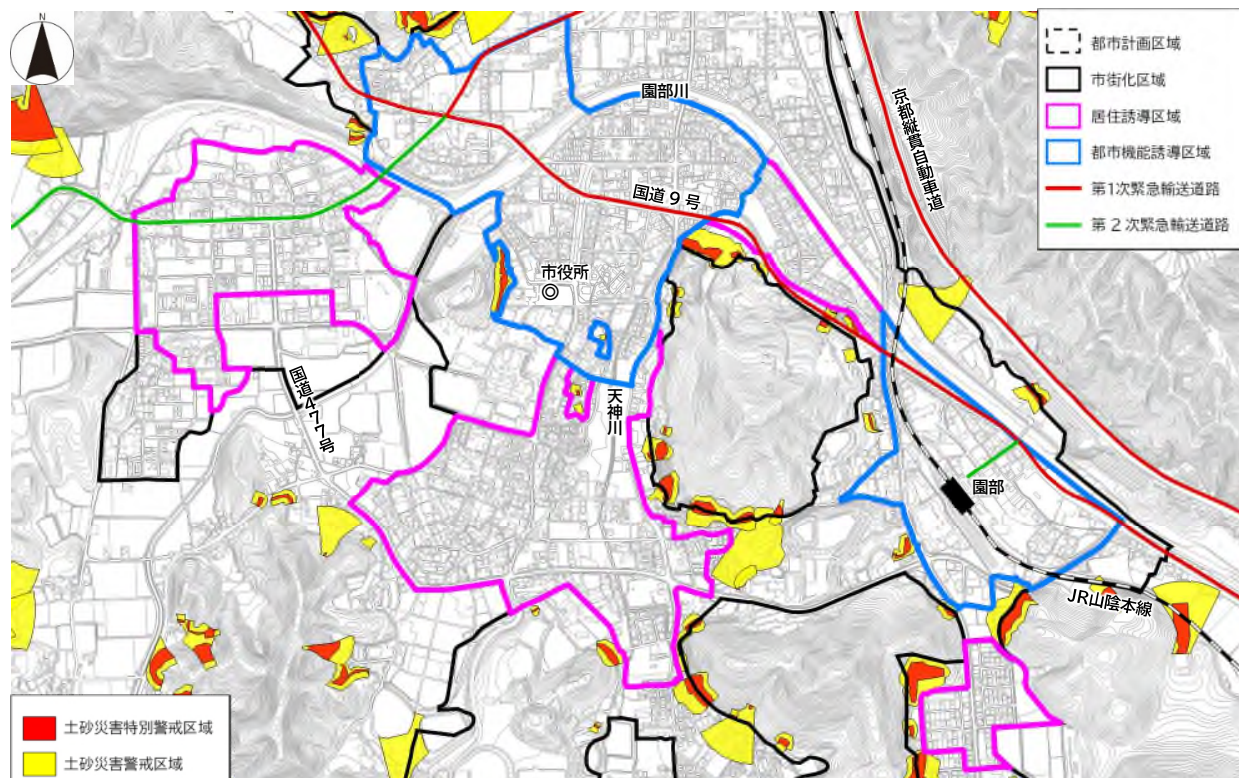


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×緊急輸送道路の重ね合わせ（園部市街地）

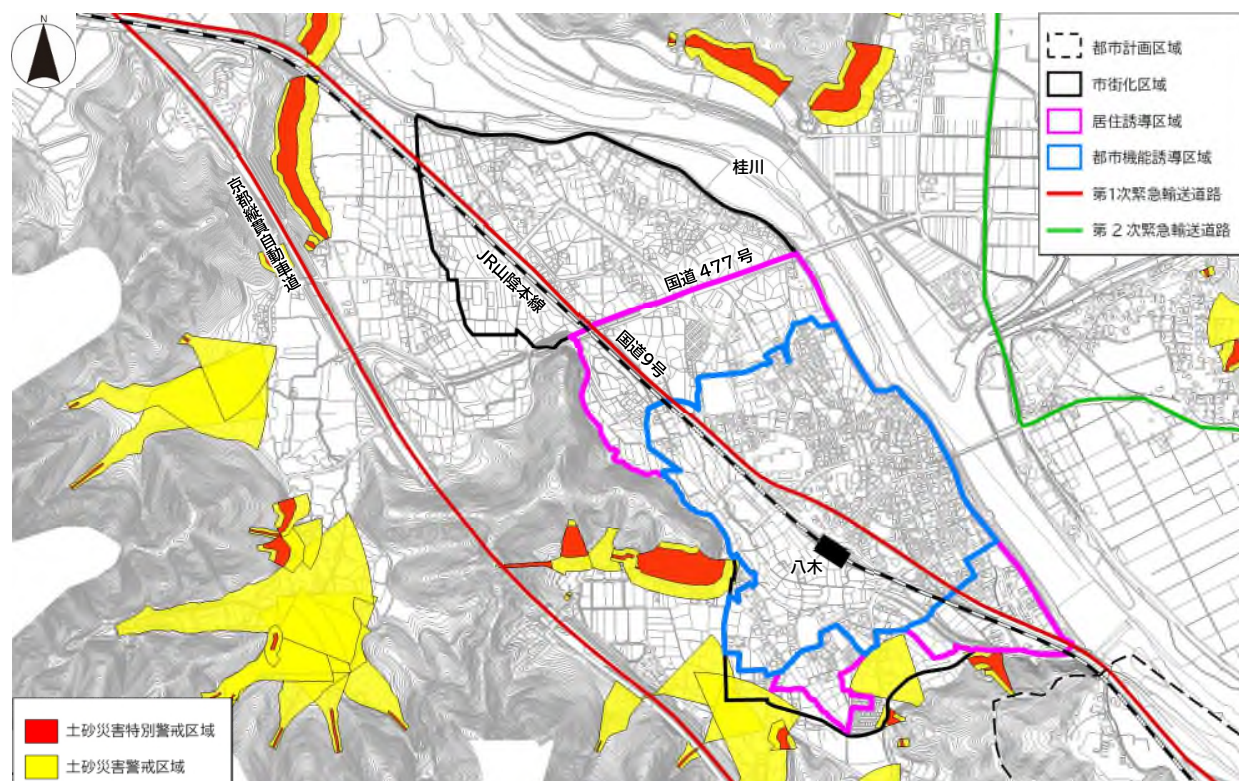


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×緊急輸送道路の重ね合わせ（八木市街地）

【共通】水害

- ・広い範囲で0.5m以上浸水するおそれがあり、早期の避難行動が必要(①②)
- ・浸水により緊急輸送道路としての機能が低下・停止するおそれがある(③)

【共通】土砂災害

- ・山裾沿いの集落で住宅の損壊等のおそれがある(⑥)
- ・都市計画区域内の住宅の24%が土砂災害警戒区域(⑥)

土砂災害

市街化区域の一部でも斜面の崩壊等のおそれがある(⑦)

水害

桂川、園部川の沿川等で河岸浸食により家屋が流出するおそれがある(⑤)

土砂災害

緊急輸送道路が寸断されるおそれがある(⑦)

水害

一般的な2階建て住宅で垂直避難が困難となる3m以上の浸水のおそれがある(②)

国道9号

園部川

市役所

京浜東北線

園部

三ツ木駅

吉

国道477号

八木

国道477号

収容避難所500m圏

都市計画区域

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 住居系建物(1層)
- 住居系建物(2階)
- 住居系建物(3階)

想定最大規模降雨による想定浸水深

- 0.5m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上 10.0m未満
- 10.0m以上 20.0m未満
- 過去に浸水が発生した区域(内水被害)

第1次緊急輸送道路

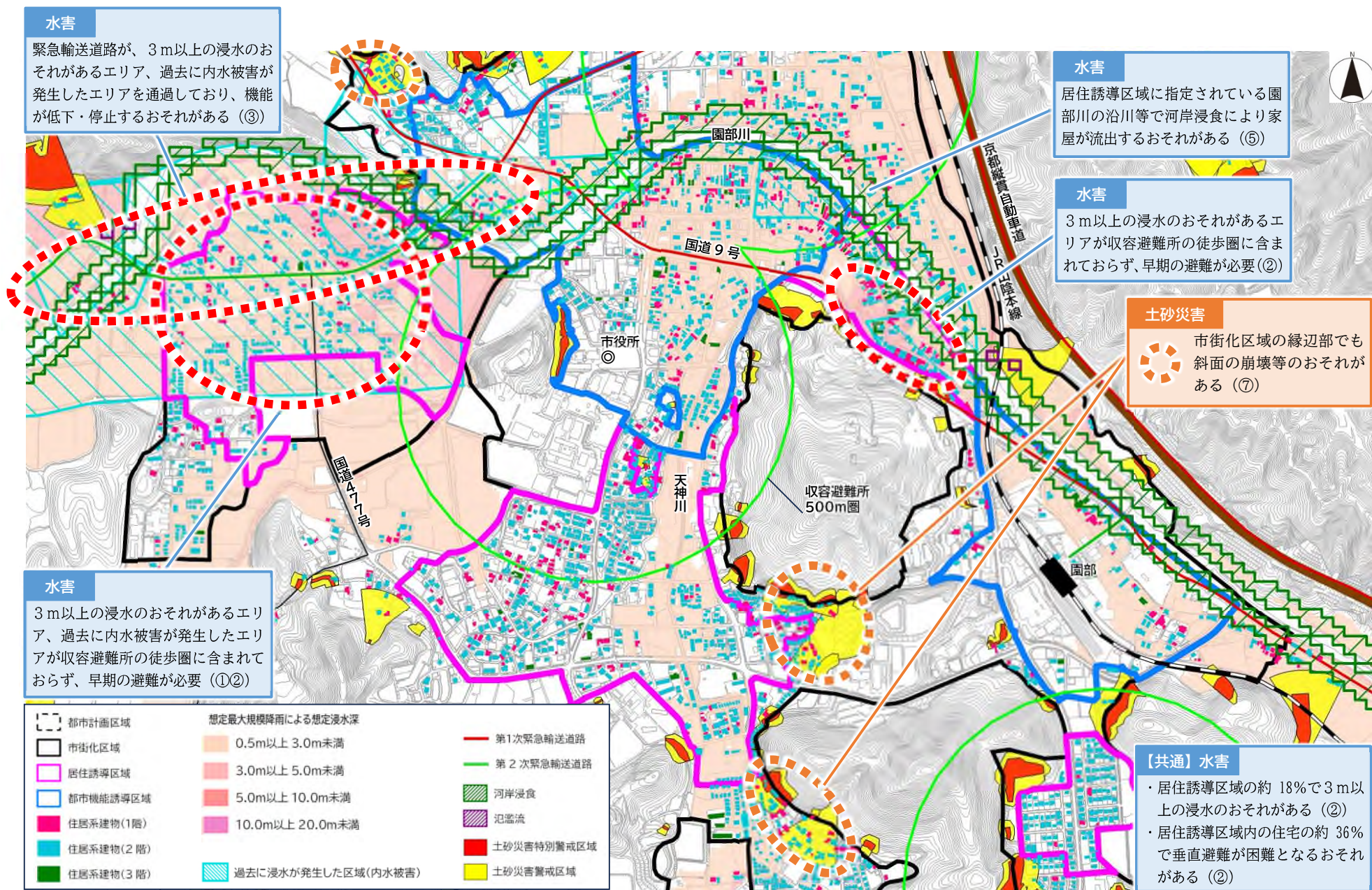
第2次緊急輸送道路

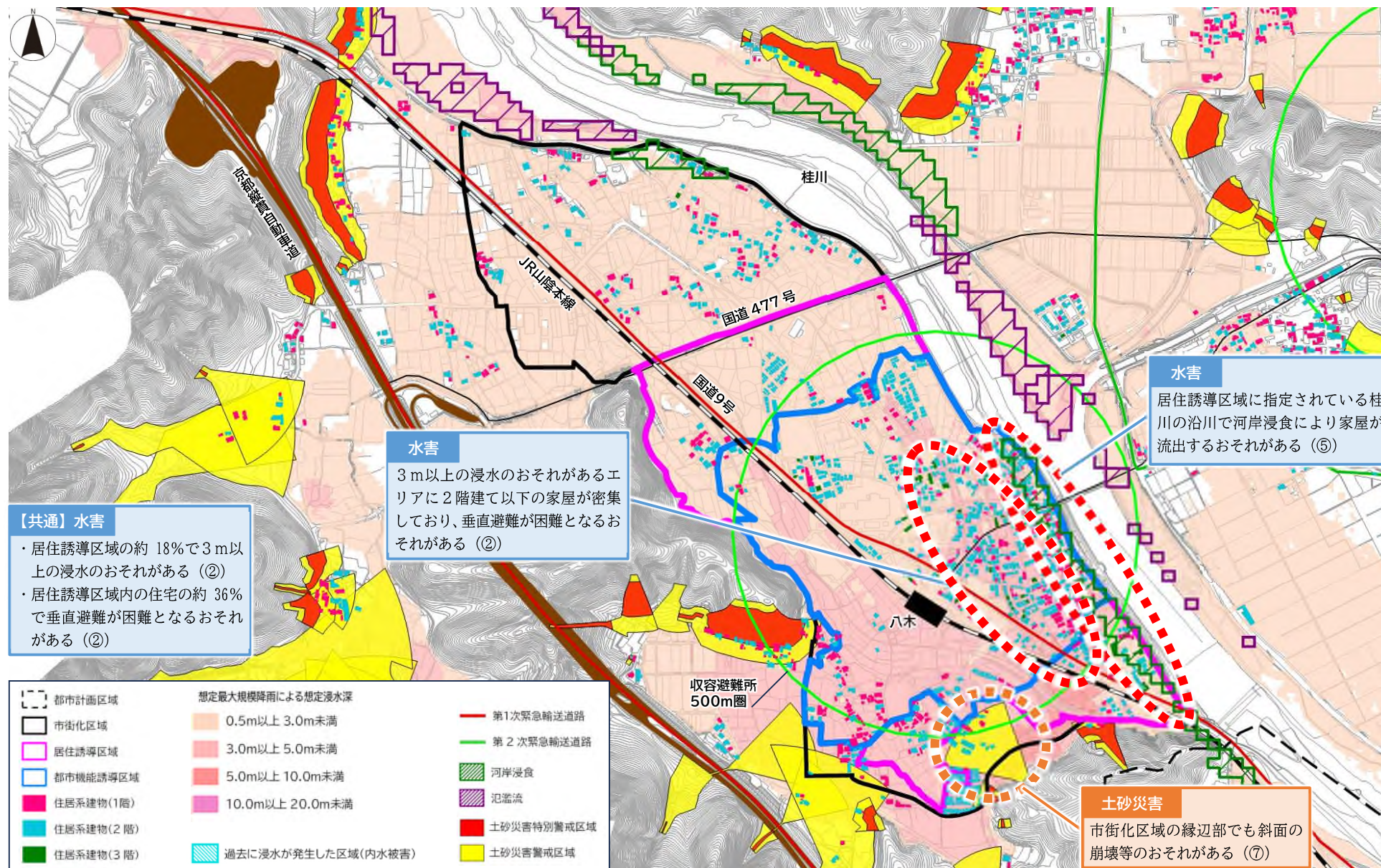
河岸浸食

氾濫流

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域





(4) 防災まちづくりの将来像、基本方針の検討

① 防災まちづくりの将来像

現状の水災害(水害、土砂災害)リスクや課題の整理結果、および関連計画での基本方針等を踏まえ、防災まちづくりの将来像を『市民との協働による災害に強いまちづくり』と設定します。

水災害に関する課題

- 広い範囲で 0.5m以上浸水するおそれがあり、早期の避難行動が必要
- 浸水により緊急輸送道路としての機能が低下・停止するおそれがある
- 桂川、園部川の沿川等で河岸浸食により家屋が流出するおそれがある
- 市街化区域内にも、一般的な2階建て住宅で垂直避難が困難となる3m以上の浸水のおそれがあるエリアが分布
- 都市計画区域内の住宅の 24%が土砂災害警戒区域に指定
- 土砂災害により緊急輸送道路が寸断されるおそれがある
- 市街化区域の縁辺部でも斜面の崩壊等のおそれがある

都市計画マスタープラン 改訂第2版

安全・安心のまちづくりの基本方針

②市民との協働による災害に強いまちづくり

「南丹市地域防災計画」及び「南丹市国土強靱化地域計画」に基づいて、防災関係機関の連携強化、防災施設などの充実による各種安全対策、災害に対する市民意識の啓発などを進めます。

また、地域コミュニティを活かした近隣での助け合い活動や自主防災組織の育成・活用を促進するなど、地域ぐるみによる防災体制の確立を図ります。

国土強靱化地域計画

【基本目標】

- ・ 人命の保護が最大限に図られること
- ・ 南丹市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ・ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ・ 迅速な復旧復興に資すること

地域防災計画

【計画の理念】

- ・ 被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備(ハード)と情報・教育・啓発・訓練(ソフト)の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- ・ 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

市民との協働による災害に強いまちづくり

② 防災まちづくりの基本方針

災害リスクの分析で明らかとなった防災上の課題に対して、土地利用の見直しなどによる災害リスクの「回避」と、施設整備や地域防災力の向上などの「低減」の考え方を組み合わせ、防災力を高めていくものとします。

災害リスクの「回避」

本市においては、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、3m以上の浸水が見込まれる区域などの災害リスクの高いエリアが、市街化調整区域だけでなく、市街化区域の一部にも分布しているため、災害リスクの低いエリアへの緩やかな立地誘導により、災害リスクの「回避」を図ります。

市街化調整区域については、開発許可制度、災害リスクを考慮した地区計画の運用等を通じた立地の適正化に継続して取り組みます。

市街化区域については、土砂災害等のリスクの高いエリアを居住誘導区域から除外することにより、より安全性の高いエリアへの緩やかな誘導を図ります。

災害リスクの「低減」

居住や都市機能を誘導する区域を中心として、河川、道路、下水道、宅地等の都市基盤の整備によるハード対策を講じ、災害の発生頻度・規模を低減するように努めます。また、災害による被害の軽減を図るため、建築物の耐震化や災害発生時の防災拠点となる施設の整備を推進します。

気候変動などの影響による災害のさらなる頻発・激甚化が懸念されることを踏まえ、時間と費用を要するハード対策には限界があることから、日頃からの防災情報の発信や防災教育・意見交換等の防災意識の啓発活動などに努めることにより、自助、共助、公助による地域防災力の向上を図ります。

(5) 具体的な取組みと実施スケジュール

水害、土砂災害について、ハード・ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組みを設定し、計画期間(2040(令和22)年)内における実施時期の目標を定めます。

	取組内容(施策)	実施主体	出典	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	届出・勧告による居住の立地誘導	市	—	→	→	→
	災害の危険性が著しく高いエリアでの開発規制(土地利用等の規制、適正な林地開発指導等)	府/市	MP・強	→	→	→
	新たな土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定促進	府	MP	→	→	→
リスク低減(ハード)	治山事業や急傾斜地崩壊防止対策の推進(土砂災害防止施設の整備等)	国/府/市	MP・強	→	→	→
	総合的な流域治水対策の推進(森林・農地の保全や流域内貯留・浸透施設の整備等)	国/府/市	河	→	→	→
	桂川、園部川などの主要河川の改修の促進(河道掘削、河道拡幅、護岸整備等)	府	MP・河	→	→	→
	中小河川や用排水路の氾濫防止	市	MP	→	→	→
	雨水排水路や樋門の維持管理	市	強	→	→	→
	災害に強い基盤整備の推進(ライフラインや情報伝達網の耐震化整備、非常用の貯水施設の設置、橋梁の長寿命化等)	府/市	MP・強	→	→	→
	安全な避難地や避難路の確保	市	総・MP・防・強	→	→	→
	緊急輸送道路の機能強化(迂回路の整備、橋梁の耐震化)	府/市	強	→	→	→
	京都縦貫自動車道園部IC～丹波IC間の4車線化の事業促進	国	強	→	→	→
	国道9号、162号、372号、477号の改良整備	国/府	強	→	→	→
	府道路整備プログラムに基づく狭隘道路の改良	市	強	→	→	→
	交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化の促進	府/市/市民	強	→	→	→
	災害時の拠点となる道の駅の機能強化	府/市	強	→	→	→

→ : 既に取り組んでいる施策

→ : 取り組みを強化する、または今後新たに取り組む施策

【出典】

総：第2期総合振興計画
MP：都市計画マスタープラン 改訂第2版
防：地域防災計画
強：国土強靱化地域計画
河：淀川水系桂川上流圏域河川整備計画

取組内容（施策）		実施主体	出典	実施時期の目標		
				短期 （5年）	中期 （10年）	長期 （20年）
リスク低減（ソフト）	防災講座・防災訓練の実施	市	防・強	→	→	→
	避難行動タイムラインの作成	市/市民	強	→	→	→
	I C Tを活用した情報伝達手段の整備（防災行政無線、インターネット、衛星携帯電話、Em-Net 等）	市/市民	総・強	→		
	地域に密着した初期防災体制の構築（自主防災組織の育成・整備、避難体制の確立）	市/市民	総・MP・防・強	→	→	→
	災害危険区域の周知（総合防災ハザードマップの普及・更新、ため池ハザードマップの作成等）	市	MP・強	→	→	→
	防災関係機関との連携強化	市	総	→	→	→
	事業継続計画（BCP）策定の促進	市/市民	防・強	→		
	要配慮者への支援強化（要配慮者支援プラン等の作成）	市/市民	総・MP・防	→		
	防災教育の推進、地域防災を担う人材の育成	市/市民	総・強	→	→	→
	自主防災組織の育成	市/市民	総・MP・防・強	→	→	→

→：既に取り組んでいる施策

→：取り組みを強化する、または今後新たに取り組む施策

【出典】

総：第2期総合振興計画

MP：都市計画マスタープラン 改訂第2版

防：地域防災計画

強：国土強靱化地域計画

(6) 目標値の検討

本計画における防災指針の目標値は、上位関連計画での指標や目標値等を参考に、以下のように設定します。

目 標 指 標	現況値 (年度)	目標値 (年度)	備 考
自主防災組織の組織率	55.1% (R6)	100% (R22)	第2期総合振興計画、国土強靱化地域計画における目標指標
防災出前講座の開催数	8回 (R6)	12回 (R22)	
避難行動タイムラインの作成組織数	14 (R6)	27 (R22)	国土強靱化地域計画における目標指標
自主防災組織の訓練実施率	11% (R6)	20% (R22)	
収容避難所の指定箇所数	20箇所 (R6)	20箇所 (R22)	
防災の面で安心して暮らせるまちだと思う割合	33.4% (R6)	45% (R22)	現況値は令和6年度市民意識調査(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計) 目標値は現況値の約1.5倍を目安として設定
地域での防災活動が活発にされていると思う割合	27.4% (R6)	40% (R22)	
災害に関する情報について、市から十分な情報が発信されていると思う割合	43.5% (R6)	65% (R22)	

(7) 防災・減災まちづくりの進め方

PDCAサイクルによる進捗管理

防災指針に基づく取組みは、長期的な視点による継続的な取組が必要となることから、PDCAサイクルによる進捗管理・見直しを行います。

この際、ハザードに対する新たな知見、現在進めている取組みや調査の結果等を踏まえ、必要に応じて、居住誘導区域、都市機能誘導区域についても見直していきます。

流域・広域の観点からの連携

気候変動の影響による降水量の増大や社会状況の変化などを踏まえ、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」(流域全体を俯瞰し、ハザード・暴露・脆弱性への対応を組み合わせた総合的かつ多層的な対策)を加速化・深化させるため、流域内のリスク分担に留意し、上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保しながら、流域全体として地域の安全度の向上を図ります。

地域の関係者との合意形成

防災・減災まちづくりを進めるにあたっては、地域にどのような災害ハザードが存在し、そのリスクを軽減するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の住民や事業者をはじめとする関係者との間で共有し、合意形成が図られることが重要です。

地域の災害リスクと対策及び当該対策によるリスク軽減の程度、費用対効果、対策に要する時間等、様々な情報を地域の関係者に提供し、必要に応じて専門家の協力を得るなど、わかりやすい説明に努め、円滑な防災・減災まちづくりの推進につなげます。

10. 定量的な目標値の設定、施策の達成状況に関する評価方法

(1) 定量的な目標値の設定

本計画は、策定後概ね5年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う、動的な計画として運用します。

この評価を行う際に、誘導施策の進捗状況やその効果等を客観的かつ定量的に把握するため、指標を設定します。

指標は、定量的な目標値を設定する指標の他、目標値は設定しないものの施策実施による効果発現状況を確認するための指標を設定します。

① ストーリーにより目指す目標・目標値

若年層の定住意向が低く、市街地中心部での若年人口の減少や空洞化が著しく進行している現状から、生活サービスの存続に向けた市街地中心部での人口集積の維持が課題となっている中、「まちづくりの方針(ターゲット)」「誘導方針(ストーリー)」を設定しました。

これを踏まえて「**居住誘導区域の人口密度を維持する**」ことを目標とし、下表のとおり目標値を設定します。

【指標】 居住誘導区域の人口密度			
居住誘導区域の人口密度		園部地域	八木地域
現状	2010 年	34.8 人/ha	27.3 人/ha
	2020 年	36.2 人/ha	23.7 人/ha
将来 (2040 年)	【推計値】	30.4 人/ha	19.1 人/ha
	【目標値】	36.2 人/ha 推計値より約 990 人 人口増	23.7 人/ha 推計値より約 390 人 人口増

② 効果発現状況を確認するためのその他の指標

〔指標〕 居住誘導区域内の若年人口（１５～３４歳）

居住誘導区域の若年人口		園部地域	八木地域
現状	2010 年	1,917 人	531 人
	2020 年	1,765 人	366 人
将来 (2040 年)	[推計値]	961 人	299 人

〔指標〕 都市機能誘導区域内の誘導施設数

誘導施設（現時点）		都市機能誘導区域	
		園部地域	八木地域
医療施設	病院*1	1 件 (園部病院)	1 件 (京都中部総合医療センター)
	診療所*1	8 件	1 件
商業施設	食料品・日用品店*2	1 件	1 件
支援施設 子育て	保育所	0 件	0 件
教育施設	幼稚園	1 件 (南丹市立園部幼稚園)	0 件
文化施設	図書館	1 件 (南丹市立中央図書館)	1 件 (南丹市八木図書室)
	博物館	1 件 (南丹市立文化博物館)	—

*1 診療科目に内科、外科、眼科、産婦人科、小児科のいずれかを含む病院、診療所

*2 総合スーパー

【参考】目標値の達成により期待される効果の定量化

居住誘導区域内の若年人口（１５～３４歳）の減少抑制			
居住誘導区域の若年人口		園部地域	八木地域
現状	2010 年	1,917 人	531 人
	2020 年	1,765 人	366 人
将来 (2040 年)	[推計値]	961 人	299 人
	[目標値達成による効果]	1,142 人 約 180 人の減少抑制	372 人 約 70 人の減少抑制

（２）施策の達成状況に関する評価方法

本計画は、右図のPDCAサイクルの考え方に基つき、策定後概ね５年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

評価は、誘導施策の進捗状況の調査・分析の他、人口動態、誘導施設の立地状況、前項で設定した目標値の達成状況や効果発現状況を確認するためのその他指標の動向等の調査・分析により行います。

これらの結果に応じて、居住誘導区域の人口密度を維持する施策や、都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導する施策等について、既存施策の更新や新たな施策の追加等を行います。

また、評価結果は公平かつ専門的な第三者としての立場である南丹市都市計画審議会に報告し、意見を聴取しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

